

第二章 現行關稅 第四節 關稅の種類

一七八

第二條 輸入税ノ免除ヲ受ケムトスル者ハ輸入申告書ニ農商務大臣ノ許可ヲ受ケタルコトヲ證スル書類ヲ添付スヘシ

輸入申告ハ礦油使用者ノ名ヲ以テスルコトヲ要ス

第三條 輸入税ノ免除ヲ受ケタル礦油ヲ目的タル用途ニ供セサルトキハ其ノ輸入税ヲ追徴ス但シ之ヲ第一條ノ規定ニ依リ輸入税ノ免除ヲ受クルコトヲ得ヘキ他ノ用途ニ供セムトスル場合ニ於テ農商務大臣ノ許可ヲ受ケ税關ニ申告シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

五 軍艦

六 本邦ニ派遣セラレタル外國ノ大使又ハ公使ニ屬スル自用品並在本邦外國大使館又ハ公使館ニ屬スル公用品

七 本邦大使館又ハ公使館ノ館員ニ屬スル自用品ニ對シ關稅ヲ免除スル國ノ在本邦大使館又ハ公使館ノ館員ニ屬スル自用品及本邦領事館ニ屬スル公用品ニ對シ關稅ヲ免除スル國ノ在本邦領事館ニ屬スル公用品

八 本邦在住者ニ贈與スル勳章、賞牌及記章

九 記録文書其ノ他ノ書類

十 官立公立ノ學校、博物館、物品陳列所其ノ他ノ營造物及私立ノ專門學校ニ陳列スル標本又ハ參考品トシテ輸入スル物品

十一 慈善又ハ救恤ノ爲ニ寄贈シタル物品

十二 政府ノ輸入ニ係ル政府ノ專賣品

十三 商品ノ見本但シ見本用ニノミ適スルモノニ限ル

十四 旅客ノ用品及旅客ノ職業上必要ナル器具但シ旅客ノ身分ニ相當スルモノニシテ稅關カ適當ト認メタルモノニ限ル

十五 在外軍隊及軍艦ヨリ送還シタル物品

十六 個人ニ屬スル引越荷物但シ既ニ使用セラレタルモノニ限ル

十七 輸出シタル物品ニシテ五年以内ニ輸入セラレ輸出ノ時ノ性質及形狀ヲ變セサルモノ但シ酒精、酒類、砂糖及第八條又ハ第九條ニ依リ輸入税ノ免除又ハ拂戻ヲ受ケタル物品ヲ除ク

十八 命令ヲ以テ指定シタル輸出貨物ノ容器ニシテ再輸入スルモノ但シ第八條ニ依リ輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ除ク

備考

命令を以て指定せられたる輸出貨物の容器は左の如し

一 礦水壘及清涼飲料水壘

二 麥酒樽

三 硫酸壺及硫酸罐

四 鐵製壓搾瓦斯容器

第二章 現行關稅 第四節 關稅の種類

一七九

五 綿製又ハ黃麻製ノ穀粉袋及セメント袋

十九 本邦ヨリ出漁セル船舶ヲ以テ捕獲採取シタル魚介類、海獸、海藻其ノ他ノ水産物及其ノ製品ニシテ工程ノ簡單ナルモノ但シ當該船舶又ハ之ニ附屬セル船舶ヲ以テ輸入シタルモノニ限ル

二十 外國航行ノ艦船ニ船用ノ爲港内ニ於テ引渡ス物品

二十一 難破シタル本邦船舶ノ解體材及艤裝品

二十二 本邦ヨリ出港シタル船舶ニ搭載シタル輸出貨物ニシテ該船舶難破シタル爲積戻リタルモノ

二十三 國道府縣其他ノ公共團體、政府ノ指定スル産業ニ關スル法人又ハ政府ノ許可ヲ受ケタル者ノ輸入スル種用動物、獸疫免疫血清及獸疫豫防接種液次に左ノ物品で輸入の日より一年以内に再び輸出するものは、關稅定率法第八條の規定に依り輸入税を免せらるゝこととなつて居る。但し税關に於ては同品輸入の際税金に相當する擔保を提供せしむることが出来るのである。

一 加工ノ爲輸入スル物品ニシテ命令ヲ以テ指定シタルモノ

備考 關稅定率法第八條第一號ニ依リ加工ノ爲輸入スル物品ニ關スル明治三十九年九月勅令第二百六十一號

第一條 關稅定率法第八條第一號ニ依ルコトヲ得ヘキ物品左ノ如シ

一 彫刻、七寶、象眼、電鍍、珙瑯、塗漆、繪畫又ハ模様ヲ施ス爲輸入スル製品

二 繪畫又ハ模様燒附ノ爲輸入スル磁器及陶器

三 精練、漂白、色染、捺染又ハ友禪染ノ爲輸入スル絲織、布帛及布帛製品

四 絲拔、縫、刺繡又ハ縁縫ヲ施ス爲輸入スル布帛及布帛製品

五 鞋又ハ色染ヲ施ス爲輸入スル毛皮及獸皮

第二條 前條ノ物品ヲ輸入セムトスル者ハ輸入申告書ニ輸入ノ目的、加工ノ種類及加工者ノ氏名ヲ附記スヘシ

第三條 加工シタル物品ヲ輸出スルニハ其ノ原品ヲ輸入シタル開港ニ由ルヘシ

第四條 加工シタル物品ヲ輸出セムトスルトキハ輸出申告書ニ加工者ノ作製セル加工證明書ヲ添附スヘシ

加工證明書ニハ物品ノ名稱、物質、數量、加工ノ種類及該證明書作製ノ年月日ヲ記載シ加工者之ニ署名又ハ記名捺印スヘシ

二 輸入貨物ノ容器ニシテ命令ヲ以テ指定シタルモノ

備考 命令を以て指定せられたる、輸入貨物の容器は左の如し。

一 壓搾瓦斯ヲ填充セル鐵製容器

二ノ二 輸出貨物ノ容器ニ使用スル物品ニシテ命令ヲ以テ指定シタルモノ

備考 命令を以て指定せられたる同物品左の如し。

一 壓搾瓦斯ノ容器ニ使用スル鐵製「シリンダー」

二 油類、酸類又ハ糖蜜ノ容器ニ使用スル鐵製「ドラム」

三 砂糖ノ容器ニ使用スル「アマベラ」袋及「ガンニー袋」

四 石炭「タール」ノ容器ニ使用スル木製樽

三 修繕ノ爲輸入スル物品

四 學術研究ノ爲輸入スル物品

第二章 現行關稅 第四節 關稅の種類

一八四

て税關に於て右輸入税の免除を爲す場合に於ては、輸入の際税金に相當する擔保を提供せしめ得ることは、前同様である。
尙ほ本件に關する命令を掲ぐれば左の如し。

關稅定率法第九條ニ依ル命令ノ件

大正十年五月二十八日 勅令第二百三十八號

大正十年六月一日實施

第一條 關稅定率法第九條第一項ノ規定ニ依リ製造品並輸入原料品及之ニ對スル輸入税ノ免除又ハ拂戻ノ率ヲ定ムルコト左ノ如シ
第一種 (第一種ハ拂戻税品目及拂戻税率ニ付、茲に之を省略シ、次款戻税の部に掲ぐ)

第二種

製造品	輸入原料品	免除	除率
一 精製糖、角砂糖、棒砂糖 其ノ他類似ノモノ(骨炭 濾過又ハ稅務署ノ承認シ タル之ニ代ルヘキ方法ニ 依リタルモノニ限ル)	砂糖 和蘭標本色相第十一號未滿ノモノ 和蘭標本色相第十五號未滿ノモノ 和蘭標本色相第十八號未滿ノモノ	每百斤	二圓五十錢 三圓十錢 三圓三十五錢
二 水砂糖	砂糖 和蘭標本色相第十一號未滿ノモノ 和蘭標本色相第十五號未滿ノモノ 和蘭標本色相第十八號未滿ノモノ	每百斤	一圓九十錢 二圓四十錢 二圓六十錢

三 胡麻子油	和蘭標本色相第三十一號未滿ノモノ 和蘭標本色相第二十一號以上ノモノ	每百斤	三圓三十錢 三圓六十錢
四 荳蔻子油	胡麻子	每百斤	七十九錢
五 菜子油又ハ芥子油	菜子又ハ芥子	每百斤	六十六錢
六 落花生油	落花生	每百斤	四十錢
七 小麥粉(末粉ヲ含ム)	甲 脫穀セサルモノ 乙 其ノ他	每百斤	五十八錢 七十錢
八 麥、酒	小麥 麥芽	每百斤	七十七錢 二圓二十錢

第二條 關稅定率法第九條第二項ノ規定ニ依リ輸入税ヲ免除スル原料品及之ニ對スル輸入税ノ免除率ヲ定ムルコト左ノ如シ

製造品	輸入原料品	免除	除率
一 亞鉛華 厚〇、二五ミリメートルヲ起エサ ル亞鉛薄板	亞鉛(塊、錠及粒) 亞鉛(塊、錠及粒)	每百斤	三圓
二 大豆油糟	大豆	每百斤	七十錢
イ 胡麻子油糟	胡麻子	每百斤	二十一錢
ロ 荳蔻子油糟	荳蔻子	每百斤	十九錢
ハ 菜子油糟又ハ芥子油糟	菜子又ハ芥子	每百斤	二十五錢
ニ 落花生油糟	落花生	每百斤	二十一錢
ホ 落花生油糟	甲 脫穀モサルモノ 乙 其ノ他	每百斤	二十五錢

第二章 現行關稅 第四節 關稅の種類

一八五

第二章 現行關稅 第四節 關稅の種類

一八六

第三條 前二條ニ掲クル製造品ノ製造ニハ輸入原料品ト同種ノ原料品ヲ混淆使用スルコトヲ得ス但シ第一條第二種製造品及前條製造品ノ製造ニ付課メ稅務官署ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

前二條ノ規定ニ依リ輸入稅ノ免除ヲ受ケタル原料品ヲ以テスル製造ハ稅務官署ノ承認ヲ受ケタル製造場ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス

內國產原料品ヲ混淆使用セサル第一條第二種第一號ノ精製糖ハ同條第二種第二號ノ米砂糖ノ製造ニ之ヲ使用スルコトヲ得

第四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ輸入稅ノ免除ヲ受ケタル原料品ノ輸入申告者ヨリ輸入稅ヲ追徵ス

一 輸入原料品ヲ他ノ用途ニ供シタルトキ

二 前條第三項ノ場合ヲ除クノ外第一條ノ製造品ヲ輸出以外ノ目的ニ供シタルトキ

三 前條第一項又ハ第二項ノ規定ニ違反シタルトキ

四 第一條ノ第二種原料品輸入ノ日ヨリ左ノ期間内ニ製造品ヲ輸出セサルトキ

第一號及第二號ノ製造品ニ付テハ一年

第三號乃至第八號ノ製造品ニ付テハ二年

五 第二條ノ原料品輸入ノ日ヨリ一年内ニ製造ヲ終ヘサルトキ

第五條 當該官吏ハ隨時製造場又ハ藏置場ニ就キ原料品、製造品、副産物、製造用器具機械又ハ帳簿書類ヲ検査スルコトヲ得

第六條 當該官吏ハ原料品、製造品、副産物、藏置場又ハ製造用器具機械ニ封印ヲ施シ其ノ他監督上必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

附則

本令ハ大正十年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十九年勅令第二百六十五號及同年勅令第二百六十六號ハ之ヲ廢止ス

本令施行前輸入シタル原料品ヲ用キテ明治三十九年勅令第二百六十五號第一條ノ製造品ヲ製造シ大正十一年五月三十一日迄ニ輸出シタル者ニハ仍同令ニ依リ輸入稅ノ拂戻ヲ爲ス

本令施行前輸入シタル原料品ヲ用キテ肥料ヲ製造シタル者ニ對シテハ仍舊令ニ依リ輸入稅ノ拂戻ヲ爲ス

備考

明治三十九年勅令第二百六十五號は、關稅定率法第九條第一項に依る製造品の原料輸入稅拂戻に關する件及同年勅令第二百六十六號は、關稅定率法第九條第二項に依る肥料の原料輸入稅拂戻に關する件なり。

更に、船舶の建造又は修繕に使用する鐵鋼材、艦裝品、艦裝品部分品、機關又は機關部分品にして命令を以て指定したるものには、命令の定むる所に依り其の輸入稅を免除せらるゝことゝなつて居る。

而して本件に關する命令を掲ぐれば左の如し。

關稅定率法第十條ニ依ル命令ノ件

大正十年五月二十八日勅令第二百三十九號

大正十年六月一日實施

第一條 關稅定率法第十條ノ規定ニ依リ輸入稅ヲ免除スル物品ハ左ノ各號ニ掲クルモノニシテ鐵鋼船ノ建造又ハ修繕ニ使用スルモノニ限ル

一 鐵鋼材(船體用、機關用又ハ艦裝品用ノモノ)

鋼塊及鋼片(鍛造用ノモノ)

條及竿(テーパー形、アングル形等ノ形狀ヲ有スルモノ及タービンブレードインクナ合ム)

板

筒及管(鑄タルモノヲ除ク)

二 艦裝品

操舵用テレモーター及テレモーター付操舵裝置

水壓式支水隔壁戶及其ノ裝置

ウエリソン式ボートダビット及其ノ裝置

クレイトン式消火消毒裝置

クロノメーター

廚房裝置

洗濯裝置

第二章 現行關稅 第四節 關稅の種類

一八七

三 機關部分品

タービン用ノフオーシドインゴット、フオーシドディスク、フオーシドリリング、ホローアルーム、ロートルドラム及エキ
スパンシヨソリンカ

コルゲーテッドホイラーフアーネスチユーア

ハウデン式フアーネスフロント

マツクネール式ノマンホールドア及マンホールドアサツドルプレート

四 新規發明品又ハ本邦ニ於テ製作困難ナル特殊ノ物品ニシテ逡信大臣ノ認許ヲ得タル鑛製品、鑛製品部分品、機關又ハ機關部
分品

第二條 前條ニ掲ケル物品ヲ使用シテ鐵鋼船ノ建造又ハ修繕ヲ爲ス者ハ大藏大臣ノ定ムル事項ニ付豫メ管海官廳ノ承認ヲ受ケ其ノ
承認書ヲ輸入税ノ免除ヲ受ケムトスル物品ノ輸入手數ヲ爲ス税關ニ提出スヘシ承認ヲ受ケタル事項ヲ變更セムトスルキ亦同シ

第三條 前條ニ規定スル者其ノ工場又ハ藏置場ニ稅關官吏ノ當時派出ヲ受ケル場合ニ於テハ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ手數料ヲ納
付スヘシ

第四條 第二條ニ規定スル者ハ船舶ノ建造又ハ修繕ノ工事施行ニ付テハ管海官廳、輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品ノ取扱ニ付テハ稅
關長ノ監督ヲ受ケヘシ

第五條 船舶ノ建造又ハ修繕竣リタルトキハ第二條ニ規定スル者ハ其旨管海官廳ニ申告シテ承認ヲ受ケ承認書ヲ稅關ニ提出スヘシ

第六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ物品ノ輸入免許ヲ取消シ又ハ輸入申告者ヨリ輸入税ヲ追徴ス但シ大藏大臣ノ定ムル
所ニ依リ稅關長ノ認許ヲ受ケタル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

一 承認ヲ受ケタル物品ヲ當該船舶ノ建造ニ使用セザルトキ

二 承認ヲ受ケタル竣工期限迄ニ船舶ノ建造竣ラザルトキ

三 承認ヲ受ケタル期間内ニ修繕ニ使用スヘキ物品ヲ使用セザルトキ

第七條 管海官廳又ハ稅關長ハ第二條ニ規定スル者ニ對シ船舶ノ建造又ハ修繕ニ關シ調査又ハ監督ニ必要ナル書類ノ提出ヲ命スル
コトヲ得

當該官吏ハ隨時工場若ハ藏置場ニ就キ輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ検査シ又ハ之ニ關スル帳簿書類ヲ検査スルコトヲ得

第八條 海軍工作廳ニ於テ建造又ハ修繕スル海軍艦船ニ付テハ第一條ノ規定ヲ除クノ外本令ヲ適用セス

海軍工作廳ニ非サル場所ニ於テ建造又ハ修繕スル海軍艦船ニ付テハ本令中管海官廳ノ職務ハ海軍官廳ニ行フ但シ其ノ建造又ハ
修繕ニ使用スル官給品ニ付テハ前項ノ規定ヲ準用ス

第九條 本令中大藏大臣及逡信大臣ノ職務ハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督之ヲ行フ

附 則
本令ハ大正十年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

第九款 戻 稅

戻稅とは、一旦徴收した關稅の全部又は一部の拂戻をなすものであつて、關稅定
率法第九條に

第九條 輸入原料品ニシテ命令ヲ以テ指定シタル輸出品ノ製造ニ使用スルモノニハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ輸入税ノ全部又ハ一
部ノ免除又ハ拂戻ヲ爲スコトヲ得

輸入原料品ニシテ亞鉛華、厚〇、二五ミリメートルヲ超エサル亞鉛薄板又ハ命令ヲ以テ指定シタル肥料ノ製造ニ使用スルモノニ
ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ輸入税ノ全部又ハ一部ノ免除又ハ拂戻ヲ爲スコトヲ得

前二項ノ規定ニ依リ輸入税ノ免除ヲ爲ス場合ニ於テハ輸入ノ際税金ニ相當スル擔保ヲ提供セシムルコトヲ得
詐偽其ノ他不正ノ行爲ヲ以テ第一項又ハ第二項ノ拂戻ヲ受ケ又ハ受ケムトシタル者ハ關稅法第七十五條ノ例ニ依リ處分ス

と規定せられ、即ち輸入原料品で命令を以て指定したる輸出品の製造に使用す
るもの及輸入原料品で亞鉛華、厚〇、二五ミリメートルを超えざる亞鉛薄板又は命
令を以て指定したる肥料の製造に使用するものには、命令の定むる所に依り其の
輸入税の全部又は一部の免除又は拂戻を爲すとを得るとなつて居るのである

が、前款免除の部に於て記述した如く、現行命令(前款免稅の部に掲げた大正十年五月二十八日勅令第二百三十八號)に依れば、命令即ち勅令第二百三十八號第一條所掲の第二種品目及第二條所掲の品目に對しては免除、第一條第一種品目に對してのみ拂戻を爲すこととなつて居るのであつて、右第一條第一種品目は左の如し。

製造品	輸入原料品	拂戻	率
一 硝子鏡	無色平面ノ硝子板(厚四ミリメートルヲ超エサルモノヲ除ク) 千平方センチメートルヲ超エサルモノ 千平方センチメートルヲ超エタルモノ	製造品中ノ構成量百平方メートル	五十六圓三十錢
二 掛時計又ハ置時計	金屬ヲ鍍セサル鐵線 銅リボン 時計用樂器	製造品中ノ構成量ニ付 製造品中ノ構成量ニ付 製造品中ノ構成量ニ付 製造品中ノ構成量ニ付	納付シタル從價 納付シタル從價 納付シタル從價 納付シタル從價
三 飲食物罐詰	葉鐵	製造品中ノ構成量每百斤	七圓十錢
四 木箱用金具	葉鐵	製造品中ノ構成量每百斤	七圓十錢
五 葉鐵製ノ罐、箱又ハ器具	葉鐵	製造品中ノ構成量每百斤	七圓十錢
六 罐入礦油又ハ罐入酒精	葉鐵	五ガロン罐毎二箇	二圓五厘
七 平紐、丸紐又ハ總類	金屬入鐵線	製造品中ノ構成量ニ付	納付シタル從價

八 人造絹絲製品	人造絹 毛織物及毛綿交織物(天鵝絨、ブラウシユ其ノ他ノパイル織物ヲ除ク)	製造品中ノ構成量每百斤	八十七圓九十錢
九 衣服	一平方メートルノ重量百グラムヲ超エ二百グラムヲ超エサルモノ 一平方メートルノ重量五百グラムヲ超エサルモノ 一平方メートルノ重量五百グラムヲ超エサルモノ	製造品中ノ構成量每百斤 製造品中ノ構成量每百斤 製造品中ノ構成量每百斤	五十二圓五十錢 三圓 十圓
十 洋傘	關稅定率法別表第二百九十八號ノ八ノ丙及九ノ丙ニ屬スル染色又ハ捺染シタル綿織物 百平方メートルニ付二十キログラムヲ超エサルモノニシテ五ミリメートル平方内ニ於ケル細緯ノ絲數 二十七ヲ超エ三十五ヲ超エサルモノ 三十五ヲ超エ四十三ヲ超エサルモノ 四十三ヲ超エタルモノ	製造品中ノ構成量每百斤 製造品中ノ構成量每百斤 製造品中ノ構成量每百斤 製造品中ノ構成量ニ付	十八圓三十錢 二十二圓 二十五圓八十錢 納付シタル從價
金屬ヲ鍍セサル鋼線		製造品中ノ構成量ニ付	納付シタル從價

十一 硝子器	曹達灰	硝子器每百斤	稅ノ全部 八錢四厘
十二 無色平面ノ硝子板(厚四 ミリメートルヲ超エサル モノ)	曹達灰	硝子板每百平方メートル	四十五錢
十三 珙瑯鐵器	金屬ヲ鍍セサル鐵板(有紋ノモノ 及波形ノモノヲ除ク) 厚〇、七ミリメートルヲ超エサ ルモノ	珙瑯鐵器每百斤	十 八 錢
十四 燻入麥酒	曹達灰	珙瑯鐵器每百斤	一 錢
十五 オルガン	曹達灰	大燻(三合以上入ノモノ)每百打	七十九錢
十六 鑄鐵管	アルガンリッド	小燻(三合未満入ノモノ)每百打	五十一錢
十七 アルミニウム製品	鋳鐵 アルミニウム 塊、錠、粒、條、竿及板	製造品中ノ構成量每百斤	二十八圓
		鑄鐵管每百斤	八 錢 三 厘
		製造品中ノ構成量每百斤	三圓二十錢

尙ほ本件ノ詳細に關しては、前款免除の部に引用せる大正十年五月二十八日勅令第二百三十八號を参照ありたし。

第十款 禁止品

是は關稅の種類といふものではないが、我邦には幾ら關稅を仕拂つても輸入の

出來ない物品即ち輸入禁止品がある。關稅定率法第十一條に

左ニ掲クル物品ハ輸入ヲ禁ス

- 一 阿片及阿片吸煙具但し政府ノ輸入スルモノヲ除ク
 - 二 偽造、變造又ハ模造ノ貨幣、紙幣、銀行券及有價證券
 - 三 公安又ハ風俗ヲ害スヘキ書籍、圖畫、彫刻物其ノ他ノ物品
 - 四 特許權、實用新案權、意匠權、商標權及著作權ヲ侵害する物品
- と規定せられてあるのが即ち夫であつて、之が犯則に對しては關稅法第七十四條に

輸入禁止品ノ輸入ヲ圖リ又ハ其ノ輸入ヲ爲シタル者ハ犯罪ニ係ル貨物ノ原價ニ相當スル罰金又ハ科料ニ處シ其ノ貨物ヲ沒收ス但シ他ノ法律ニ於テ別ニ刑ヲ定メタルモノハ此ノ限ニ在ラス

備考 右罰則中「但シ他ノ法律ニ於テ別ニ刑ヲ定メタルモノ」とは、例令は

阿片及阿片吸煙具の輸入其の他の罪に關しては、刑法第三百三十六條乃至第四百一十一條(明治四十年四月法律第四十五號) 偽造、變造の通貨及有價證券の輸入其の他の罪に關しては、刑法第四百四十八條乃至第六百六十三條(同上)及明治三十八年三月法律第六十六號

特許權を侵害する物品の輸入其の他の罪に關しては、特許法第九十二條(明治四十二年四月法律第二十三號)

實用新案權を侵害する物品の輸入其の他の罪に關しては、實用新案法第二十二條(明治四十二年四月法律第二十六號)

意匠權を侵害する物品の輸入其の他の罪に關しては、意匠法第二十四條(明治四十二年四月法律第二十四號)

商標權を侵害する物品の輸入其の他の罪に關しては、商標法第二十三條(明治四十二年四月法律第二十五號)

著作權を侵害する物品の輸入其の他の罪に關しては、著作權法第三十一條及第三十七條(明治三十二年三月法律第三十九條)

を適用せらるゝが如し。

と規定せられて居るのである。

備考 以上は關稅定率法上に規定された輸入禁止品であるが、右の外、同法以外の法律、勅令又は省令等に依つて輸入を禁止せられて居る物品がある。左の如し。

(一)、印度、清國諸港及香港より輸入せらるゝ、藍襪、古綿、古著類、古紙類等

明治三十三年十一月内務省令第五七四號

(改正 三十二年十二月同省令第五七號、大正四年二月同第二號)

ペスト豫防ノ爲當分ノ内印度、清國諸港、香港及臺灣ヨリ藍襪、古綿、古著類、古紙類、古革皮類、古羽毛類、古敷物類、古麻袋類ノ輸入ヲ禁止ス但シ特別ノ事由アリテ内務大臣ノ許可ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラス

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(二)、布哇ヨリ發送スル生果實及生蔬菜類

大正三年五月農商務省令第十三號

布哇ヨリ發送シ又ハ布哇ニ陸揚シタル生果實、生蔬菜及其ノ容器包裝ニ使用シタル物ノ輸入及收受ハ輸出入植物取締法第七條ニ依リ之ヲ禁止ス

本令ハ大正三年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第五節 開港

外國貿易船は海難其他已むを得ざる事故ある場合の外不開港に出入するとが出来ぬとに規定せられてゐるのであるから貨物の輸出入も従つて開港に依らねばならぬのである。然らば現在の我邦の開港は何處であるか。之を掲ぐれば

左の通りである。

横濱(武蔵國)	四日市(伊勢國)	三島(肥後國)	七尾(能登國)
神戶(攝津國)	崎(備後國)	鹿兒島(薩摩國)	木(越中國)
新潟(越後國)	關(長門國)	原(對馬國)	森(陸奥國)
大坂(攝津國)	門(下關國)	佐原(上野國)	小樽(後志國)
長崎(肥前國)	若(松前國)	須奈(同上)	室(根室國)
函館(青森國)	博(多前國)	鹿(見同上)	室(根室國)
清水(駿河國)	唐(津前國)	那(石見國)	室(根室國)
武蔵(豊後國)	住(江上國)	境(伯耆國)	室(根室國)
古(屋同)	三(口の上)	宮(津丹後國)	大泊(樺太)
	池(筑後國)	賀(越前國)	

以上の内住の江、青森及根室に於ては、輸出入すべき貨物を左の通り指定せられて居るのである。

(一)、住の江港に於ては貨物の輸出に限り爲すことを得。

(二)、青森港に於ては穀物及種子酒類を除く飲食物關稅定率法輸入稅表第三類中に掲ぐるもの、毛皮獸皮稅表第四類第七十一號に掲ぐるもの、油脂及蠟、布帛稅表第九類中に掲ぐるもの、鐵(葉鐵、テール形、アングル形其他類似のもの)、レール及レール用フキツシプレート、管、鐵製牝牡螺旋釘、ワツシヤー、リベット及ドツグス

バイクス、家屋、橋梁、船舶、船渠等の金屬製建設材料、工匠具、農具及同部分品、鐵道機關車、機關車用炭水車及同部分品、鐵道車輛及同部分品、數無稅品、免稅品、關稅定率法第七條に掲ぐるもの)に限り輸入を爲すことを得。

(三)、根室港に於ては水産物に限り輸入を爲すことを得。

尙ほ前記各開港に於て滿二年毎の輸出入貨物の價格五萬圓に達せざるとき(但し戰爭又は事變に因り所定の額に達せざる場合を除く)及交通の發達に因り其の附近の地に新に開港を設くる場合に於て將來存置の必要なしと認むるときは之を閉鎖閉鎖の時期は三箇月前大藏大臣之を公告することを得るのである(明治三十二年十月勅令第三百四十二號及大正四年七月勅令第四百四十二號參照)

其の他開港に關しては「開港港則」(明治三十一年七月勅令第三百三十九號)及「開港々則施行細則」(明治三十一年九月逕信省令第十六號)がある外、横濱港に就ては「横濱港規程」(明治四十一年六月神奈川縣令第五十五號)、神戸港に就ては「神戸港規程」(明治四十一年六月兵庫縣令第四十五號及同縣告示第二百七十五號)、長崎港に就ては「長崎港規程」(明治四十一年五月長崎縣令第四十七號及同縣告示第三百七號)及「門司港に就ては「門司港規程」(明治四十一年六月福岡縣令第二十六號)があるから、詳細に涉つ

ては右御參照を望む。

第六節 稅關

輸出入貨物は、總て稅關若くは同支署を通過せねばならぬのであるから、茲に該名稱、位置及管轄區域を始めとし、同官制、同分課規程、同取扱時間及諸手数料等に就て聊か記述したいと思ふ。

第一款 稅關及同支署の名稱、位置及管轄區域

先づ現在我邦に於ける稅關及同支署の名稱、位置及管轄區域を掲ぐれば左表の通りである。

○稅關の名稱、位置及管轄區域表

名	稱	位	置	管	轄	區	域
神	戶	兵	庫	縣	神	戶	市
橫	濱	神	奈	川	縣	橫	濱
東	京	府	神	奈	川	縣	埼玉縣、茨城縣、群馬縣、栃木縣、千葉縣、靜岡縣、山梨縣、長野縣、新潟縣、福島縣、宮城縣、山形縣
兵	庫	縣	岡	山	縣	鳥	取
高	知	縣	愛	媛	縣	島	根
						廣	島
						香	川
						德	島

大	阪	府	大	阪	市	大阪府、京都府、和歌山縣、奈良縣、三重縣、滋賀縣、福井縣、石川縣、富山縣、岐阜縣、愛知縣	
長	崎	縣	長	崎	市	長崎縣、佐賀縣、福岡縣の内(久留米市、大牟田市、浮羽郡、三井郡、三潞郡、八女郡、山門郡、三池郡)熊本縣、宮崎縣、鹿兒島縣、沖縄縣	
門	司	關	門	司	市	山口縣、大分縣、福岡縣(但し久留米市、大牟田市、浮羽郡、三井郡、三潞郡、八女郡、山門郡及三池郡を除く)	
南	館	道	海	道	函	館	北海道、秋田縣、巖手縣、青森縣、雄太

○稅關支署の名稱、位置及管轄區域表

所管稅關名稱	稅關		管轄區域
	名稱	位置	
大	阪	府	大阪府の内(東京市、南葛飾郡、南足立郡、北豐島郡、豊多摩郡、荏原郡)
東	京	府	東京府の内(東京市、南葛飾郡、南足立郡、北豐島郡、豊多摩郡、荏原郡)
新	潟	縣	新潟縣(但し佐渡郡を除く)山形縣
清	水	郡	静岡縣(但し田方郡及賀茂郡を除く)
夷	港	郡	新潟縣の内(佐渡郡)
糸	崎	縣	廣島縣

神戶		大										
濱	田	境	武	豊	名	古	屋	市				
濱田	鳥根縣那賀郡濱田町	鳥取縣西伯郡境町	愛知縣知多郡成岩町	愛知縣知多郡成岩町	愛知縣名古屋市	三重縣四日市町	京都府與謝郡宮津町	福井縣敦賀郡敦賀町	石川縣鹿島郡七尾町	富山縣射水郡伏木町	佐賀縣東松浦郡唐津村	佐賀縣杵島郡福富村
鳥根縣の内(安濃郡、通摩郡、邑智郡、那賀郡、美濃郡、鹿足郡)鳥取縣	鳥根縣の内(八東郡、簸川郡、大原郡、能義郡、仁多郡、飯石郡)兵庫縣の内(城崎郡、美方郡、出石郡、養父郡、朝來郡)	愛知縣の内(豊橋市、岡崎市、北設樂郡、南設樂郡、東加茂郡、西加茂郡、八名郡、渥美郡、寶飯郡、額田郡、幡豆郡、碧海郡、知多郡(但し大高町、岡田町、三和村及上野村より常滑町に至る沿海各町村を除く)	愛知縣の内(名古屋市、愛知郡、東春日井郡、西春日井郡、丹羽郡、葉栗郡、中島郡、海部郡、知多郡の内大高町、岡田町、三和村及上野村より常滑町に至る沿海各町村)	三重縣(但し阿山郡、多賀郡、北牟婁郡及南牟婁郡を除く)	京都府の内(與謝郡、加佐郡、中郡、竹野郡、熊野郡)	福井縣	石川縣	富山縣	佐賀縣の内(東松浦郡、西松浦郡)	長崎縣の内(北松浦郡)	佐賀縣の内(佐賀市、佐賀郡、小城市、杵島郡、藤津郡、神埼郡、三養基郡)	

長 崎	門 司
口 津 長崎縣南高來郡口の津村	青 森 青森縣青森市
三 池 福岡縣三池郡三川町	博 多 福岡縣福岡市
三 角 熊本縣宇土郡三角町	若 松 福岡縣若松市
鹿 原 長崎縣下縣郡鹿原町	那 霸 沖縄縣島尻郡那霸區
佐 須 奈 長崎縣上縣郡佐須奈村	鹿 見 長崎縣上縣郡仁田村
長崎縣の内(下縣郡)	宗 像 郡 福岡縣の内(若松市、八幡市、遠賀郡、鞍手郡、嘉穂郡、朝倉郡)
長崎縣上縣郡の内(琴村、豊崎村、佐須奈村)	福岡縣の内(福岡市、糟屋郡、筑紫郡、早良郡、糸島郡)
長崎縣上縣郡の内(峯村、仁田村)	青森縣、秋田縣、巖手縣
沖 繩 縣	北海道の内(札幌區、小樽區、旭川區、札幌郡、石狩郡、厚田郡、濱益郡、久遠郡、奥尻郡、大樽郡、瀬棚郡、森郡、島牧郡)

函 館	
小 樽 北海道小樽區	歌 葉 郡、磯谷郡、岩内郡、古宇郡、小樽郡、高島郡、忍路郡、余市郡、古平郡、美國郡、穂丹郡、空知郡、夕張郡、雨龍郡、樺戸郡、上川郡(石狩國)、上川郡(天鹽國)、中川郡(天鹽國)、増毛郡、留萌郡、苫前郡、天鹽郡、宗谷郡、枝幸郡、利尻郡、禮文郡、網走郡、斜里郡、常呂郡、紋別郡
根 室 北海道根室郡根室町	北海道の内(根室郡、花咲郡、野付郡、標津郡、目梨郡、國後郡、色丹郡、得撫郡、新知郡、占守郡、紗那郡、根室郡、擇捉郡、藥取郡)
釧 路 北海道釧路郡釧路町	北海道の内(釧路郡、白糠郡、足寄郡、阿寒郡、川上郡、厚岸郡、河西郡、河東郡、上川郡(十勝國)中川郡(十勝國)十勝郡(廣尾郡)
室 蘭 北海道室蘭郡室蘭町	北海道の内(室蘭郡、有珠郡、虻田郡、幌別郡、勇拂郡、白老郡、千歲郡、山越郡、浦河郡、沙流郡、新冠郡、静内郡、三石郡、様似郡、幌泉郡)
大 泊 樺 太 大 泊	樺 太

以上税關及同支署の外、税關出張所、税關支署出張所及税關監視署の設置がある。該名稱及位置は左の通りである。

○ 税關出張所及税關支署出張所

名	稱	位 置
横濱税關東横濱出張所		神奈川県横浜市東横濱停車場構内
横濱税關横濱出張所		神奈川県横浜市横濱停車場構内

東京稅關支署東京驛出張所
 東京稅關支署汐留驛出張所
 神戶稅關神戶驛出張所
 大阪稅關築港出張所
 大阪稅關櫻島出張所
 大阪稅關大阪驛出張所
 名古屋稅關支署名古屋驛出張所
 教賀稅關支署金ヶ崎驛出張所
 門司稅關下關驛出張所
 門司稅關下關驛出張所

東京府東京市東京驛停車場構内
 東京府東京市汐留驛停車場構内
 兵庫縣神戶市神戶驛停車場構内
 大阪府大阪市西區三條通
 大阪府大阪市西區櫻島町
 大阪府大阪市大阪驛停車場構内
 愛知縣名古屋市名古屋驛停車場構内
 福井縣教賀郡金ヶ崎驛停車場構内
 山口縣下關市中の町
 山口縣下關市下關驛停車場構内

○稅關監視署

名	稱	位	置	名	稱	位	置
石卷稅關監視署	上	陸前國	石	大島稅關監視署	上	伊豆國	大
銚子同	上	總國	銚	見付同	上	遠江國	見
勝浦同	上	上總國	勝	父島同	上	小笠原國	父
館山同	上	房國	館	鳥羽同	上	志摩國	鳥
橫須賀同	上	相模國	須	大島同	上	紀伊國	大
浦賀同	上	相模國	浦	和歌山同	上	紀伊國	和
三崎同	上	相模國	三	小堀同	上	能登國	小
下田同	上	伊豆國	下	能登同	上	能登國	能
尼ヶ崎同	上	津國	ヶ	和歌山同	上	和歌山國	和
西宮同	上	西國	宮	德山同	上	周防國	德

第二欸 稅關官制

洲本同	上	淡路國	洲	萩同	上	長門國	萩
宇和島同	上	伊豫國	宇	六連島同	上	長門國	六
今治同	上	伊豫國	今	佐世保同	上	肥前國	佐
土庄同	上	播磨國	土	伊萬里同	上	肥前國	伊
明石同	上	備前國	明	平戶同	上	肥前國	平
玉島同	上	備前國	玉	呼子同	上	肥前國	呼
字品同	上	安藝國	字	島原同	上	肥前國	島
西郷同	上	隱岐國	西	福江同	上	肥前國	福
牛深同	上	肥後國	牛	船越同	上	肥前國	船
小倉同	上	豐前國	小	八重山同	上	琉球國	八
部埼同	上	豐前國	部	土崎港同	上	土崎港	土
大分同	上	豐後國	大	紗那同	上	千島國	紗
佐賀同	上	豐後國	佐	稚內同	上	北島國	稚
大島同	上	薩摩國	大	鷺泊同	上	北島國	鷺
鹿兒島同	上	薩摩國	鹿	壽都同	上	北島國	壽
勝本同	上	壹岐國	勝	眞岡同	上	後志國	眞

稅關官制(明治三十三年四月勅令第百)
 第一條 稅關ハ大藏大臣ノ管理ニ屬シ左ノ事務ヲ掌ル
 一 關稅、噸稅及稅關諸收入ニ關スル事項

第二章 現行關稅 第六節 關

- 二 保税倉庫、税關假置場其ノ他ノ保税地域ニ關スル事項
- 三 船舶及貨物ノ取納並貨物ノ收容ニ關スル事項
- 四 關稅法及噸稅法犯罪者ノ處分ニ關スル件
- 五 輸出入又ハ移出入貨物ノ戻稅及交付金ニ關スル事項
- 六 運送通路ノ取締ニ關スル事項
- 七 輸入又ハ移入ノ砂糖、織物、石油ノ消費稅及骨牌ノ課稅ニ關スル事項

第二條 左ノ六港ニ稅關ヲ置ク

武藏國橫濱、攝津國神戸、攝津國大阪、肥前國長崎、豊前國門司、渡島國函館

第三條 稅關ニ稅關長一人ヲ置ク奏任トス但シ橫濱、神戸及大阪ノ稅關長ハ之ヲ勅任ト爲スコトヲ得

第四條 稅關ヲ通シテ左ノ職員ヲ置ク

事務官	專任	奏任	六	人	關稅官	專任	奏任	五	人
監査官	專任	奏任	十五	人	技師	專任	奏任	二	人
事務官補	專任	判任	三百十四	人	監視	專任	判任	八十八	人
監査官補	專任	判任	百五十二	人	吏	專任	判任	六百五十六	人
技手	專任	判任	六十七	人					

特許手數科ヲ徴シテ保税地域其ノ他關稅上特殊ノ取扱ヲ爲ス場所ニ當時派出スル稅關官吏ハ之ヲ定員外トス

- 第五條 稅關長ハ大藏大臣ノ指揮ヲ承ケ稅關ニ關スル一切ノ事務ヲ掌理ス
- 第六條 事務官ハ稅關ニ分屬シ稅關長ノ事務ヲ助ケ又ハ稅關長ノ指揮ヲ承ケ關稅警察及犯罪處分ニ關スル事務ヲ掌理ス
- 第七條 監査官ハ稅關長ノ指揮ヲ承ケ貨物ノ検査鑑定ニ關スル事務ヲ掌理ス
- 第八條 技師ハ稅關長ノ指揮ヲ受ケ船舶ノ繫留ニ關スル事務ヲ掌理ス
- 第九條 事務官補ハ稅關支署長タル者ノ外上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス
- 第十條 監視ハ稅關監視部長若ハ稅關監視署長タル者ノ外上官ノ指揮ヲ承ケ關稅警察及犯罪處分ニ關スル事務ニ從事ス
- 第十一條 監査官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ貨物ノ検査鑑定ニ從事ス
- 第十二條 監吏ハ稅關監視署長タル者ノ外上官ノ指揮ヲ承ケ關稅警察及犯罪處分ニ關スル事務ニ從事ス

第十三條 稅關ニ稅關監視部ヲ置ク

稅關監視部ニ部長一人ヲ置キ事務官又ハ監視ヲ以テ之ニ充ツ

稅關監視部長ハ稅關長ノ指揮ヲ承ケ關稅警察及犯罪處分ニ關スル事務ヲ掌理ス

第十四條 稅關管轄區域内必要ナル場所ニ稅關支署、稅關出張所、稅關支署出張所及稅關監視署ヲ置クコトヲ得

稅關出張所、稅關支署出張所及稅關監視署ノ位置ハ大藏大臣之ヲ定ム

第十五條 稅關支署ニ支署長一人ヲ置ク關稅官又ハ事務官補ヲ以テ之ニ充ツ

第十六條 稅關監視署ニ署長一人ヲ置ク監視若ハ監吏ヲ以テ之ニ充ツ

第十七條 稅關支署長ハ稅關長ノ指揮ヲ承ケ其ノ管轄内ノ稅關事務ヲ掌理ス

第十八條 稅關監視署長ハ稅關長ノ指揮ヲ承ケ關稅警察及犯罪處分ニ關スル事務ヲ掌理ス

附 則

第十九條 本令ハ明治三十二年四月二十五日ヨリ施行ス

第三款 稅關分課規程 (大正四年三月十九日官報施行)

- 第一條 稅關ニ監視部ノ外稅關長官房、總務課、検査課及會計課ヲ置キ其ノ事務ヲ分掌セシム
- 第二條 稅關長官房ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 機密ニ關スルコト
 - 二 官吏ノ進退處分ニ關スルコト
 - 三 官印及廳印ノ管守ニ關スルコト
 - 四 文書ノ接受發送編纂保管ニ關スルコト
 - 五 翻譯ニ關スルコト
 - 六 異議訴訟ニ關スルコト
 - 七 外國貿易船不開港出入ノ特許ニ關スルコト
 - 八 保税倉庫假置場其ノ他保税地域ノ設置變更廢止ニ關スルコト

九 他ノ部課ニ屬セサルコト

第三條 總務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 船舶貨物及船用品ニ關スル文書ノ調査ニ關スルコト

二 船舶貨物及船用品ニ關スル免許特許認許其ノ他ノ處分ニ關スルコト

三 検査スヘキ貨物ノ指定ニ關スルコト

四 諸稅及諸收入ノ賦課徵收並豫算決算ニ關スルコト

五 稅金ノ擔保ニ關スルコト

六 統計及諸表ノ作成ニ關スルコト

第四條 検査課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 貨物及船用品ノ検査鑑定ニ關スルコト

二 見本品ノ採取保存ニ關スルコト

三 仕入書ノ整理保存ニ關スルコト

第五條 會計課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 經費ノ豫算決算及會計ニ關スルコト

二 官有財産及物品ニ關スルコト

三 交付金及諸拂戻金ニ關スルコト

四 營繕ニ關スルコト

第六條 監視部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 船舶貨物及船用品ノ取締ニ關スルコト

二 保稅地域及運送通路ノ取締ニ關スルコト

三 貨物ノ整理及收貯處分ニ關スルコト

四 倉庫事務ニ關スルコト

五 船舶ノ繫留ニ關スルコト

六 犯刑事件ノ調査處分ニ關スルコト

七 旅客携帶品ノ検査ニ關スルコト

八 船内船用品ノ検査ニ關スルコト

九 船口申告書旅客氏名表及船内船用品目錄ノ調査ニ關スルコト

十 稅關構内ノ取締ニ關スルコト

第七條 稅關長ハ必要ト認ムルトキハ部課ノ事務ニ關スル文書ノ接受發送ヲ其ノ部課ニ掌ラシムルコトヲ得

第八條 稅關長ハ稅關支署ノ分課規程ヲ定メ認可ヲ受ケヘシ

第四款 稅關及同支署に於ける取扱

時間及諸手数料

稅關及同支署に於て、貨物の輸出入其他の諸手数料を爲すに當り、豫め取扱時間を
知悉して置くことは、相當必要のことと考へらるゝから、聊か左に之が記述を試み度
いと思ふ。

第一項 開廳時間及臨時開廳特許手数料

船舶の入出港届を始めとし、貨物の輸出入、積戻、回漕、假置場移入、保稅倉庫々入等
の諸申告書を提出し、或は關稅噸稅敷料及手数料を納付し、或は輸出入其他の諸免
狀を交付せらるゝことは、稅關及同支署の開廳時間即ち午前九時より午後四時迄
(但し土曜日に限り午後三時迄)に限らるゝのであつて、若し此時間外又は休日各稅

關共通の休日は日曜日、大祭日、十二月二十五日及同三十一日であつて、右の外各稅關に一日宛特定の休日があるに於て是等の諸手數を爲さうとするには、左記手數料を納めて臨時開應の特許を請はねばならぬのである。

○稅關及同支署臨時開應特許手數料

- 一 日出より日沒まで 一時間まで毎に 拾 圓
- 一 日沒より午後十二時まで 同 貳拾 圓
- 一 午後十二時より日出まで 同 參拾 圓

第二項 貨物の積卸、搬入、搬出及取扱時限並同特許手數料

輸入手數未濟貨物の船卸、陸揚、輸入手數濟貨物の引取、發送及輸出手數濟貨物の船積は、日出より日沒までに限る定めてあつて、同時限外に是等の手續を爲さうとするには、是亦左記手數料を納めて特許を受けねばならぬのである。

○貨物積卸、搬入、搬出及取扱手數料

- 一 日出より日沒まで 一時間まで毎に 拾 圓
- 一 日沒より午後十二時まで 同 貳拾 圓

一 午後十二時より日出まで 同

參拾 圓

第三項 稅關に於て定めたる場所以外に於ける検査特許手數料

前二項は、稅關及同支署の規定時限外に於ける特許手數料であるが、假令規定時限内と雖も、稅關に於て定めたる場所以外に於て検査を受けんとする場合にも亦左記手數料を納めて特許を受けねばならぬのである。

○稅關に於て定めたる場所以外に於ける検査特許手數料

- 一 検査に要する時間 一時間まで毎に 參 圓
- 但し旅費を要するときは別に其の實費を加ふ

第四項 其他各種の手數料

以上の外尚ほ各種の手數料あるを以て、左に之を列擧すれば、

○外國貿易船不開港出入特許手數料

- 一 一回に付

參拾 圓

○關稅法施行規則第七十六條に依る手數料

- 一 證明 每一件 貳 圓
- 一 輸出入貨物日計表 每一箇月 參 拾 圓
- 一 其他船舶貨物に關する計表 每一件 五 拾 錢
- 私設保稅倉庫營業の特許又は上屋陸揚場常設の特許手数料
- 一 稅關監吏一人の派出を必要と認むるもの 每一箇月 參 拾 圓
- 一 以上稅關監吏の派出一人を増す毎に金參拾圓を加ふ
- 一 前項以外の稅關官吏一人の派出を必要と認むるもの每一箇月四十五圓
- 一 以上稅關官吏の派出一人を増す毎に金四十五圓を加ふ

第七節 貨物の輸出入、積戻及運送手續

由來貨物の輸出入其の他の手續は、貨物の取締其の他の必要上、局外者の殆ど想像し得ざる程繁雜且つ嚴重を極めて居るのである。従つて一般貿易業者は、假令其手續を稅關貨物取扱人其の他に委託するとしても、大要之を心得置くことは最も必要なることと考へらるゝから、茲に之が記述を試み度いと思ふ。

第一款 輸入手續

第一項 船卸及陸揚

輸入貨物の船卸及陸揚に就ては、港に依つて多少慣例の相違はあるが、概ね船會社が自ら之を爲すか、或は代理業者があつて船會社に代つて之を爲すを常とするのである。従つて貿易業者が自ら之を爲すの要なき儀ではあるが、順序上先づ之から記述することとする。

(一) 船卸 今茲に一隻の外國貿易船外國貿易船といふのは關稅法上の名稱であつて、外國貿易の爲めに外國に往來する船舶を謂ふのであるが、横濱、神戸其他の開港へ入港したとせんか、船長は入港の時から二十四時間以内に稅關へ入港届を爲し積荷目録、船口申告書、船用品目録及旅客氏名表を提出すると同時に、船舶國籍證書及仕出港の出港免狀若くは之に代るべき書類を預けねばならぬ。そして、旅客の携帶品及郵便物は別とし、其他一般貨物の船卸は、特に稅關長の認許を得た場合の外、積荷目録又は運送目録を提出した後でなければ、之を爲すことが出來ぬ規定であつて、假令之を爲やうとしても、船舶には入港と同時に一々稅關官吏が乗船してゐるから、決して之を許さぬのである。それから規定の手續

が済むて、愈々船卸を爲る場合には、船舶が棧橋又は岸壁に繁留されてある場合は別とし、沖取の場合には、前記乗監官吏から陸揚記票(是は貨物の品種數量等を記載したものであつて、陸揚の際陸揚地の税關官吏に差出すべきものである)といふものを請ひ受けねばならぬのである。

(二) 陸揚 次に陸揚であるが、是は税關に於て指定した場所に限ることになつて居り、且つ揮發物、燃焼物、爆發物若くは其他の危險物に至つては、特に其等の貨物の爲めに指定された場所以外には、之が陸揚を許されぬことになつて居るのである。

備考、以上船卸及陸揚共、日没より日出迄の間及税關の休日には、税關長の特許を受くるに非ざれば、之を爲すことを得ぬのである。

第二項 藏置

斯くて陸揚された貨物は、難破貨物、税關の認許を受けたる貨物其他法令に別段の規定あるものを除き、保税地域即ち税關構内、保税倉庫、税關假置場及税關長が外國貨物を藏置し得べき場所として指定又は特許したる場所以外には、之を藏置することを得ざることとなつてゐる。

而して右の内、保税倉庫及假置場に關しては別に節を設けて記述することとし、茲には右以外の保税地域に就て記述せんに、此れには上屋と稱する建物と、上屋以外の土地との別はあるが、兩者を別たさず、此處に貨物を藏置せんとするには、左記大藏省令規定の使用料を納付せねばならぬのである。

○關稅所屬土地建物使用料の件

明治四十二年三月 大藏省令第四號

改正

四十四年四月 同省令第十五號

四十四年十月 同省令第三十七號

大正五年十一月 同省令第二十八號

關稅法施行規則第七十七條ニ依リ稅關所屬ノ土地建物ノ使用料左ノ通定ム

第一條 稅關所屬ノ土地建物ヲ使用スル者ハ左ノ使用料ヲ納ムヘシ

上屋又ハ上屋以外ノ土地ヲ使用スル者

一 重量ニ依リ關稅ヲ賦課セラルヘキ貨物

五百斤迄ニ一日金五厘乃至一錢

二 前號以外ノ貨物

十立方尺迄毎ニ一日金五厘乃至一錢

土地又ハ建物ヲ専用スル者

一坪迄毎ニ一箇月金五十錢以上二圓以下

但シ十五日迄ハ半箇月分ヲ十五日ヲ超エルトキハ一箇月分ヲ徵收ス

前項使用料ノ徵收上便宜ト認ムルトキハ第一號ノ貨物ヲ第二號ノ定率ニ第二號ノ貨物ヲ第一號ノ定率ニ依ラシムルコトヲ得

土地又ハ建物ノ狀況其ノ他ノ事情ニ依リ特ニ必要アルトキハ第一項ノ専用使用料ヲ一坪迄毎ニ一箇月金五十錢以下ニ低減スルコトヲ得

第一號及第二號ノ貨物ニ付テハ貨物ヲ上屋又ハ上屋以外ノ土地ニ搬入ノ日及上屋又ハ上屋以外ノ土地ヨリ搬出ノ日ハ使用料ヲ徵收スヘキ日數ニ算入セス

第二條 輸出スヘキ貨物、關稅定率法第七條第一號及第二號ノ物品並ニ旅客ノ携帶セル旅具ハ使用料ヲ徵收セス

附 則

本令ハ明治四十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十三年大藏省令第三十七號ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

尙ほ參考の爲め各稅關に於ける上屋其の他の貨物置場を掲ぐれば左表の如し。

○上屋其他貨物置場表

稅關名	官		私		稅關名	官		私	
	設	設	設	設		設	設	設	設
橫濱	二二、六九五	一三	一三	門	一、四九八				一五
神戶	一九、五四一	一二	二	函	一、八〇六				
大阪	一、一八四	一九	七	計	四八、九七九				
長崎	一、二五五								六六

第三項 申告

貨物の輸入を爲さんとするには、稅關へ輸入の申告をせねばならぬ。但し右は積載船舶の船長若くは同代理人より稅關へ積荷目録の提出せられたる後でなければならぬのである。此の輸入の申告といふのは、一定の書式(本書式を始めとし)總て稅關に於て定められたる書式は、稅關内に賣捌人があつて賣捌いて居るに積

載船舶の名稱、國籍、貨物の仕入地、積出地、産出地又は製造地、記號、番號、品名、箇數、數量及價格を始めとし、提出者の國籍、住所又は居所、提出の年月日等を記入し且つ署名の上總務課に提出するものであつて、同課に於ては之を受理した上、曩に提出の積荷目録と一々對照するのである而して、右申告書には必要に應じて夫々添附すべき書類がある。其の主なるものを擧ぐれば、

(一) 仕入書 輸入申告書には、當該官吏に於て添付すること能はざる理由ありと認むる場合の外、仕入書(本仕入書は貨物の仕入國に於て作成し、貨物の賣渡人の署名あるものなることを要す)を添付せねばならぬ規定であつて、前記當該官吏に於て添付すること能はざる理由ありと認むる場合の外、該仕入書を添附せざるときは、關稅の賦課に對し異議を申立つることが出來ぬのである。

(二) 貨物明細書 之は必ずしも添付せねばならぬ規定ではないが、之があるとならぬとは、貨物の種類に依つては其の検査上其の他の便、不便、通りでないから、通關の簡易、敏速を圖る爲め、適宜之を添付することを忘れてはならぬ。

(三) 製産原地證明書 之は協定稅率の便宜を受けんとする場合に限り之を添付するを要するものであつて、特別協定の適用を受くべき地域内の産出品又は製

造品なることを證明すべき書類である。但し郵便物及課税價格百圓を超えざる貨物に對しては、該證明書を添付せずとも協定稅率の適用を受け得るのである。

以上は、普通貨物の輸入申告に關して記述したのであるが、更に特殊貨物の輸入申告に關して記述すれば、

(一)、旅客携帶品の輸入に關する申告 之は別に書面に依らずとも口頭を以て爲し得るのである。

(二)、内國産積戻り品の輸入及輸出貨物容器の再輸入に關する申告 關稅定率法第七條第十七號(輸出シタル物品ニシテ五年以内ニ輸入セラレ輸出ノ時ノ性質及形狀ヲ變セサルモノ但シ酒、第八號(命令ヲ以テ指定シタル輸出貨物ノ容器ニシテ再輸入スルモノ)及第二十二號(本邦ヨリ出港シタル船舶ニ搭載シタル爲積戻)に該當する貨物を輸入し關稅の免除を得んとするには、輸入の申告を爲すと同時に、當初輸出の際に得たる輸出免狀又は之に代るべき稅關の證明書を提出せねばならぬ。さなくば、普通貨物の輸入同様關稅を賦課せらるゝのである。

備考 但し前記輸入貨物内國産にして、稅關官吏に於て輸出免狀又は之に代るべき稅關の證明書を提出する能はざる理由ありと認むるものは、他の證書類を以て之に代ふることが出来る。

(三)、修繕、學術研究、其の他の爲め、一時的に輸入する物品に關する申告 關稅定率

法第八條第二號乃至第八號に掲げたる貨物(一)輸入貨物ノ容器ニシテ命令ヲ以テ指定シタルモノ以テ指定シタルモノ、(二)輸出貨物ノ容器ニシテ命令ヲ以テ指定シタルモノ、(三)輸入貨物ノ容器ニシテ命令ヲ以テ指定シタルモノ、(四)學術研究ノ爲輸入スル物品五、試驗品トシテ輸入スルモノ六、註入取集ノ爲輸入スル見本品七、本邦ニ渡來スル巡回舉行者カ輸入スル興行物品八、博覽會、展覽會、共進會又ハ品評會等へ出品スル爲輸入ス)の輸入に關しては、該申告書に仍輸入の目的及輸出の場所を記載せねばならぬ。

第四項 検査貨物の指定

前項に於て記述した通り、貨主若くは同代理人より提出した輸入申告書を、稅關の總務課で受理すると、同課では右申告書に對し、検査すべき貨物の指定といふものをする。此指定といふのは、我邦に輸入せらるゝ貨物の検査は、往々にして全部検査の場合も無いではないが、概ね一部検査であるから、申告書面貨物中の何種幾何を検査すべきやを指定するのである。而して此指定には、貨物の品種、包装の奈何、添附書類の完否等に依つて、夫々緩嚴あるのである。例令は無稅品であるとかさなくとも小麥粉の如く一袋正味四十九封度と一定したもの、或は石油の如く一箱五瓦入二罐と一定したものは、其の數假令幾千袋、幾千箱に達するも、僅に其の内

の數袋或は數箱を指定せらるゝに過ぎざるべく、又雜貨類を容れたる箱物或は紙類を容れたる梱物の如く、其の内容の數量が各自相異なる場合と雖も、仕入書並に明細書に依つて、其の内容明瞭なるに於ては、是亦其の數幾十箱、幾十梱に達するも僅に其の内の數箱或は數梱を指定せらるゝに過ぎざるべきも、若し貨物にして、假令其の品種が同一にあるにしても、包装の種類を始めとし記號番號、内容數量等區々亂雜にして、然も明細書等の添付せられぬ場合は、各包装の種類別、記號別等に依り、夫々多數の指定を受くるは勿論、必要に應じては全部検査の指定にすら接せねばならぬのである。而して右指定個數の多寡に伴ふ貨主の損益其の他は、決して輕々に付し得ざるものがあるのであるから、輸入者は詳細精確なる仕入書並に明細書等の添付に依つて、出來得る限り指定箇數の減少を圖らねばならぬ儀と考ふ

第五項 検査

貨物の検査は、輸入手續中でも最も緊要なものであつて、前項に述べた検査すべき貨物の指定の濟むだ申告書は、總務課から検査課に廻付せられ、同課の官吏に依つて行はるゝのである。而して其の方法は、貨主若くは同代理人に依つて豫め檢

査場に搬入(巨大貨物其他検査場に搬入の出來ないもの、又は搬入せずとも検査に差支のないものは現場に於てせられた、前記指定貨物をは、特に開装の必要なものは別とし、左なきものは一々開装の上、申告書並に同添付書類たる仕入書、明細書等と對照しながら、先づ包装の種類、記號、番號等を始めとし、内容品の種別、數量、價格其他課税上並に統計上必要な諸事項を悉く検査するのであつて、若し包装並に同記載事項の不統一を始めとし、仕入書、明細書等の不備、不正確等、検査上の支障ある場合は、單に指定貨物に止まらず、全部検査をも行はねばならぬのであるから、斯る貨物の検査は自然遲滯するを免れず、従つて貨主に於ても、検査場への運搬費、開装費、敷料等諸雜費の増加するは勿論、時としては取引上の好機をすら失する上、税關に對する信用をすらも失するのであるから、貨主たるものは検査上必要な諸條件は出來得る限り具備するの必要があるのである。尤も右諸條件を具備するも、例令は酒類の如く酒精分の多少に依つて税率の異なるものや、或は礦油の如く比重に依つて税率の異なるものに至つては、夫々分析の必要があるから、検査上比較的餘分の時日を要する儀と考へねばならぬ。

以上は、税關構内又は指定地に陸揚の上検査を受くる場合に就て述べたのであ

るが、右の外、石炭、大豆、コブラ等にして無包装の儘船舶に積載し、且つ他の品種を混載せざる場合若くは巨大重量貨物にして陸揚に困難なる場合に於ては、船内或は艀中に於て検査を受けることが出来るし、又税關構外若くは指定地外に陸揚せんとする場合には、派出検査を請ふことも出来る。而して右派出検査船内検査をも含むの申請を爲すには、一定の書式に依つて申請書を差出し、且つ規定の手数料検査に要する時間一時間迄毎に金參圓宛であつて、旅費を要する場合には別に其の實費を加ふを納付せねばならぬのである。

第六項 納税及免許

斯くて検査課を通過した申告書は、再び總務課に廻付せられ、同課に於て更に審査を遂げた上、無税品に對しては直ちに免狀を交付し、又有税品に對しては、右申告書に依つて税額を調定し、納税告知書を發するのであつて、貨主又は同代理人に於ては、右告知書に税金を添へて金庫各税關には概ね税關内に金庫の派出所があるに納付し以て領收證の交付を受け、之を總務課に示して免狀の交付を受けるのである。

備考 普通貨物の關稅は、輸入申告の日に於て行はるゝ法規に従つて賦課せらるゝのである。

次に前記納税に關聯して、茲に聊か記述して置かねばならぬ事項がある。それは減税及返税に關する手續である。

(一)、減税 貨物にして若し、海難其の他の爲め損傷を蒙つた場合には、現品の検査を受けたる上、損傷の程度に應じて減税を請求することが出来るのである。但し右減税は關稅法に於て輸入免許前に限ることに規定されて居るのであるから、貨主若くは同代理人は、免許を受ける前に於て能く現品の實驗を爲し、損傷の有無を取調ぶる必要があるのである。而して右減税の申請には、別に一定の書式としてはなく、唯詳細に事由を具したる書面を總務課に提出すれば可いのである。

(二)、返税 返税といふのは、納税後過納税金を返戻することであつて、右返税を要求すべき場合は、大略左の通りである。

(イ)、製産原地證明不着に基く場合 天災其の他已むを得ざる事故に因つて製産原地證明書が到着せぬ爲め、國定稅率に依つて課税せられたときは、其の事由を總務課に申出て、猶豫を得、更に同證明書を取寄せたる上、右猶豫

期限内に之を提出するに於ては、曩に納付したる稅金額と協定稅率に依つて賦課せらるべき稅金額との差額を返還せらるゝのである。

(ロ)、過誤納に由る場合 過誤納といふのは、稅關官吏が稅率の適用を誤つたか、或は稅金額の算定を過つた爲めに生ずるものであつて、是には過剩に納付する場合と、不足に納付する場合とあるが、茲に記述する返稅に關係のあるのは、前者即ち過剩に納付した場合であつて、納付後之を發見するに於ては、右過納金を返戻せらるゝのである。

備考

(一)、右に反し不足に納付した場合、後日に至つて發見するに於ては不足金を追徴せらるゝのである。

(二)、過剩に納付した場合と、不足に納付した場合とを問はず、過誤納に因て生ずる請求權は、關稅納付の日より滿二箇年を経過したときは、時効に因つて消滅するのである。但し右期限内に爲した、不足額に對する納稅告知若くは過納額に對する仕拂請求は時効を中斷するのである。

(ハ)、貨物の不着に由る場合 仕入貨物の全部が、一時に到着すべきことを豫想して之が輸入申告を爲し、且つ之に對する稅金を完納して免許を得た所愈々引取に際して不足あることを發見した場合には、該輸入免狀に監視部貨物係官吏の證明を受けて置きさへすれば、後日に至つても、右不足貨物に對する稅金額の返却を請求することが出来るのである。

而して右返稅の請求にも亦別に一定の書式としてはなく、唯證據書類を添へ通常の書面を以てすれば可いのであつて、該請求書は之を總務課に提出し、返稅金は會計課より受取るのである。

第七項 引取

輸入貨物は、免許を得た後でなければ引取ることの出来ないのは原則ではあるが、若し納稅を爲すに多少の時間を要するか、又は課稅處分に對し異議の申立を爲したが貨物の引取を急ぐかの場合に在ては、總務課に申請書を差出し、且つ稅金相當の金錢を擔保として金庫に供託し、右受領證を同課に差出した上、假免狀を得て之を引取ることが出来るのである。

斯くて貨物の引取をなすには、免狀又は假免狀を監視部貨物係に差出して貨物に檢印を受け、之を監視官吏に示して引取るのであつて、若し鐵類、緬羊等の如く檢印を押捺し難い貨物であるときは、檢印代證といふものを受けねばならぬのである。

尙ほ通常貨物は、稅關構内又は指定地から引取るべきものであるが、前に述べた

船内、船中又は派出検査を受けた貨物は、同所より直ちに引取ることが出来るのである。

第八項 收容

前項に於て貨物取引の事を記述したが、七日以内生活力を有する動植物、腐敗若しくは腐敗の虞あるもの又は他の貨物を害する虞あるものは右期限内と雖も（右引取又は發送）を爲すか、又は保税倉庫に庫入若しくは税關假置場に移入せぬ場合は税關は其の貨物を一定の場所に收容（但し税關は其の費用及危険を負擔せぬ）し、三日以内に其の旨を揭示することになつてゐる。而して右收容の解除を得んとする者は、税關に申告し該申告書には貨物の記號、番號、品名及箇數の記載を要す且つ其の貨物に關する一切の費用及敷料を納めて免許を受けねばならぬのである。ところが、右免許を受けても猶ほ引取又は保税倉庫に庫入若しくは税關假置場に移入せぬときは、税關は再び前記の收容をするのである。

斯くて收容の日より六箇月以内に解除の申告を爲すものがないときは、其の税關は該貨物の記號、番號、種類及箇數を公告する。そして右公告を爲しても猶ほ一

箇月以内に解除の申告を爲すものがないときは、公告の上該貨物を公賣收容貨物にして生活力を有する動植物なるとき、腐敗し若しくは腐敗の虞あるとき又は倉庫若しくは他の貨物を害する虞あるときは、右期限内に拘らず、公賣の理由、公賣の場所及時其の他必要の事項を公告して之を公賣に付することが出来る計りてなく、若し右公告の暇なきときは、公賣した後で公告しても可いのである（に付し、關稅敷料其他該貨物に關する一切の費用に充て、尙ほ殘金あるときは之を貨主に交付し、若し交付することが出来ぬ場合は、之を供託するかするのである）。

而して茲に特に注意を要するは、左表に示す如く、其の敷料が引取期限内の敷料及假置場又は保税倉庫の敷料に比して著しく高率なることであつて、従つて貨主の蒙る不利益も亦尠からぬ儀であるから、貨主たる者は一日も早く引取るの要あるは勿論、若し容易に引取若しくは發送の手續を了し難き場合には、假置場又は保税倉庫に藏置の手續を爲すを便益と考へる。

備考 收容貨物にして公賣に附するもの、關稅は、公賣の日に於て行はるゝ法規に從つて賦課せらるゝのである。

○收容貨物敷料の件

明治四十二年三月 改 四十四年六月
大藏省令第五號 正 大藏省令第三十號

關稅法施行規則第五十條ニ依リ收容貨物ノ敷料左ノ通定ム

關稅法第四十六條又ハ第四十九條ニ係リ收容スル貨物ノ敷料左ノ如シ

一 重量ニ依リ關稅ヲ賦課セラルヘキ貨物

五百斤迄毎ニ一日金參錢
十立方尺迄毎ニ一日金參錢

二 前號以外ノ貨物
前項使用料ノ徵收上便宜ト認ムルトキハ第一號ノ貨物ヲ第二號ノ定率ニ第二號ノ貨物ヲ第一號ノ定率ニ依ラシムルコトヲ得
收容ノ初日ハ敷料ヲ徵收シ解除ノ日ハ徵收セス

附 則

本會ハ明治四十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十七年大藏省令第四十七號ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

本令施行ノ際現存スル收容貨物ニ付テハ舊敷料定率表ニ依ル

第九項 旅客携帯品の輸入

以上に於て記述したのは、主として普通貨物に就てであるが、右の外稍趣を異にしたものがある。それは旅客の携帯品と、小包郵便物とである。そこで、本項及次項に於て特に右二種に就て記述しやうと思ふ。

旅客の携帯品に關しては、關稅定率法の規定に依つて、旅客の身分に相當するものであつて稅關が適當と認められた旅客の用品及旅客の職業上必要な器具の輸入稅は之を免せらるゝこととなつて居る。然し旅客と雖も商人の如きは自ら商品を携帯する場合もあらうし、商人ならずともみやげ物或は他人に依頼されて買求

めた物品などを携帯する場合が尠からぬことであるから、一言に旅客の携帯品といつても、其の範圍は相當廣いことになつて、従つて關稅を賦課せらるゝ場合も尠からぬのである。然し前に述べた普通の貨物であると、特に稅關長の認許を得た場合の外、積載船舶の船長若くは同代理人から積荷目録又は運送目録を提出した後でないといふと、船卸が出来ぬのであるが、旅客の携帯品であると、積載船舶が到着さへすれば旅客と共に何時でも船卸が出来るのである。且つ之が輸入に當つても、普通貨物の場合の如く輸入申告書を提出する等のとなく、單に旅客の上陸場附近に設けられた旅具検査場に搬入して検査を受け、若し納稅を要するものがあれば納稅して領收證を得、右手續さへ終了すれば直ちに通關を許さるのである。

第十項 小包郵便物の輸入

次に、小包郵便物の輸入に至つては、輸入者は普通貨物の場合に於けるが如く輸入申告其の他何等の手續を要せぬのであつて、郵便局から稅關へ小包郵便物到着の通知が達すると、稅關からは官吏が自ら郵便局に出張して局員立會の上検査を行ひ、有稅品に對しては其の稅額を査定して同局に通知すると、同局に於ては右に

依つて別に通知書を調製して受取人に交付し、而して受取人は右の通知書を受け
た後二十日以内に税金相當の收入印紙を該通知書に貼付し、同書の送達を受けた
局に差出しさへすれば、直ちに其の物品を受取ることが出来るのであつて、至極便
利な關係から、右小包郵便に依る輸入は逐年増加の趨勢にあるのである。尤も小
包郵便には、容積、重量其他の制限があるから、何でも之に依る譯には行かぬが。

備考、郵便に依る物品の輸入は、大部分小包郵便に依るのであるから、本項に於ては特に小包郵便物に就てのみ述べた次第で
あるが、右の外往々にして價格表記箱物で輸入せらるゝ場合もないではない。然し其の手續は小包郵便物のそれと大同小異
である。

尙ほ参考の爲め、外國郵便規則抄録並に小包郵便物輸入額表を掲ぐれば左の如
し。

○外國郵便規則抄録

明治四十年九月 改 三回
逓信省令第四十二號

第二條 左記ノ物品ヲ外國郵便禁制品トス

一、内國郵便禁制品

二、關稅其ノ他ニ關スル法令ニ依リ輸出入ヲ禁スル物品

第七十三條

外國來小包郵便物又ハ價格表記箱物ニシテ關稅又ハ内國稅ヲ課スヘキモノハ之ヲ郵便局ニ留置キ到着通知書ヲ名宛人
ニ交付ス名宛人ハ通知書ノ日附ヨリ代金引換ノ價格表記箱物ニ在リテハ十五日其ノ他ノ郵便物ニ在リテハ二十日内ニ關稅ヲ納付
シテ其ノ郵便物ヲ受取ルコトヲ得

關稅ノ賦課又ハ内國稅ヲ課シタル織物評定價格ニ關シ關稅ノ異議申立チ爲ス者ハ同時ニ其ノ事由ヲ關係郵便局ニ申出ツヘシ其
ノ異議ノ判定アリタルトキハ其ノ書類ヲ該郵便局ニ呈示スヘシ關稅若ハ内國稅ノ賦課ニ關シ訴願ヲ提起シ又ハ内國稅ノ賦課ニ關

シ行政訴訟ヲ提起シタルトキ及其ノ訴願ノ裁決又ハ訴訟ノ判決アリタルトキ亦同シ
第七十四條 前條第二項ノ場合ニ於テ郵便物留置期間ノ經過ハ郵便局ヘノ申出ヨリ異議ノ判定ノ確定、訴願ノ裁決又ハ訴訟ノ判定
迄之ヲ停止ス但シ條約ニ留置期間ヲ定ムルモノニ付テハ其ノ最高限ヲ超ユルコトナシ
第七十四條ノ二 在支那帝國郵便局ニ於ケル外國小包郵便物又ハ價格表記箱物ノ通關ニ關シテハ日支郵便規則第七章第二節ノ規定
ヲ準用ス

尙ほ参考の爲め小包郵便物の輸入額を示せば左表の如し。

○小包郵便物輸入額表 (明治卅五年前ハ不明) (大藏省編纂外國貿易年表に據る)

年次	輸 入 額	年次	輸 入 額
明治三十五年	二〇九、九九一 ^四	同大正四年	二、一九三、五五九 ^四
同三十六年	二五七、七四三	同五年	二、七九三、七三六
同三十七年	三七二、四三〇	同六年	五、三〇七、〇二七
同三十八年	九九二、三六九	同七年	四、三九三、七三三
同三十九年	八九六、五〇五	同八年	一〇、〇五五、九八六
同四十年	七二九、九三一	同九年	一四、一九一、七一六
同四十一年	九九七、七四八	同十年	一四、一七三、二八三
同四十二年	一、一六六、二九五 ^五	同十一年	一七、九四三、二一四
同四十三年	一、五三一、三五六	同十二年	二二、七一五、二二七
同四十四年	二、二二九、一九七		

以上に於て輸入手續の概要を記述し、尙ほ課稅處分に對する異議訴願其他の
手續に關しては、特に節を改めて記述し度いと思ふ。

第十一項 消費稅及骨牌稅

輸入品にして内地消費稅又は骨牌稅を賦課せらるべきものは、右品に對し税關に於て關稅を徵收する際、關稅と共に關稅納付義務者より之を徵收することになつて居る。而して其の品名は砂糖、糖蜜及糖水を含む、石油、織物及骨牌であつて、稅率は左の通りである。

○砂糖消費稅率

一、砂糖

第一種 砂糖色相和蘭標本第十一號未滿の砂糖

甲 樽入黑糖

百斤ニ付 二、〇〇〇

乙 樽入白下糖但し分糖したるもの、白下糖以外の砂糖に加工して製造したるもの及全部又は一部の新式機械に依り製造したるものを除く

丙 其の他のもの

同 同 二、五〇〇 三、〇〇〇

- 第二種 砂糖色相和蘭標本第十五號未滿の砂糖 同 五、〇〇〇
- 第三種 砂糖色相和蘭標本第十八號未滿の砂糖 同 七、〇〇〇
- 第四種 砂糖色相和蘭標本第二十一號未滿の砂糖 同 八、〇〇〇
- 第五種 砂糖色相和蘭標本第二十一號以上の砂糖 同 九、〇〇〇
- 第六種 氷砂糖、角砂糖、棒砂糖其他類似のもの 同 一〇、〇〇〇

二、糖蜜

第一種 氷砂糖を製造するときに生ずる糖蜜

甲 糖分を蔗糖として計算したる重量全重量の百分の七十を超えざるもの 同 三、〇〇〇

乙 其の他のもの 糖分を蔗糖として計算したる重量百斤に付金九圓の割合を以て算出したる金額

第二種 其の他の糖蜜

- 甲 糖分を蔗糖として計算したる重量全重量の百分の六十を超えざるもの 同 二、〇〇〇
- 乙 其の他のもの 同 三、〇〇〇

三 糖 水

同 八、〇〇

〇石油消費稅率

石 油

一石に付 一、〇〇^円

〇織物消費稅率

織 物

從 價 一 割

〇骨牌稅率

骨 牌

一組毎に 〇、二〇

第十二項 輸入取締品

輸入禁止品に關しては、前第二章、第四節、第十款に於て之を記述したが、右の外生牛及植物の輸入に對しては、検査其の他に關し左記取締規定が設けられてある。

〇畜牛結核病豫防法抄錄

明治三十四年四月 改 四十二年四月 大正三年三月
法律第三十五號 正 法律第四十五號 法律第十號

畜牛結核病豫防法

第七條 外國ヨリ輸入スル畜牛及主務大臣ノ指定シタル地方ヨリ移入スル畜牛ハ特ニ定メタル場所ニ於テ臨床的診察及「ツバクリン」ノ應用ニ依リ之ヲ検査ス但シ主務大臣ニ於テ必要ナシト認メタル畜牛ニ對シテハ「ツバクリン」ノ應用ニ依ラサルコトヲ得

前項ノ検査ニ關シテハ稅關長及検査員ノ指揮ニ從フヘシ

第一項ノ畜牛ニシテ結核病ニ罹リ又ハ其ノ疑アルトキハ稅關長又ハ検査員ニ於テ其ノ輸入又ハ移入ノ禁止緊留其他必要ナル處分ヲ命スルコトヲ得

第八條 前條ニ依リ輸入又ハ移入ヲ禁止セラレタル者畜牛ヲ撲殺セムトスルトキハ稅關長及検査員ノ指揮ニ從フヘシ

第十七條 検査ヲ受ケス之ヲ拒ミ若クハ之ヲ妨ケタル者、検査ヲ受ケスシテ第七條ノ畜牛ヲ輸入若ハ移入シタル者、第五條若ハ第六條ニ違背シタル者又ハ第七條第三項ノ命令ニ從ハサル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

〇支那西比利ヨリ生牛輸入停止ノ件

明治四十二年八月五日 改 大正四年
農商務省令第三十三號 正 同第十六號

獸疫豫防法第十五條ニ依リ當分ノ内支那、西伯利ヨリ又ハ之ヲ經テ生牛ヲ輸入スルコトヲ停止ス但シ食用ノ爲ニスルモノニシテ検査ヲ受ケタル後直ニ検査官ノ指定シタル屠場ニ於テ屠殺スルモノハ此ノ限ニ在ラス
本令ハ明治四十二年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

〇輸出入植物取締法抄錄

大正三年三月
法律第十一號

第一條 植物ヲ輸入移入輸出又ハ移出スル者ハ其ノ植物及其ノ容器包装ニ使用シタル物ニ付植物検査官吏ノ検査ヲ受ケルコトヲ要ス

前項ノ検査ハ取締上必要ナシト認ムル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ省略スルコトヲ得第一項ノ規定ニ違反シテ輸入又ハ移入シタル物ハ之ヲ收受スルコトヲ得ス

第一項ノ規定ニ依リ検査ヲ受ケヘキ植物ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 病菌又ハ害蟲ハ主務大臣ノ許可ヲ得且植物検査官吏ノ検査ヲ受ケルニ非サレハ之ヲ輸入又ハ移入スルコトヲ得ス

第七條 主務大臣ハ病菌又ハ害蟲ノ傳播ヲ防止スル爲必要アリト認ムルトキハ命令ヲ以テ特定ノ地ヨリ發送シ又ハ之ヲ經由シタル植物又ハ病菌若ハ害蟲ノ附着セル虞アル物ノ輸入移入又ハ收受ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得

備考、本條ニ依リ輸入及收受ヲ禁止セラレタル物品ニ關シテハ、第一章、第二節、第七款輸入禁止品ノ備考參照

第八條 植物検査官吏稅關官吏又ハ警察官吏本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ違反スル者アリト認ムルトキハ臨檢尋問搜索若ハ差押ヲ爲シ又ハ其ノ違反ニ係ル物ヲ消毒若ハ燒棄シ其ノ他必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

臨検等問搜索又ハ差押ニ關シテハ問接國稅犯則者處分法ヲ準用ス

第一項ノ場合ニ於テ病菌又ハ害蟲傳播ノ虞ナキ方法ニ依リ處置セラレタル物ニ付テハ第一條第二項ノ規定ヲ適用セス

第十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 詐偽ノ行爲ヲ以テ檢査ヲ免レタル者

二 檢査ヲ受ケルニ當リ詐偽ノ行爲アリタル者

三 第五條但書ノ場合ニ於テ許可ノ條件ニ違反シタル者

四 第六條ノ停止又ハ第七條ノ禁止若ハ制限ニ違反シタル者

第十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第一條第一項又ハ第三項ノ規定ニ違反シタル者

二 許可又ハ檢査ヲ受ケスシテ病菌又ハ害蟲ヲ輸入又ハ移入シタル者

三 第三條ノ許可ノ條件ニ違反シタル者

第十三條 本法ニ依ル職務ノ執行ヲ拒ミ、之ヲ妨ケ若ハ忌避シタル者又ハ臨検搜索ノ爲ニスル尋問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ三百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

○輸出入植物取締法施行規則

第一條 輸出入植物取締法第一條ノ規定ニ依リ檢査ヲ受クヘキ植物左ノ如シ

一 輸入又ハ移入スル植物ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノ

一 植物及其ノ部分ニシテ栽培培養ノ用ニ供スルモノ

一 種子、地下莖及根ニシテ繁殖ノ用ニ供スルモノ

一 柑橘ノ果實

一 馬鈴薯

二 亞米利加合衆國へ輸出スル植物ニシテ同國政府ニ於テ其ノ輸入ニ付輸出國ノ檢査證明ヲ必要トスルモノ

第二條 前條第一號ノ植物ヲ輸入又ハ移入スル者ハ其ノ植物ヲ積轉シタル船舶ノ入港後遲滞ナク第一號様式ニ準シタル書面ヲ以テ植物檢査官署ニ檢査ノ申請ヲ爲スヘシ但シ旅客ノ攜帶ニ係ルモノニ付テハ口頭ヲ以テ植物檢査官吏、植物檢査官吏現場

ニ在ラサルトキハ稅關官吏ニ申請ヲ爲スコトヲ得

第三條 第一條第二號ノ植物ヲ輸出スル者ハ其ノ植物ヲ積載スル船舶ノ出港期日十日前第二號様式ニ準シタル書面ヲ以テ植物檢査官署ニ檢査ノ申請ヲ爲スヘシ但シ其ノ後ノ申請ト雖受理スルコトアルヘシ

第四條 植物檢査官吏輸出入植物取締法第二條ノ規定ニ依リ檢査ヲ受クヘキ物ノ管理者ニ豫メ其ノ旨ヲ通告スヘシ但シ急施ヲ要スルトキハ此ノ限ニ在ラス

第五條 輸出入植物取締法第三條ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ第三號様式ニ準シタル申請書ヲ植物檢査官署ヲ經由シテ農商務大臣ニ差出スヘシ

第六條 病菌又ハ害蟲ハ通常郵便ニ依リ之ヲ輸入又ハ移入スルコトヲ得ス

前項ノ規定ニ違反シタル郵便物ノ配達ヲ受ケタル者ハ其ノ郵便物ヲ添ヘ運送ナク其ノ旨ヲ植物檢査官署ニ届出ツヘシ

第七條 病菌又ハ害蟲ヲ輸入又ハ移入スル者ハ其ノ病菌又ハ害蟲ヲ積載シタル船舶ノ入港後遲滞ナク第四號様式ニ準シタル書面ヲ以テ植物檢査官署ニ檢査ノ申請ヲ爲スヘシ

前項ノ場合ニ於テ植物檢査官吏期間ヲ指定シテ輸出入植物取締法第三條ノ規定ニ依リ許可書又ハ其ノ寫ノ提出ヲ命ジタルトキハ申請人ハ其期間内ニ之ヲ差出スヘシ

第八條 植物檢査官吏ハ第二條又ハ前條第一項ノ申請前ト雖檢査ヲ爲スコトヲ得

第四條 及前條第二項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ檢査ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

第九條 第二條、第三條若ハ第七條第一項ノ申請ヲ爲シタル者又ハ第四條若ハ前條第二項ノ通告ヲ受クヘキ者ハ植物檢査官吏ノ指揮ニ從ヒ檢査ヲ受クヘキ物又ハ受ケタル物ノ運搬、荷造、荷解其ノ他ノ處置ヲ爲スヘシ

第十條 第一條第一號ノ植物ヲ包容スル通常郵便物ノ配達ヲ受ケタル者ハ遲滞ナク第五號様式ニ準シタル檢査ノ申請書ト共ニ其ノ郵便物ヲ植物檢査官署ニ差出スヘシ但シ第十五條ノ證票又ハ證印アルモノハ此ノ限ニ在ラス

第十一條 輸出入植物取締法ニ依リ檢査ヲ受クヘキ物ハ植物檢査品ナル文字ヲ明瞭ニ表示シタルモノニ非サレハ小包郵便ニ依リ之ヲ臺灣又ハ樺太ヨリ移入スルコトヲ得ス

第六條第二項ノ規定ハ前項ノ規定ニ違反シタル小包郵便物ノ配達ヲ受ケタル者ニ之ヲ準用ス

第十二條 小包郵便物ノ通關手續ヲ爲スヘキ郵便局又ハ特ニ指定シタル郵便局ハ輸出入植物取締法ニ依リ輸入又ハ移入ニ付檢査ヲ受クヘキ物ヲ包容スル小包郵便物ノ運送ヲ受ケタルトキハ其ノ旨ヲ植物檢査官署ニ通知スヘシ

前項ノ郵便物ノ検査ハ郵便局員立會ノ上之ヲ行フヘシ

第十三條 第七條第二項ノ規定ハ小包郵便ニ依リ病菌又ハ害蟲ヲ輸入又ハ移入スル場合ニ於テ其ノ名宛人ニ付之ヲ準用ス

第十四條 輸出又ハ移出地ノ官憲ニ於テ病菌又ハ害蟲ノ附着セサルコトヲ證明シタル検査證ヲ有スル植物ヲ輸入又ハ移入スル

者ハ其ノ旨ヲ植物検査官署ニ届出ツヘシ第二條ノ規定ハ此ノ場合ニ之ヲ準用ス

前項ノ検査證ヲ有スル植物ニ付テハ輸入又移入ノ検査ハ之ヲ省略スルコトヲ得第八條及第九條ノ規定ハ植物検査官吏ニ於テ

検査ノ必要アリト認メタル場合ニ之ヲ準用ス

第十五條 植物検査官吏検査ノ結果取締上支障ナシト認ムルトキハ輸入又ハ移入スルモノニ在リテハ第六條様式ノ證票又ハ證

印ヲ附シ輸出スルモノニ在リテハ第七條様式ノ證明書ヲ交付スヘシ

第十六條 植物検査官吏植物其ノ他ノ物ヲ燒棄、埋没若ハ著シク毀損シ又ハ其ノ輸入、移入若ハ輸出ヲ禁止スルトキハ第二條

第三條、第七條第一項若ハ第十條ノ申請ヲ爲シタル者、第四條若ハ第八條第二項ノ通告ヲ受クヘキ者、第十四條第一項ノ届

出ヲ爲シタル者又ハ郵便物ノ名宛人ニ其ノ旨ヲ通告シ且關係アル税關及郵便局ニ之ヲ通知スヘシ

第十七條 植物検査官吏輸出入植物取締法第六條第二項ノ規定ニ依ル處分ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ税關ニ通知スヘシ但シ臺

灣ヨリ移入スル物ニ係ル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十八條 税關官吏又ハ警察官吏輸出入植物取締法第八條第一項ノ規定ニ依ル處分ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ植物検査官署ニ

通知スヘシ

第十九條 第二條、第六條第二項、第七條第一項、第九條、第十條、第十一條第二項又ハ第十四條第一項ノ規定ニ違反シタル

者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第二十條 臨檢、尋問、搜索又ハ差押ニ關シテハ間接國稅犯則者處分法施行規則ヲ準用ス

附 則

本則ハ輸出入植物取締法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

鹿児島縣大島郡及沖繩縣ニ輸入又ハ移入スル植物並樟太ヨリ移入スル植物ニ付テハ當分ノ内検査ハ之ヲ省略シ第十一條ノ規定

ハ之ヲ適用セス

(様式略之)

第十三項 罰 則

一、輸入禁制品の輸入を圖り又は其の輸入を爲した者は、犯罪に係る貨物の原價に相當する罰金又は科料に處せられ、且つ其の貨物を沒收せらるゝ。但し關稅法以外の法律に於て別に刑の定められてあるものは、夫に依つて處罰せらるゝのである。

二、關稅の逋脱を圖り又は關稅を逋脱した者は、其の逋脱を圖り又は逋脱した稅金の三倍に相當する罰金又は科料に處せられ、且つ犯罪に係る貨物を沒收せらるゝ。

三、以上一及二の犯罪に係る貨物の運搬、寄藏、收受、故買又は牙保を爲した者は千圓以下の罰金若くは科料に處せらるゝ。

四、免許を受けずして貨物の輸入を爲し又は爲さんとした者は、是亦千圓以下の罰金若くは科料に處せらるゝ。但し一若くは二に該當するものは此の限りてなす。

其の他略。

第二欸 輸出手續

第一項 申告

普通貨物を輸出せんとするには、輸出申告書式(本書式其の他税關に於て定められたる一切の書式は税關内に賣捌人があつて賣捌いて居るに積載すべき船舶の名稱、國籍、貨物の記號、番號、品名、箇數、數量、價格及仕向港を始めとし、提出者の國籍、住所又は居所並に提出の年月日を記載し、且つ提出者之に署名したる上、税關總務課に提出せねばならぬ。而して右申告書は、輸入の場合と異り、積載すべき船舶が未だ入港手數を了せざる前でも受理せらるゝのである。

次に、輸出申告書には、通常他の書類を添附するの必要はないが、左の場合には、夫書類の添附若くは申告書中に前記々載事項以外の記載を要するのである。

(一)、輸出貨物が外國産なる場合には、其の産地の記載を要する。

(二)、再輸入すべき外國産貨物を輸出する場合 關稅定率法第七條第十七號(輸出物品にして五年以内に輸入せられ輸出の時の性質及形状を變せざるもの但し酒精、酒類、砂糖及第八條又は第九條に依り輸入税の免除又は拂戻を受けたる物品を除く)に依り關稅の免除を得んとする、外國産貨物の輸出申告書には、仍輸出の目的及再輸入の場所を記載

せねばならぬ。

(三)、加工、修繕其の他の爲めに輸入したる貨物を輸出する場合 關稅定率法第八

條(左の物品にして輸入の日より一年以内に再び輸出するものには輸入税を免す但し輸入の際税金に相當する擔保を提供せしむることを得一、加工の爲輸入する物品にして命令を以て指定したるもの二、輸入貨物の容器にして命令を以て指定したるもの二、輸出貨物の容器として命令を以て指定したるもの三、修繕の爲輸入する物品四、學術研究の爲輸入する物品五、試験品として輸入するもの六、註文取集の爲輸入する見本品七、本邦に渡來する巡回興業者が輸入する興行用物品八、博覽會、展覽會、共進會又は品評會等へ出品する爲輸入する物品)に依る關稅免除の貨物を、法定期間内に輸出せんとする場合は、該輸出申告書に輸入免狀又は之に代るべき税關の證明書を附添せねばならぬ。

備考、右添附の輸入免狀又は證明書は、輸出免許後に於て、輸出済の旨を記載の上提出者に返戻せらるゝのである。

第二項 検査、免許及船積

我邦では現在輸出税といふものがないから、輸出貨物の検査の如きも、輸入貨物に比し頗る簡易であつて、右検査が済めば直ちに免狀を交付せらるべく、夫を監視部貨物係官吏に示して、當該貨物に檢印の押捺若くは檢印代證を得、然る後船積を爲すのである。

第三項 旅客携帶品の輸出

是亦納稅等の必要がないから、輸入の場合に比すれば至極簡易であつて、單に旅具検査場に於て形計りの検査を受ければ、直ちに船積をなし得るのである。

第四項 小包郵便物の輸出

小包郵便物を輸出せんとするに、外國郵便規則に従つて包装した物品に、税關告知書該告知書には年月日、差出人並に名宛人の宿所氏名、箇數、外装模様、包有品の名稱並に價格、總重量並に正味重量等を記載し、尙ほ右は名宛地に依り一枚乃至五枚を要す並に送狀該送狀には差出人並に名宛人の住所氏名、小包の個數等を記載し、而して同一の差出人より發し、同一の人に宛てたる二箇又は三箇迄の普通小包郵便物に對しては、單に一枚の送狀を使用するを得るも、代金引換小包又は價格表記小包に對しては各別に添付するを要すを添付の上郵便局に差出せば可いのであつて、何等税關の手續を要せぬのである。但し小包郵便には、萬國郵便聯合小包郵便物交換條約其の他の約定に依り、物品の品種、重量、容積、包裝等の上に夫々制限

若くは規定があるから、大要之等を心得置くの必要があらうと思ふ。

- (一)、小包郵便に依つて發送するとを禁制せられ居るもの
 - (イ)、爆發性、發火性又は危險性の物品及生活する動物
備考、右の外米國宛には脂肪質の物件、糖菓及糊質の物件、腐敗し易き果物及蔬菜、惡臭を發すべき物件等
 - (ロ)、書狀又は通信文の性質を有する書類
 - (ハ)、税關其の他に關する法令に依り郵送を許さざる物品
- (二)、重量及容積上の制限

種類	容積	重量
聯合條約に依るもの及日露間條約に依るもの	一面の寸尺一尺九寸八分及容積廿五立方「デシメートル」(日佛間發着のものに限り五十四立方「デシメートル」)但し日露間發着のものは、單に各方面の寸尺一尺九寸八分 傘、杖、地圖又は繪圖の如き形状の物品を包有するものにして、幅、厚各六寸六分を超過せざるものは、長三尺三寸(「ポリワイア」宛のものを除く) 長二尺並幅及厚各一尺	一、三三三 (五基を換算せるもの)
日本加那太間約定に依るもの		一、三三三 (十一封度を換算せるもの)

第二章 現行關稅

第七節 貨物の輸出入、積戻及運送手續

第二章 現行關稅 第七節 貨物の輸出入、積戻及運送手續

(約二分五厘)以上ノモノ又ハ金屬製ノ箱ヲ堅固ニ包裝スルコトヲ要シ單ニ紙「ボール」紙、紗、蠟引麻布又ハ脆弱ナル箱等ニテ之ヲ包裝スルコトヲ得ス又露西亞宛小包郵便物ニハ差出人ノ宿所氏名ヲ小包ノ包裝自體ニ又ハ包裝ヲ結束スル絲ヲ通スヘキ金屬性ノ圓弧ヲ備フル羊皮紙製ノ標札ニ記載スルヲ要ス

○逓信省告示第六八四號(大正八年五月十七日)
印度支那宛小包郵便物ハ強固ナル木製若ハ金屬製ノ箱仕立又ハ皮包裝トスルコトヲ要シ單ニ紙又ハ「ボール」紙等ニテ之ヲ包裝スルコトヲ許サス

○逓信省告示第二六二號(大正九年二月二十五日)
「セルロイド」製品ヲ包有スル瑞典宛小包郵便物ハ各板ノ合セ目ヲ組合セタル強固ナル木製ノ箱仕立トシ箱ノ上部縁ト蓋トノ間ニ適當ナル押木ヲ挿入シ且包裝ノ表面ニ「セルロイド」製「フィルム」又ハ「糊」等ノ例ニ倣ヒ内容品ヲ歐文ニテ明記スルコトヲ要ス

尙ほ参考の爲め小包郵便物の輸出額を示せば左表の如く、逐年増加の趨勢にあるのである。

○小包郵便物輸出額表

(明治廿五年前は不明) (大藏省外國貿易年表に據る)

年次	輸 出 額	年次	輸 出 額
明治三十五年	四四三、九六五	同	二、五三五、〇六五
同 三十六年	三七三、〇四四	同	四、三三六、一六四
同 三十七年	四四六、二四七	同	四、二五〇、四七六
同 三十八年	一、〇八〇、五三六	明治三十九年	五、五五七、九七二
同 三十九年	一、〇一二、四五八	同 四十年	五、一九〇、一三二
同 四十年	一、一三三、〇九一	同 四十一年	六、〇四四、九八八
同 四十一年	二、七五〇、九〇四		一二、八六九、三八六

第五項 輸出取締品

我邦には輸出上取締を受けてゐる物品があつて、其の品名及取締規則を掲ぐれば左の通りである。

○罐詰蟹輸出の爲販賣するを得ざる件 大正三年三月 農商務省令第三號

地方長官カ内地向トシテ製造スルコトヲ認メタル「イバラ」蟹(北海道方面方言「タラガニ」又ハ「タラバガニ」)ノ罐詰ハ農商務大臣ノ認可ヲ得ルニアラサレハ之ヲ輸出シ又ハ輸出ノ目的ニ供スル爲販賣スルコトヲ得ス

前項ノ規定ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

附 則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○輸出入植物取締法 大正三年三月 法律第十一號 及同施行規則

(輸入手續中の輸入取締品の項参照)

○輸出羽二重取締規則抄録

明治三十八年一月 農商務省令第五號 改正 大正六年七月 同省令第十二號

第一條 輸出羽二重ニハ増量ノ目的ヲ以テ水分ヲ附着セシムルコトヲ得ス

第二章 現行關稅 第七節 貨物の輸出入、積戻及運送手續

第二條ノ二 輸出物二重ノ検査ヲ表示スル道府縣ノ印章ハ特練、染色、捺染其ノ他加工ノ爲必要ナル場合ヲ除クノ外之ヲ抹消シ若ハ隠蔽シ又ハ其ノ部分ヲ除却スルコトヲ得ス但シ正當ノ事由アル場合ニ於テ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三條 前三條ニ違背シタル物品ハ之ヲ賣買授受又ハ輸出スルコトヲ得ス
第八條 第一條乃至第五條及第七條ニ違背シタル者又ハ證票若ハ帳簿ニ虛偽ノ記載シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

○花蕊検査規則抄録 明治三十八年五月 勅令第百六十一號

第一條 花蕊検査所ノ検査ニ合格シタル花蕊ニアラサレハ輸出スルコトヲ得ス但シ滿洲ニ輸出スル花蕊及主務大臣ノ指定シタル種類ノ花蕊ハ此ノ限ニ在ラス
検査後加工シタルトキハ検査ニ其ノ効力ヲ失フ
第四條 第一條第一項ニ該當セサル花蕊ヲ輸出シ又ハ輸出セムトシタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

○輸出眞田取締規則 大正四年六月五日 改 大正六年 農商務省令第九號 正 同第二十七號

第一條 經木眞田ヲ漂白シ又ハ漂白スル爲之ヲ賣買若ハ授受スルコトヲ得ス但シ内地ニ於テ使用シ若ハ製品ニ仕立テ又ハ試験其ノ他之ニ類スル目的ヲ以テスル場合ハ此ノ限ニ在ラス
前項ノ場合ニ於テハ豫メ其ノ數量、用途並製品ニ仕立ツルモノニ在リテハ其ノ製造ノ場所及時期ヲ定メ漂白ヲ爲ス地ノ地方長官ニ届出ツヘシ其ノ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ
第二條 麥稈眞田、極木眞田、麻眞田其ノ他ノ製糊用眞田ニシテ切斷又ハ假繼ノ個所アルモノハ之ヲ輸出シ又ハ輸出ノ目的ヲ以テ賣買若ハ授受スルコトヲ得ス但シ麻眞田又ハ麻ヲ主要原料トスル眞田ニシテ一反ノ中ニ二箇以下ノ假繼アルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス
第三條 麥稈眞田、經木眞田、麻眞田其ノ他ノ製糊用眞田ハ同業組合若ハ同業組合聯合會又ハ道府縣ノ検査ニ合格シタルモノニアラサレハ營利ノ目的ヲ以テ之ヲ輸出スルコトヲ得ス但シ地方長官ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス
第四條 前三條ノ規定ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス
前條ノ規定ニ違反スル罪ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

○輸出燐寸取締規則

第一條 燐寸ハ同業組合若ハ同業組合聯合會又ハ道府縣ノ検査ニ合格シタルモノニアラサレハ營利ノ目的ヲ以テ之ヲ輸出シ又ハ朝鮮若ハ臺灣へ移出スルコトヲ得ス但シ地方長官ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス
第二條 前條ノ規定ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス
前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

附 則 本則ハ大正六年十二月二十日ヨリ之ヲ施行ス

○輸出硝子製品取締規則 大正六年九月十七日 農商務省令第二十五號

第一條 左ニ掲クル硝子製品ハ同業組合若ハ同業組合聯合會又ハ道府縣ノ検査ニ合格シタルモノニアラサレハ營利ノ目的ヲ以テ之ヲ輸出スルコトヲ得ス但シ地方長官ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス
罐、食器、食料容器、火屋、ランプ笠、ランプ油壺、模造眞珠、光球、腕輪、試験管、ビーカー、フラスコ、漏斗、分液漏斗、U字管、及板硝子
第二條 前條ノ規定ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス
前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

附 則 本則ハ大正六年十二月二十日ヨリ之ヲ施行ス

○輸出玻璃鐵器取締規則 大正六年九月十七日 農商務省令第二十六號

第一條 鐵板ヲ以テ製シタル玻璃鐵器ハ同業組合若ハ同業組合聯合會又ハ道府縣ノ検査ニ合格シタルモノニアラサレハ營利ノ目的ヲ以テ之ヲ輸出スルコトヲ得ス但シ地方長官ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス
第二條 前條ノ規定ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス
前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第二章 現行關稅 第七節 貨物の輸出入、積戻及運送手續

本則ハ大正六年十二月二十日ヨリ之ヲ施行ス

○輸出莫大小製品取締規則

大正六年十二月三日 改 大正七年十月十日
農商務省令第三十二號 正 農商務省令第三十八號

第一條 左ニ掲クル莫大小製品ハ同業組合若ハ同業組合聯合會又ハ道府縣ノ検査ニ合格シタルモノニアラサレハ營利ノ目的ヲ以テ之ヲ輸出スルコトヲ得ス但シ地方長官ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二條 前條ノ規定ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス
前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

附 則
本則ハ大正七年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

○輸出刷子取締規則

大正七年八月三十日
農商務省令第三十三號

第一條 刷子ハ同業組合若ハ同業組合聯合會又ハ道府縣ノ検査ニ合格シタルモノニアラサレハ營利ノ目的ヲ以テ之ヲ輸出スルコトヲ得ス但シ地方長官ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二條 前條ノ規定ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス
前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

附 則
本則ハ大正七年十月一日ヨリ之ヲ施行ス(但シ書略)

○輸出「セルロイド」製品取締規則

大正七年十一月十三日
農商務省令第四十二號

第一條 左ニ掲クル「セルロイド」製品ハ同業組合若ハ同業組合聯合會又ハ道府縣ノ検査ニ合格シタルモノニアラサレハ營利ノ目的ヲ以テ之ヲ輸出スルコトヲ得ス但シ地方長官ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二條 前條ノ規定ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス
前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

附 則

本則ハ大正七年十二月十五日ヨリ之ヲ施行ス(但シ書略)

○輸出鉛筆及鉛筆心取締規則

大正七年十一月二十八日
農商務省令第四十八號

第一條 鉛筆又ハ鉛筆心ハ同業組合若ハ同業組合聯合會又ハ道府縣ノ検査ニ合格シタルモノニ非サレハ營利ノ目的ヲ以テ之ヲ輸出スルコトヲ得ス但シ地方長官ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二條 前條ノ規定ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス
前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

附 則

本則ハ大正八年一月一日ヨリ之ヲ施行ス(但シ書略)

○輸出綿織物取締規則

大正八年八月九日 改 大正九年四月一日 大正九年十一月五日
農商務省令第二十七號 正 同第二號 同第三十七號

第一條 左ニ掲クル綿織物ハ同業組合聯合會又ハ道府縣ノ検査ニ合格シタルモノニ非サレハ營利ノ目的ヲ以テ之ヲ輸出スルコトヲ得ス但シ地方長官ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二條 前條ノ規定ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス
前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

附 則
本則ハ大正八年一月一日ヨリ之ヲ施行ス(但シ書略)

第二章 現行關稅 第七節 貨物の輸出入、積戻及運送手續

本則ハ大正八年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス(但シ書略)

第六項 罰 則

免許を受けずして貨物の輸出を爲し又は爲さんとしたる者は、千圓以下の罰金若しくは科料に處せらるゝ。

(其の他略)

第三款 積戻手續

積戻といふのは、税關又は私設上屋に陸揚したか、保税倉庫に庫入したか若しくは假置場に移入した貨物で、未だ輸入手数を爲さぬ前に再び之を外國に積戻することをいふのであつて、其の手續は、通常積戻申告書式是亦税關内に賣捌人があるに、積載すべき船舶の名稱、國籍、貨物の記號、番號、品名、箇數、數量、價格及仕向港を始めとし、提出者の國籍、住所又は居所及提出の年月日を記載し且つ提出者之に署名の上税關總務課に提出、積戻免狀を受くる外、一切輸出手續に異なる所はないのである。唯輸入港以外の地に在る保税倉庫へ運送庫入した場合に於ては、最初税關から得た

運送免狀を添付の上積出地の税關へ積戻願書を提出するものとす。

第四款 運送手續

運送といふのは、通常開港間、保税地域間又は開港と保税地域との間に貨物を運送することであつて、之には海路に由る場合と陸路に由る場合とある。

第一項 海路運路處

海路運送にも亦左の通り三つの場合がある。

- (一) 外國貨物を外國貿易船にて運送する場合
- (二) 同上貨物を沿海通航船にて運送する場合
- (三) 内國貨物を外國貿易船にて運送する場合

而して之を爲さんとするには、運送申告書(是亦税關内に賣捌人あり)及運送目録(上記運送申告及運送目録には、船舶の名稱、貨物の運送先、内外國貨物の區別、記號、番號、品名、箇數及數量を記載し、尙ほ運送申告書には貨物の價格及運送の目的、又運送目録には荷送人を記載せねばならぬ)を税關に提出して免許を受け、尙ほ右運送貨物運送先に到着したときは、右運送免狀並に運送目録を直ちに税關に提出せねば

ならぬ。而して右を受理した税關に於ては、運送貨物と免狀とを對照の上相違なきときは、該免狀に運送濟の旨を記入して之を提出者に還付するのである。

第一項 陸路運送

陸路運送の場合も亦、運送申告書及運送目録該運送申告書及運送目録には、貨物の運送先、記號、番號、品名、箇數及數量を記載し、尙ほ運送申告書には貨物の價格及運送の目的、又運送目録には荷受人を記載せねばならぬ。を税關に提出して免許を受け、命令を以て指定した通路に由つて運送し、目的通り運送先に到着したときは、右運送免狀並に運送目録を税關に提出せねばならぬ。而して右を受理した税關に於て該運送貨物と免狀とを對照し若し相違なきときは、該免狀に運送濟の旨を記入して提出者に還附すること、敢て海路運送の場合と異らぬのである。

備考、運送貨物にして外國貨物なる場合、税關に於て必要と認むるときは擔保を提供せしめ、且つ相當の期間内に運送先に到着せなかつたときには、申告者より關稅を徵收するのである。但し災害に因つて滅失し又は税關の認許を得て滅却した場合は例外とす。

以上は、通常の場合即ち開港間、保稅地域間又は開港と保稅地域との間に於ける貨物の運送に就て記述したのであるが、右の外、外國貨物にして

- 一、假に陸揚したる貨物
- 二、航運の自由を失ひたる船舶に積載せる貨物
- 三、難破貨物

を海路又は陸路に由り、不開港より開港又は保稅地域に運送せんとする場合に於ては、船長又は陸路運送人は、運送先、貨物の品名、箇數及數量を記載した申請書を税關官吏(税關官吏在らざるときは、警察官吏)に提出して認許を受け、陸路運送の場合に於ては、税關官吏又は警察官吏の指定する通路に由つて運送、而して海路、陸路を論せず貨物運送先に到着したときは、船長又は陸路運送人は二十四時間以内に前記認許書を税關に提出せねばならぬのである。

備考、以上に於て記述した外國貨物とは輸入手數未済の貨物及輸出後の貨物を謂ひ、又内國貨物とは輸出前及輸入後の貨物をいふのである。

第三項 罰則

- 一、關稅法第三十九條の五若は第四十一條の規定に違反したるときは、船長又は陸路運送人は二百圓以下の罰金若は科料に處せらる。
- 二、同法第三十九條の二若は第四十條第二項の規定に違反したるときは、百圓以

下の罰金若は科料に處せらるゝ。

第八節 保稅倉庫

第一款 保稅倉庫とはどんなものか

保稅倉庫とは、關稅法にいふ保稅地域の一部分であつて、之に官設及私設の二種あり、共に輸入手數未済の貨物及外國に輸出すべき内國貨物を藏置し得る場所である。但し藏置貨物に就ては、前記貨物中にも多少の限定がある。即ち官設保稅倉庫には、

- 一 輸入無稅品
- 二 巨大なるもの及重量なるもの
- 三 損傷腐敗せしもの又は損傷腐敗し易きもの
- 四 發火質、燃燒質又は爆發質のもの
- 五 倉庫又は他の貨物を汚損すべきもの
- 六 動物及植物
- 七 不潔物

以外のもの、又私設保稅倉庫に於ては、大藏大臣の認可を得たるものと限定せられて居るのである。

次に保稅倉庫表及關係法規を掲ぐれば左の如く、

○保稅倉庫表 (大正九年九月一日現在) (大藏省調査に據る)

横濱 神戶 大阪 長崎 門司 函館 計	官設		私設		計	
	箇所	坪數	箇所	坪數	箇所	坪數
關稅關	二	三四五	二	一六、九二九	二	一七、二七四
關稅關	一	三六	一	一〇、七〇一	二	一〇、七三七
關稅關	一	三七	一	九、〇八四	二	九、〇八四
關稅關	一	九〇	一	一、二八五	二	一、三二二
關稅關	一	五〇八	一	四、〇九八	二	四、〇九八
計	五	五〇八	六	四三、五二〇	一一	四四、〇二八

○保稅倉庫法

明治三十年三月
法律第十五號

改正 四十年三月
法律第二十號 四十年十月一日ヨリ施行

第一章 總則

第一條 保稅倉庫へ輸入手數未済ノ貨物ヲ藏置スル所トス

第二章 現行關稅 第八節 保稅倉庫

保稅倉庫ニハ外國ニ輸出スヘキ内國貨物ヲ藏置スルコトヲ得

第二條 保稅倉庫ニ藏置スル輸入手數未済ノ貨物ハ其ノ藏置中ハ輸入シタルモノト看做サス

第三條 保稅倉庫ニ藏置シタル貨物ノ輸入税ハ其ノ最初庫入ノ時ノ性質及數量ニ依リ之ヲ徵收ス但シ災害ニ因リ滅失若ハ變質シ又ハ政府ノ承認ヲ得テ滅却シタル貨物ハ此ノ限ニ在ラス

第四條 保稅倉庫ニ若ハ保稅倉庫ヨリ輸入手數未済貨物ヲ運搬スルトキハ命令ヲ以テ定ムル通路ニ依ルヘシ

第五條 保稅倉庫ニ藏置スルコトヲ得ヘキ貨物ノ種類ハ主務大臣之ヲ定ム

第六條 保稅倉庫ニ藏置シタル貨物ノ輸入ニ關シテハ此ノ法律ニ規定シタルモノノ外關稅法ヲ適用ス

第七條 保稅倉庫ノ貨物藏置期限ハ庫入ノ日ヨリ滿二箇年トス

第八條 保稅倉庫ニ藏置ノ貨物庫移ヲ爲ストキハ其ノ藏置期限ハ總テ最初庫入ノ日ヨリ通算ス

第九條 保稅倉庫ニ若ハ保稅倉庫ヨリ輸入手數未済貨物ヲ運搬スルトキハ當該官廳ハ貨物ヲシテ其ノ輸入税ニ相當スル擔保ヲ提供セシムルコトヲ得

前項ノ貨物當該官廳ノ指定期限内ニ仕向地ニ到達セサルトキハ輸入税ヲ徵收ス但シ災害ニ因リ滅失シタルモノニシテ政府ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二章 官設保稅倉庫

第十條 官設保稅倉庫ニ藏置スル貨物ニ對シテハ記名ノ預證券ヲ發スルモノトス

第十一條 預證券ハ裏書ヲ以テ讓渡スルコトヲ得

第十二條 預證券盜難ニ罹リ又ハ紛失滅失シタルトキハ其ノ旨當該官廳ニ届出ヘシ

前項ノ場合ニ於テ民事訴訟法ニ依リ證券ヲ無効トスル除權判決アリタルトキハ權利者ニ新證券ヲ交付ス

第十三條 前條第一項ノ届出アリタル預證券ヲ持參スル者アルトキハ持參人及届出人ニ於テ相當ノ手續ヲ爲シ其ノ權利者確定スル迄藏置貨物ノ引渡ヲ停止ス

第十四條 藏置ノ貨物ハ預證券引換ニ交付スルモノトス

第十五條 藏置貨物引取ノ權利ニ付訴訟アリタルトキハ其ノ當事者ハ藏置期限ノ延期ヲ求ムルコトヲ得

第十六條 藏置期限ヲ經過シテ貨物ノ引取ヲ爲ササルトキハ當該官廳ハ利害關係者ノ費用及危險ノ負擔ヲ以テ之ヲ收容スルコトヲ得關稅法第三條、第四十七條乃至第五十二條ノ規定ハ前項ニ依リ收容シタル貨物ニ之ヲ適用ス

第十七條 藏置ノ貨物腐敗其ノ他ノ事故ニ因リ倉庫又ハ他ノ貨物ヲ害スルノ虞アルトキハ當該官廳ハ公告シテ指定ノ期限丙ニ其ノ引取ヲ命スヘシ此ノ期限ヲ經過スルモ其ノ貨物ヲ引取ラサルトキハ當該官廳ハ之ヲ滅却スルコトヲ得但シ緊急ノ必要アルトキハ期限内ニ於テモ仍之ヲ滅却スルコトヲ得

第三章 私設保稅倉庫

第十八條 保稅倉庫ノ業ヲ營マントスル者ハ主務大臣ノ特許ヲ受クヘシ

第十九條 私設保稅倉庫ノ庫主ハ當該官廳ノ指揮監督ヲ承クヘシ

第二十條 私設保稅倉庫ノ庫主ハ其ノ保管スル貨物ノ輸入税ニ付一切ノ責任ヲ有ス

第二十一條 私設保稅倉庫ノ庫主ハ命令ノ定ムル所ニヨリ保管貨物輸入税ノ擔保トシテ金錢又ハ國債證券ヲ供託スヘシ

第二十二條 (削除)

第二十三條 私設保稅倉庫ニ保管スル貨物ニシテ其庫入ノ日ヨリ滿二箇年ヲ過クルトキハ輸入税ヲ徵收ス

第二十四條 私設保稅倉庫ノ貨物保管規則及庫敷料ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ムヘシ

第二十五條 當該官吏ハ監督上必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ私設保稅倉庫ノ貨物又ハ帳簿書類ヲ検査スルコトヲ得其ノ貨物運搬中ニ在ルモノハ其ノ所在ニ就キ検査ヲ爲スコトヲ得

第二十六條 私設保稅倉庫營業ノ特許ハ左ノ場合ニ於テ消滅スルモノトス

一 庫主其ノ營業ヲ廢シタルトキ

二 庫主死亡シタルトキ

三 庫主破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ

四 特許ノ期限滿了シタルトキ

五 主務大臣ニ於テ特許ヲ取消シタルトキ

第二十七條 私設保稅倉庫營業ノ特許消滅シタルトキハ當該官廳ハ其ノ旨ヲ公告シ貨主ヲシテ指定ノ期限内ニ其ノ藏置貨物ノ處分ヲ爲サシムヘシ但シ前營業者ノ業務ヲ引繼クカ爲ニ特許消滅後一箇月以内ニ營業ノ特許ヲ出願スル者アルトキハ此ノ限ニ在ラス前項ノ指定期限ヲ過ルモ貨主其ノ貨物ノ處分ヲ爲ササルトキハ當該官廳ハ之ヲ官設保稅倉庫又ハ他ノ私設保稅倉庫ノ保管ニ移スヘシ前項庫移ノ費用ハ貨主ノ負擔トス

第二十八條 營業特許ノ消滅シタル私設保稅倉庫ノ庫主又ハ其相續人ハ其藏置貨物ノ引取又ハ庫移ノ了ル迄ハ私設保稅倉庫ニ關スル一切ノ義務ヲ免ルルコトヲ得ス

第二十九條 第二十七條第二項ニ依リ藏置貨物ノ庫移ヲ爲シタルトキハ貨主ハ其ノ保稅倉庫ニ於ケル諸般ノ規則慣例ヲ遵守スルノ義務アルモノトス

第三十條 左ノ場合ニ於テハ主務大臣ハ營業ノ特許ヲ取消スコトヲ得

- 一 業務ニ關スル法律命令ニ違背シタルトキ
- 二 庫主輸入税ノ負擔ニ堪ヘサルノ疑アルトキ
- 三 庫主重罪輕罪ノ刑ニ處セラレタルトキ

第四章 罰則

第三十一條 當該官廳ノ許可ヲ得ルニ非サレハ保稅倉庫ヨリ貨物ヲ庫出スルコトヲ得ス犯ス者ハ其貨物ヲ沒收ス若既ニ讓渡シ又ハ消費シタルトキハ其ノ代金ヲ追徴ス

第三十二條 當該官廳ノ許可ヲ得ルニ非サレハ保稅倉庫ニ庫入レタルコトヲ得ス犯ス者ハ三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十三條 主務大臣ノ認可ヲ得スシテ私設保稅倉庫ノ貨物保管規則又ハ庫數料ヲ定メタル者ハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十四條 第二十五條ノ検査ヲ拒ミ又ハ之ヲ忌避シ若ハ之ニ支障ヲ加ヘタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス其ノ刑法ニ正條アルモノハ刑法ニ依ル

附則

第三十五條 此ノ法律ハ明治三十年七月一日ヨリ施行ス

○保稅倉庫法施行細則

明治三十年六月
大藏省令第九號

改正 三十二年六月 四十年六月 大正九年九月
大藏省令第三十一號 大藏省令第二十二號 大藏省令第三十七號

第一章 貨物ノ藏置

第一條 官設保稅倉庫ニハ左ノ各項ニ觸レサル物品ハ之ヲ藏置スルコトヲ得

- 一 輸入無稅品
- 二 巨大ナルモノ及重量ナルモノ
- 三 損傷腐敗セシモノ又ハ損傷腐敗シ易キモノ
- 四 發火質、燃燒質又ハ爆發質ノモノ
- 五 倉庫又ハ他ノ貨物ヲ汚損スヘキモノ
- 六 動物及植物
- 七 不潔物

第二條 私設保稅倉庫ニ藏置スル貨物ノ種類ハ大藏大臣ノ認可ヲ得タルモノニ限ル

第三條 保稅倉庫ニ貨物ヲ藏置セントスル者ハ庫入申告ヲ稅關又ハ稅關支署ニ差出シ貨物ノ検査ヲ經庫入免狀ヲ受クヘシ

第四條 (削除)

第五條 藏置貨物ヲ庫移セントスル者ハ庫移願書ヲ稅關又ハ稅關支署ニ差出シ庫移免狀ヲ受クヘシ但輸入手數未済貨物ヲ庫移ノ爲メ運送ヲ要スルトキハ此限ニ在ラス

第六條 保稅倉庫ニ藏置シタル内國貨物ニシテ輸出ノ目的ヲ變更シ之ヲ内地ニ引取ラントスル者ハ其旨ヲ稅關又ハ稅關支署ニ申出許可ヲ受クヘシ

第七條 (削除)

第八條 (削除)

第九條 (削除)

第十條 (削除)

第十一條 (削除)

第十二條 官設保稅倉庫藏置ノ貨物引取ノ權利ニ付訴訟アル場合ニ於テ其當事者ヨリ藏置期間ノ延期ヲ請ハントスルトキハ其期限ヲ豫定シ出訴ノ年月日、事由及出訴シタル裁判所ノ名稱等ヲ記シタル藏置期限延期願書ヲ稅關又ハ稅關支署ニ差出シ認許ヲ受クヘシ但延期豫定期限内ニ訴訟事件終結セサルトキハ更ニ延期ヲ求ムルコトヲ得

第十三條 包裝ノ完全ナラサル貨物ハ改装シタル上ニ非レバ庫入スルコトヲ得ス

第十四條 庫入シタル貨物ノ藏置ニ付テハ稅關官吏ノ指揮ヲ受クヘシ

第二章 現行關稅 第八節 保稅倉庫

第十五條 他ノ貨物ヲ傷害若クハ汚損スヘキ虞アル貨物ハ他ノ貨物ト混同シテ藏置スルコトヲ得ス
第十五條ノ二 一戸前ノ倉庫内ニハ輸入手數未済貨物ト内國貨物トヲ併セテ藏置スルコトヲ得ス但稅關又ハ稅關支署ノ特許ヲ得タル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十六條 藏置貨物ノ見本ヲ取出サントスル者ハ其品名及數量ヲ記シタル書面ヲ稅關又ハ稅關支署ニ差出シ承認ヲ受クヘシ
官設保稅倉庫ヨリ見本ヲ取出サントスルトキハ前項ノ書面ニ預證券ヲ添フヘシ稅關又ハ稅關支署ハ其ノ取出シタル見本ノ數重及取出ノ年月日ヲ預證券ニ記入シタル上之ヲ還付ス

第十六條ノ二 官設保稅倉庫ニ貨物ヲ藏置シタル者ハ官設保稅倉庫敷料定率表ニ依リ庫敷料ヲ納ムヘシ

第二章 預證券

第十七條 官設保關倉庫ニ貨物ノ庫入ヲ了シタルトキハ稅關又ハ稅關支署ハ稅關長若クハ稅關支署長ノ署名捺印シタル預證券ヲ貨主ニ交付ス

輸入手數未済貨物ノ預證券ニハ左ノ事項ヲ記載ス

- 一 貨物ノ品名、記號、番號、箇數及數量
- 二 庫入ノ年月日
- 三 貨主ノ住所氏名
- 四 倉庫所在地及番號
- 五 輸入稅額
- 六 庫敷料

内國貨物ノ預證券ニハ左ノ事項ヲ記載ス

- 一 貨物ノ品名、記號、番號、箇數及數量
- 二 庫入ノ年月日
- 三 貨主ノ住所氏名
- 四 倉庫所在地及番號
- 五 庫敷料

第十八條 預證券ハ每品一通トス但シ貨主ノ請求ニ依リ分割スルコトアルヘシ

第十九條 預證券ノ裏書ハ被裏書人ノ氏名又ハ商號、裏書ノ年月日ヲ記載シ裏書人署名スルニ依リテ之ヲ爲ス但裏書人ノ署名ノミヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

第二十條 官設保稅倉庫ニ藏置シタル貨物ノ一部ヲ庫出セントスル者ハ預證券ヲ稅關又ハ稅關支署ニ差出スベシ稅關又ハ稅關支署ハ其庫出シタル貨物ノ箇數、數量及庫出ノ年月日ヲ預證券ニ記入シタル上之ヲ還付ス

第二十一條 預證券盜難ニ罹リ又ハ紛失滅失シタルトキハ其證券ヲ發シタル稅關又ハ稅關支署ニ届出ツヘシ

第二十二條 預證券盜難ニ罹リ又ハ紛失滅失シタルトキ新證券ノ交付ヲ請ハントスル者ハ再渡願書ニ除權判決書ノ謄本ヲ添ヘ其證券ヲ發シタル稅關又ハ稅關支署ニ差出スヘシ

第二十三條 預證券ノ分割、再渡又ハ書換ヲ請フ者ハ手數料トシテ一通ニ付金三十錢ヲ納ムヘシ

第三章 私設保稅倉庫營業ノ時許及庫主ノ責務

第二十四條 保稅倉庫法ニ依リ保稅倉庫ノ業ヲ營マントスル者ハ其倉庫ノ位置、構造、棟數、坪數、藏置スヘキ貨物ノ種類、營業年限ヲ記シタル書面及倉庫並附近ノ圖面ヲ添ヘ管轄稅關ヲ經由シテ大藏大臣ニ出願スヘシ但會社又ハ外國會社ノ支店ニ在リハ別ニ定款ノ謄本ヲ添フヘシ

第二十五條 私設保稅倉庫營業ノ特許ハ三十箇年以内ニ於テ相當ノ期限ヲ定メ之ヲ與フルモノトス但特許期限ノ延期ヲ出願スル者アルトキハ調査ノ上之ヲ許可スルコトアルヘシ

第二十六條 私設保稅倉庫營業ノ特許ヲ得タル者ハ開業前ニ擔保物ヲ供託シ其供託受領ノ寫ヲ添ヘ稅關又ハ稅關支署ニ届出ヘシ

第二十七條 前條擔保物ノ價格ハ貨物ヲ藏置スヘキ場所ノ面積三百坪迄ハ金二千圓トシ三百坪ヲ超ユルトキハ二百坪迄ヲ増ス毎ニ金千圓ヲ加ヘタルモノトス

第二十八條 私設保稅倉庫坪數ノ増加ニ依リ擔保ノ増加ヲ要スルトキハ庫主ハ稅關長又ハ稅關支署長ノ指揮ニ從ヒ其増加額ニ相當スル金銭又ハ國債證券ヲ供託スヘシ但擔保物ノ供託ニ關シテハ第二十六條ノ規定ヲ準用ス

第二十九條 私設保稅倉庫坪數ノ減少ニ依リ擔保ニ過剩ヲ生スルトキハ庫主ハ稅關長又ハ稅關支署長ニ申出其減少ヲ求ムルコトヲ得

第三十條 私設保稅倉庫ヲ改築シ又ハ構造ヲ變更シ若クハ之ヲ増設シ又ハ減少セントスルトキハ庫主ハ稅關又ハ稅關支署ニ申出テ認許ヲ受クヘシ

第三十一條 私設保稅倉庫營業ノ特許ヲ得タル者ハ其開業前ニ又ハ倉庫ノ改築、構造、變更若クハ増減ノ認許ヲ得タル者ハ工事落成ノトキ稅關又ハ稅關支署ニ申出テ其倉庫ノ検査ヲ受クヘシ

- 第三十二條 私設保稅倉庫ノ修繕又ハ造作ノ變更ヲ爲サントスルトキハ庫主ハ稅關又ハ稅關支署ニ申出テ承認ヲ受クヘシ
- 第三十三條 庫主私設保稅倉庫ノ營業特許期間内ニ營業ヲ廢セントスルトキハ其旨ヲ稅關又ハ稅關支署ニ届出ヘシ
- 第三十四條 私設保稅倉庫營業ノ特許消滅ノトキ其業務ヲ引繼カントスル者ハ第二十四條ノ規定ニ準據シ大藏大臣ニ出願スヘシ
- 第三十五條 私設保稅倉庫藏置ノ認許ヲ得タル貨物ノ種類ヲ變更セントスルトキハ大藏大臣ノ認許ヲ受クヘシ
- 第三十六條 發火質、燃燒質又ハ爆發質ノ貨物ハ特ニ其貨物藏置ノ爲メ設ケタル倉庫ノ外之ヲ藏置スルコトヲ得ス
- 第三十七條 私設保稅倉庫又ハ其藏置貨物ニ異狀アリタルトキハ直ニ其旨ヲ稅關又ハ稅關支署ニ申出テ稅關官吏ノ臨檢ヲ受クヘシ
- 藏置貨物腐敗損傷其他ノ事故ニ因リ滅却ヲ要スルトキハ稅關又ハ稅關支署ニ申出承認ヲ受クヘシ
- 第三十八條 私設保稅倉庫藏置ノ貨物盜難ニ罹リ又ハ紛失シタルトキハ庫主ハ其貨物ニ對スル輸入稅ヲ納ムヘシ
- 第三十九條 私設保稅倉庫藏置ノ貨物藏置期限ヲ經過シ貨主其貨物ヲ引取ラサルトキハ稅關又ハ稅關支署ハ庫主ヲシテ納稅其他輸入ノ手續ヲ爲サシムヘシ
- 第四十條 私設保稅倉庫ノ庫主自身ニ業務ヲ擔當スル能ハサルトキハ相當ノ代理者ヲ置キ其ノ業務ヲ擔當セシムヘシ
- 第四十條ノ二 私設保稅倉庫ノ庫主ハ防火其他藏置貨物ノ保安上必要ナル設備ヲ爲スヘシ
- 第四十一條 私設保稅倉庫ノ庫主ハ稅關長又ハ稅關支署長ノ指揮ニ從ヒ貨物檢査上必要ノ場所ヲ設ケ器具機械ヲ具ヘ其他相當ノ設備ヲ爲スヘシ
- 第四十二條 私設保稅倉庫ノ庫主ハ貨物ノ檢査ヲ受クルトキ檢査上一切ノ利便ヲ與フルノ義務アルモノトス
- 第四十三條 私設保稅倉庫ニハ二重鎖鑰ヲ設ケ其鑰一箇ハ稅關又ハ稅關支署ノ保管ニ付スヘシ
- 第四十四條 私設保稅倉庫ノ開閉又ハ貨物ノ出入ヲ爲ストキハ稅關官吏ノ立會ヲ受クヘシ
- 第四十五條 私設保稅倉庫ノ業務ニ從業スル者ノ氏名ハ其庫主ヨリ稅關又ハ稅關支署ニ届出ヘシ其變更アリタルトキ亦同シ
- 第四十六條 庫主ノ雇人及其使用スル人夫ニシテ私設保稅倉庫内若クハ其構内ニ出入スル者ニ付テハ庫主ハ相當ノ取締方法ヲ設クヘシ
- 第四十七條 私設保稅倉庫ノ庫主ハ藏置貨物ニ關スル帳簿ヲ設ケ其出入ヲ明カニスヘシ
- 第四十八條 私設保稅倉庫ノ庫主ハ稅關又ハ稅關支署ノ要求ニ從ヒ其營業ニ關スル諸般ノ報告書ヲ差出スヘシ

第四章 雜 則

第四十九條 (削除)

- 第五十條 日没ヨリ日出迄ノ間及稅關ノ休日ニ於テ保稅倉庫ノ開扉ヲ要スルトキハ臨時開庫願書ヲ稅關又ハ稅關支署ニ差出シ特許ヲ受クヘシ但關稅法第二十六條ノ特許ヲ受ケタルトキハ此限ニアラス
 - 第五十一條 前條ノ特許ヲ受タルモノハ開扉一時迄毎ニ金一圓ノ手数料ヲ納ムヘシ
 - 第五十二條 保稅倉庫法第十七條及第二十七條ノ公告ハ關係ノ稅關又ハ稅關支署ニ掲示スルノ外三日以上官報又ハ新聞紙ヲ以テ公告スヘシ
 - 第五十三條 貨物庫入ノ日ヨリ起算スル期間ハ庫入免狀交付ノ日ヨリ計算ス
 - 第五十四條 貨主其藏置貨物ノ調査ヲ爲シ又ハ其保存上必要ノ行爲ヲ爲サントスルトキハ稅關又ハ稅關支署ニ申出テ承認ヲ受クヘシ
 - 第五十五條 庫内ニ火氣ヲ入ルルコトヲ得ス燈火ヲ要スルトキハ稅關ノ許可ヲ受ケタルモノヲ用ユヘシ
 - 第五十六條 (削除)
 - 第五十七條 本規則ニ依ル官設保稅倉庫敷料及手数料ハ收入印紙ヲ以テ之ヲ納付スルコトヲ得
 - 收入印紙ヲ以テ庫敷料又ハ手数料ヲ納付セントスル者ハ納付書ニ貼付シテ之ヲ差出スヘシ
 - 第五十八條 官設保稅倉庫ニ藏置ノ貨物ニ係ル運搬費公告料其他貨物取扱ノ費用ハ貨主ノ負擔トス
 - 前項ノ諸費ニシテ政府ニ辨償スヘキモノハ貨物庫出ノトキ稅關又ハ稅關支署ニ納ムヘシ
 - 第五十九條 官設保稅倉庫ノ藏置貨物取扱ニ從事スル人夫ハ豫メ稅關又ハ稅關支署ノ承認ヲ得タル者ニ限ルヘシ
 - 第六十條 本規則ニ依リ稅關又ハ稅關支署ニ差出スヘキ申告書類及届書ハ稅關一定ノ書式ニ依ルヘシ
- 而して關係法規にも規定せられ居る通り、保稅倉庫には幾多の利便が存するのである。今其の主要なるものを列擧すれば、
- (一) 保稅倉庫の貨物藏置期限は滿二箇年(庫入の日より)であつて、其の期限内は關稅の納付を免るゝが故に、貿易業者が外國市場の景況に依つて見越輸入を爲し、内地の需要に應じて賣却せんとするには、最も便利なり。

(二)、保稅倉庫に藏置する貨物に對しては預證券を發行するが故に、金融上好都合なり。

(三)、砂糖、織物の如く消費稅を賦課せらるべき貨物に至つては、關稅と共に右消費稅の納付をも免るゝが故に、金利上の便益尠からず。

(四)、保稅倉庫に藏置した貨物の關稅は、最初庫入當時の性質及數量に依つて賦課せらるゝが故に、預證券面記載の貨物の性質及數量は一定不動であつて、該證券に依る取引は極めて安固なり。

(五)、官設保稅倉庫に至つては、直接稅關の管理に屬するが故に、其の信用篤きは勿論、私設保稅倉庫と雖も常に稅關の監督を受け、其の門戸に用ゆる鎖鑰の如き庫主に屬するものと、稅關に於て保管するものとの二重より成り、普通倉庫に於けるが如く庫主が隨意に開閉することが出來ぬから、其の信用も亦普通倉庫に比して厚き儀なり。

(六)、保稅倉庫の敷料は、稅關の上屋、土地又は收容敷料に比して著しく低廉なり。以上の如く、保稅倉庫には幾多の利便が存するを以て貿易業者は、其の必要に應じ本倉庫を利用することは、最も便利なる儀と思考せらるゝのである。

第二欸 庫入、庫出及其他の手續

第一項 庫入

庫入には、開港場の保稅倉庫に庫入する場合と、開港場以外の保稅倉庫に庫入する場合とある。

(一)、開港場の保稅倉庫に庫入する場合には、庫入申告書に記入署名の上稅關又は稅關支署に差出し、貨物の検査を経たる後庫入免狀の交付を受けて庫入するものであつて、

(二)、開港場以外の保稅倉庫に庫入する場合には、先づ發送地の稅關又は稅關支署に運送願書二通を差出し、貨物の検査を経て運送免狀を受け、到着地の稅關支署又は出張所に右の免狀を示して庫入申告の手續を爲すのである。

第二項 庫出

庫出には、輸入、庫移及積戻の三つの場合がある。

(一)、輸入の場合 大體に於て通常の輸入手順を経るのであるが、課稅上に就て

は前にも記述せる通り、庫入の際の検査に於て貨物の性質及數量等既に決定して居るのであるから、此際の検査手續の如きは従つて簡易なるを得るのである。

- (二) 庫移の場合 には、庫移願書を税關又は税關支署に差出して庫移免狀を受けねばならぬ。但し右庫移の爲め運送を要する場合には、運送願書二通を發送地の税關又は税關支署に差出し、検査を経て運送免狀を受けねばならぬ。
- (三) 積戻の場合 第二章第七節第三款記述の積戻手續参照。

第三項 保稅倉庫法に依る通路

保稅倉庫法第四條に「保稅倉庫ニ若ハ保稅倉庫ヨリ輸入手數未済貨物ヲ運搬スルトキハ命令ヲ以テ定ムル通路ニ依ルベシ」と規定せられ居り、而して其の通路は左の通りである。

○保稅倉庫法に係る通路の件

明治四十一年十一月 改正
大藏省令第四十二號

保稅倉庫法第四條ニ依ル通路左ノ通相定メ明治四十一年十一月十五日ヨリ之ヲ施行ス
 明治三十四年大藏省令第二十五號ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

横濱 東京間 東横濱ヨリ沙留ニ至リ又ハ品川赤羽日暮里ヲ經テ南千住ニ至ル鐵道線路又ハ横濱港ヨリ隅田川口及小名木川ヲ經テ表龜高ニ至リ又ハ隅田川口ヲ經テ南千住ニ至ル直航水路

- 横濱川崎間 横濱港ヨリ川崎ニ至ル直航水路
- 横濱新潟間 東横濱ヨリ品川赤羽熊谷高崎直江津ヲ經テ又ハ原町田八王子甲府直江津ヲ經テ新潟ニ至ル鐵道線路
- 横濱青森間 東横濱ヨリ品川赤羽大宮古河宇都宮仙臺ヲ經テ又ハ品川田端松戸水戸仙臺ヲ經テ又ハ品川赤羽大宮古河宇都宮秋田ヲ經テ青森ニ至ル鐵道線路
- 横濱名古屋間 東横濱ヨリ名古屋ニ至ル鐵道線路
- 名古屋武豐間 名古屋ヨリ武豐ニ至ル鐵道線路
- 名古屋四日市間 納屋町ヨリ堀川ヲ經テ四日市港ニ至ル直航水路
- 名古屋大阪間 名古屋ヨリ米原八幡京都山崎ヲ經テ大阪ニ至リ又ハ柘植奈良ヲ經テ湊町ニ至ル鐵道線路
- 名古屋敦賀間 名古屋ヨリ岐阜米原ヲ經テ敦賀ニ至ル鐵道線路
- 四日市神戸間 四日市ヨリ柘植草津京都ヲ經テ神戸ニ至ル鐵道線路
- 大阪敦賀間 大阪ヨリ山崎京都八幡米原ヲ經テ敦賀ニ至ル鐵道線路
- 大阪下關間 大阪ヨリ下關ニ至ル鐵道線路
- 大阪宮津間 大阪ヨリ神崎ヲ經テ舞鶴ニ至ル鐵道線路及舞鶴港ヨリ宮津港ニ至ル直航水路又ハ大阪港ヨリ尼ヶ崎ニ至ル直航水路、尼ヶ崎ヨリ神崎ヲ經テ舞鶴ニ至ル鐵道線路及舞鶴港ヨリ宮津港ニ至ル直航水路
- 神戸宮津間 神戸ヨリ神崎ヲ經テ舞鶴ニ至ル鐵道線路及舞鶴港ヨリ宮津港ニ至ル直航水路又ハ神戸港ヨリ尼ヶ崎ニ至ル直航水路、尼ヶ崎ヨリ神崎ヲ經テ舞鶴ニ至ル鐵道線路及舞鶴港ヨリ宮津港ニ至ル直航水路
- 門司長崎間 門司ヨリ長崎ニ至ル鐵道線路
- 門司大里間 門司港ヨリ大里ニ至ル直航水路
- 下關大里間 下關港ヨリ大里ニ至ル直航水路

第三款 藏置期限經過貨物に對する處置

藏置貨物にして、藏置期限を經過するも、猶ほ之を引取らざるときは、官設保稅倉庫の場合に於ては、當該官廳は利害關係者の費用及危險の負擔を以て之を收容(收

容に關しては關稅法、第三條、第四十七條乃至第五十二條の規定を適用し、又私設保稅倉庫の場合には、該貨物の輸入税を徵收することゝなつて居る。

尙ほ官設保稅倉庫の場合に於て、藏置貨物が腐敗其の他の事故に因り倉庫又は他の貨物を害するの虞あるときは、當該官廳は公告して指定の期限内に其の引取を命すべく、而して此の期限(緊急の必要あるときは期限内と雖も)を経過するも其の貨物を引取らざるときは、當該官廳は之を滅却することが出来るのである。

第四款 保稅倉庫敷料

保稅倉庫の敷料は、官設保稅倉庫に在つては左表の如く、私設保稅倉庫に在つては、各自主務大臣の認許を受けて定むるものであつて、夫々相異なるのであるから、紙數の都合上茲に之を省略せざるを得ざるを憾む。

○官設保稅倉庫敷料定率表

明治四十四年十月 改正 大正三年十月
大藏省令第三十九號 同省令第十六號

保稅倉庫法ニ依り官設保稅倉庫ニ藏置スル貨物ノ庫敷料左ノ通定ム
本令ハ明治四十四年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス
明治四十二年大藏省令第七號ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス
官設保稅倉庫敷料定率表

番 號	品 名	一箇月庫敷料
一	第一類 穀物、種子、穀粉及澱粉類 米及粗	每百斤 〇・二〇
二	小麥	同 〇・二〇
三	大豆	同 〇・二五
四	胡麻子	同 〇・二五
五	棉子	同 〇・二五
六	穀粉及澱粉類	同 〇・二五
七	一 小麥粉 二 其ノ他 別號ニ掲ケサル穀物及種子	每百斤 〇・二〇 每百斤 〇・一〇 每百斤 〇・一〇
八	第二類 飲食物 蔬菜、果實及核子	每立方尺 〇・一〇
九	一 砂糖、糖蜜、糖水又ハ蜂蜜ヲ以テ貯藏シタルモノ 二 其ノ他	每立方尺 〇・一〇 同 〇・一〇
一〇	茶及珈琲	同 〇・一〇
一一	胡椒、カリイ及マスタード	同 〇・一五
一二	コンデンスドミルク	同 〇・一五
一三	バター	同 〇・一五
一四	人造バター	同 〇・一五
一五	チース	同 〇・一五
一六	砂糖	每百斤 〇・三〇

第二章 現行關稅 第八節 保稅倉庫

第二章 現行關稅 第八節 保稅倉庫

一七	精糖	每	百	斤	〇二五
一八	菓子	每	百	斤	〇二〇
一九	ジャム、フルードゼリー類	同	同	同	〇一五
二〇	葡萄酒	同	同	同	〇二〇
二一	シヤンパン	同	同	同	〇三〇
二二	ブランデー(箱入ノモノ)	同	同	同	〇三〇
二三	同(樽入ノモノ)	同	同	同	〇三〇
二四	ウキスキー(箱入ノモノ)	同	同	同	〇一五
二五	同(樽入ノモノ)	同	同	同	〇二五
二六	別號ニ掲ケサル酒類(箱入ノモノ)	同	同	同	〇二五
二七	同(樽入ノモノ)	同	同	同	〇二五
二八	別號ニ掲ケサル飲食物	同	同	同	〇二五
二九	第三類 皮骨角蹄類	同	同	同	〇二〇
三〇	毛皮	同	同	同	〇九〇
三一	革類	同	同	同	〇二〇
三二	一 牛革及水牛革	同	同	同	一七〇
三三	二 羊革	同	同	同	二〇〇
三四	三 ローライレザリ	同	同	同	一五〇
三五	第四類 油、脂及蠟	同	同	同	〇二五
三六	亞麻子油	每	立	方	〇一五

二七〇

三六	蓖麻子油	同	同	同	〇三五
三七	阿列布油	同	同	同	〇二五
三八	歌脂(箱入ノモノ)	同	同	同	〇一五
三九	同(樽入ノモノ)	同	同	同	〇二〇
四〇	スチアリン	同	同	同	〇六〇
四一	蠟	同	同	同	〇一五
四二	別號ニ掲ケサル油、脂及蠟	同	同	同	〇二〇
四三	第五類 藥材、化學藥、製藥及其ノ調合品	同	同	同	〇二〇
四四	ホツ。ブ	同	同	同	〇一〇
四五	甘草	同	同	同	〇一〇
四六	アラビアゴム	同	同	同	〇一五
四七	阿膠	同	同	同	〇一五
四八	重炭酸曹達	同	同	同	〇一〇
四九	明礬	同	同	同	〇一〇
五〇	カリセリン	同	同	同	〇一〇
五一	アニリンソルト	同	同	同	〇一五
五二	別號ニ掲ケサル藥材、化學藥、製藥及其ノ調合品	同	同	同	〇一五
五三	第六類 染料、類料及塗料	同	同	同	〇一五
五四	藍(箱入ノモノ)	同	同	同	〇一五
五五	同(樽入ノモノ)	同	同	同	〇一五
五六	ロケウード越幾斯	同	同	同	〇一五
五七	アニリン染料	同	同	同	〇一五
五八	アリザリン染料(箱入ノモノ)	同	同	同	〇一五
五九	同(樽入ノモノ)	同	同	同	〇一五

二七一

第二章 現行關稅 第八節 保稅倉庫

五八	群青	同	每	立	〇一五
五九	朱	同	每	方	〇七〇
六〇	ベロント	同	每	尺	〇二五
六一	一 船底塗料	同	同	同	〇三五
六二	二 其ノ他	同	同	同	〇三五
六三	サアニシユ(箱入ノモノ)	同	同	同	〇三五
六四	同(鐵入ノモノ)	同	同	同	〇三五
六五	鉛筆	同	同	同	〇四五
六六	別號ニ掲ケサル染料、顔料及塗料	同	同	同	〇一五
六七	第七類 絲綢、繩索及同材料	同	同	同	〇三五
六八	綿織絲及綿縫絲	同	同	同	〇三五
六九	亞麻織絲及亞麻縫絲	同	同	同	〇三五
七〇	毛	同	同	同	〇三五
七一	別號ニ掲ケサル絲綢、繩索及同材料	同	同	同	〇三五
七二	第八類 布帛及同製品	同	同	同	〇三五
七三	金類	同	同	同	〇三五
七四	綿繻子、綿イタリアンス及更紗	同	同	同	〇三五
七五	綿フランネル	同	同	同	〇三五
七六	羅紗及セルヂス	同	同	同	〇三五
七七	モスリ	同	同	同	〇三五
七八	イタリアンクロース	同	同	同	〇三五
七九	毛及毛綿フランネル	同	同	同	〇三五
八〇	プランケット	同	同	同	〇三五

二七二

七八	別號ニ掲ケサル布帛及同製品	同	每	百	〇三五
七九	第九類 衣類及同附屬品	同	每	斤	〇三五
八〇	襪	同	每	百	〇三五
八一	手袋	同	每	百	〇三五
八二	帽子	同	每	百	〇三五
八三	第十類 紙、紙製品及繪畫	同	每	百	〇三五
八四	印刷料紙	同	每	百	〇三五
八五	筆紙用紙	同	每	百	〇三五
八六	フアンシーペーパー	同	每	百	〇三五
八七	圖畫用紙	同	每	百	〇三五
八八	模造日本紙	同	每	百	〇三五
八九	寫真用紙	同	每	百	〇三五
九〇	繪畫	同	每	百	〇三五
九一	別號ニ掲ケサル紙及紙製品	同	每	百	〇三五
九二	第十一類 陶磁器、硝子及硝子製品	同	每	百	〇三五
九三	寫真用乾板	同	每	百	〇三五
九四	硝子板	同	每	百	〇三五
九五	陶磁器	同	每	百	〇三五
九六	別號ニ掲ケサル硝子及同製品	同	每	百	〇三五
九七	第十二類 金屬	同	每	百	〇三五
九八	鐵及軟銅	同	每	百	〇三五
九九	一 塊、條、竿、板及線	同	每	百	〇三五
一〇〇	二 筒及管	同	每	百	〇三五

二七三

第二章 現行關稅 第八節 保稅倉庫

一三四	鼈	同	從價千分ノ五
一三五	象牙	同	同
一三六	麝香	同	同
一三七	龍腦及艾片	同	同
一三八	金液及銀液	同	同
一三九	白金	同	同
一四〇	寶石及眞珠	同	同
一四一	懷中時計及同部分品	同	同
一四二	銀盤、時計及同部分品(航海用ノモノ)	同	同
一四三	別號ニ掲ケサル貴重品	同	同

本表ニ掲ケサル物品ハ每立方尺一箇月二錢五厘ノ庫敷料ヲ徵收ス
 一箇月未滿ノ庫敷料ハ十五日迄ハ半箇月分ヲ十五日ヲ超ユルトキハ一箇月分ヲ徵收ス
 一立方尺未滿ハ一立方尺百斤未滿ハ百斤トシテ計算ス
 庫敷料ハ貨物庫出ノトキ之ヲ徵收ス
 土地ノ狀況ニ依リ必要アル場合ニ於テハ稅關長ハ大藏大臣ノ認可ヲ受ケ本令ニ定メタル庫敷料ヲ低減スルコトヲ得

第五款 罰則

當該官廳の許可を得ずして保稅倉庫より貨物を庫出したる者及保稅倉庫に若くは保稅倉庫より輸入手數未濟貨物を運搬するに當り、指定の通路に依らなかつた者は、其貨物を沒收せられ、若し既に該貨物を讓渡し又は消費したときは其の代金を徵收せられ、次に當該官廳の許可を得ずして保稅倉庫に貨物を庫入した者は

三圓以上三十圓以下の罰金に處せらるゝのである。其の他略。

第六款 保稅倉庫出入貨物表

尙ほ參考の爲め、保稅倉庫出入貨物表を掲ぐれば左の如し。

○大正八年保稅倉庫出入貨物表 (大藏省調査に據る)

種類別	庫入	庫			計	大正八年末現在高
		入積	戻	其他		
米及	一、四二一、三九九	二、三七五、〇三三	一、四四九、九六七	三、〇六六、一四八	二、三七五、〇三三	
豆類	七、四九二、八七一	三、三三〇、四七三	一、五〇三、一八三	二、七七一、三〇〇	七、四九二、八七一	
小麥粉	四、六五〇、六五七	三、一〇〇、〇三三	一、五〇三、一八三	二、七七一、三〇〇	四、八七〇、五〇五	
其他の穀物及種子	七、五六一、九六六	七、五五、一九七	三、五七、七〇〇	七、六一、四二六	八、六七一、〇八八	
砂糖	八、三三三、六六一	四、七三三、〇七五	三、三三、四九九	二、六五三、四五一	六、三、七五四、九五四	
酒類	一、一五三、〇二二	九一八、九八八	五三、六七七	六一、六〇八	一、〇三四、二四三	
其他の飲食物品	一〇、一〇一、五四五	一、〇九、五八	四、四七、一四五	三、三九、三三三	八、八七四、〇二六	
皮革類及同製品	六、六〇九、八八九	二、六五九、九六	二、三三、二六八	一、四六七、二〇八	六、三五九、四七三	
石	一八、三三三、三〇八	一五、五八三、一九〇	一、八三、七三九	一〇、〇〇〇	一七、四四一、九二九	
藥材化學及製藥類	八、四四四、七四六	七、三九五、七六	一、二五、八七七	四、七三、三〇三	九、〇七四、八三六	
染料顏料及塗料類	三、一四九、六五三	二、九八、四九七	一、四〇、七三三	三、一〇、四一	三、三三九、六三三	
織物	一、五八一、九八八	一、〇〇〇、四三〇	四、三九、六八八	一、七六、六六六	一、六四七、八二四	

第二章 現行關稅 第九節 保稅倉庫

麻	二六六、六三七	三五、九二四	三九、五〇五	一四、八〇八	二八、三三七	一四二、五八六
毛織物	四、八六、五〇〇	四、三三、六八一	四三、二四九	一七七、九九九	四、九三、九九九	七、六、六三三
其他の布帛及同製品	二、三三、九七一	一、五五、五〇八	六九、九三三	三三七、二二〇	二、五三、〇三三	六九、九三三
紙類	九、〇三、五九四	六、四三、三八四	三九、一六五	三三、三七一	七、〇八〇、三三〇	二、七五、八五〇
陶磁器及硝子類	四三、六四七	三六、九三五	四〇、五四二	九一〇	四七、三三七	一八、七七九
鐵	二、九三、六三三	九、四八、一六三	一、〇〇、〇〇一	一、三九、五七一	二、七五、一九五	五、三三、九三〇
其他の金屬及同製品	一九、三三、〇四三	一〇、〇〇、七四九	五八、六〇三	六八、二七三	一六、五二、四八四	五、一九、六〇〇
時計學術器及機械類	二、五〇、四六七	七、八〇、一八七	八二、五三二	四八、〇九七	八、八三、六四四	四、三三、〇〇〇
其他の雜品	一四、六九、八五四	一〇、三三、七三九	二二、二二、三三一	七二、五三三	一三、〇一、三三三	四、三三、〇〇〇
通計	三〇〇、九九一、〇五〇	一四六、三三〇、五〇一	五八、〇九七、二八六	一五九、二六二	二〇〇、四〇〇、〇〇〇	六三、二一〇、一三三

第九節 假置場

第一款 假置場とはどんなものか

前節に於ては保稅倉庫に就て記述したから、本節に於ては是も關稅法の所謂保稅地域の一部分である假置場に就て記述せんに、假置場とは、六ヶ月を期限として外國貨物を藏置する場所であつて、之には官設と私設との二種あり、其の箇所、坪數及關係法規は左の通りであつて、

○假置場表 (大正九年九月一日現在) (大藏省調査に據る)

官設	私設	官設		私設		計
		箇所	坪數	箇所	坪數	
横濱	二、一二二	一〇、八一	二六	一〇三、九三三	一	二〇三、四三〇
神戶	四、五五三	一九八、八七七	二一	一八、八五三	一	一〇、〇二六
大阪	九、三三八	六八八	三	八、一七八	一	二、六四九
長崎	一	八、一七八	六	二、六四九	一	三、四七、〇六九
門司	一	二、六四九	二	七五	一	
函館	一六、〇一三	三三一、〇五六	七五	三四七、〇六九	一	
計	三	七二	三五			

○假置場法

明治四十五年七月 改正 大正五年一月 法律第三號

備考、私設假置場の内加工製造を爲すもの五十五箇所其の作業別左の如し

- 榨油 二二 製靴 三 ゴムタイヤ製造 一 製繭 三 製糖 一 金屬製煉 一 製菓 六 鹽油鹽造
- 一 鐵工 一 精米 一 漬物製造 一 屠場 四 製粉 二 造船 七 揮發油混合 一 石鹼又は蠟
- 繩製造 五 珈琲製造 一 具鉤製造 一 酒類の混成 三 麻袋製造 一 穀物混成 四 布帛の加工 一

第一條 假置場ハ外國貨物ヲ假ニ藏置スル所トス

第二條 大藏大臣ハ假置場ニ藏置スヘキ貨物ノ種類ヲ制限スルコトヲ得

第三條 假置場ニ於テハ外國貨物ノ改装仕分其ノ他ノ手入ヲ爲シ若ハ之ニ加工シ又ハ之ヲ原料トシテ製造ヲ爲スコトヲ得物品ノ混合ハ之ヲ製造ト看做ス

前項ノ場合ニ於テハ内國貨物ヲ使用シ又ハ之カ爲内國貨物ヲ藏置スルコトヲ得

加工又ハ製造ヲ爲スコトヲ得ヘキ假置場及其ノ假置場ニ於テ加工又ハ製造ヲ爲スコトヲ得ヘキ貨物ノ種類ハ大藏大臣之ヲ定ム

第四條 加工又ハ製造ヲ爲ス假置場ニ於テハ大藏大臣ノ認許ヲ得テ内國貨物ニ加工シ、之ヲ原料トシテ製造ヲ爲シ之カ爲内國貨物

ヲ藏置シ又ハ其ノ製品ヲ藏置スルコトヲ得物品ノ混合ハ之ヲ製造ト看做ス

前項ノ場合ニ於テハ外國貨物ヲ使用スルコトヲ得

第四條ノ二 第二條第二項ノ規定ニ依リ内國貨物ヲ使用シ又ハ第四條第二項ノ規定ニ依リ外國貨物ヲ使用シタル貨物ハ之ヲ外國貨物トス

第五條 假置場ニ藏置シタル外國貨物ヲ輸入スルトキハ其ノ輸入税ハ輸入ノ時ノ性質及數量ニ依リ之ヲ課ス

第六條 貨物ノ藏置期間ハ六月トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ税關長ハ申請ニ因リ之ヲ延長スルコトヲ得

内國貨物ノ藏置期間ハ税關長之ヲ指定ス

第七條 税關長ハ假置場ノ取締又ハ貨物ノ整理ニ關シ必要ト認ムルトキハ貨物ノ移出ヲ命シ其ノ他必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第八條 貨物藏置期間ヲ經過シタルトキ又ハ前條ノ規定ニ依リ貨物ノ移出ヲ命セラレタル者税關長ノ指定期間内ニ之ヲ移出セザル

トキハ税關長其ノ貨物ヲ收容スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ税關長其ノ費用及危險ヲ負擔セス

第九條 税關官吏ハ假置場ニ出入スル者ノ身體及之ニ屬スル物件ニ就キ搜索ヲ爲スコトヲ得

第十條 政府ハ藏置貨物ノ損害ニ付賠償ノ責ニ任セス

第十一條 假置場ニ貨物ヲ移入セムトセル者ハ税關長ノ免許ヲ受クヘシ

第十二條 藏置貨物ハ輸入、輸出、積戻、運送若ハ保税倉庫庫入ノ免許ヲ受ケ又ハ税關長ノ許可ヲ受クルニ非サレハ之ヲ移出スルコトヲ得ス

第十三條 大藏大臣ハ假置場ノ私設ヲ特許スルコトヲ得

保税倉庫法第十九條、第二十四條乃至第二十六條、第二十八條及第三十條ノ規定ハ私設假置場ニ之ヲ準用ス

第十三條ノ二 私設假置場ニ藏置シタル貨物紛失シタルトキハ之ヲ輸入シタルモノト看做シ假置場ノ特許ヲ受ケタル者ヨリ其ノ輸入税ヲ徴收ス

第十四條 假置場私設ノ特許消滅シタルトキハ税關長ハ其ノ旨ヲ公告シ貨主ナシテ指定期間内ニ藏置貨物ノ處分ヲ爲シムヘシ但シ前假置場ノ業務ヲ引繼ク爲特許消滅後一月内ニ假置場私設ノ特許ヲ出願スル者アルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ指定期間内ニ貨主其ノ貨物ノ處分ヲ爲サザルトキハ税關長ハ之ヲ收容スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ税關長其ノ費用及危險ヲ負擔セス

第十五條 關稅法第三條、第四十七條乃至第五十二條ノ規定ハ第八條又ハ前條第二項ノ規定ニ依リ收容シタル貨物ニ之ヲ準用ス

第十六條 第十一條若ハ第十二條ノ規定ニ違反シタル者又ハ假置場内ニ於テ貨物ニ付第三條第一項、第二項若ハ第四條ニ規定セザル行爲ヲ爲シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第十七條 認可ヲ受ケスシテ私設假置場ノ貨物藏置規則又ハ庫數料ヲ定メタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第十八條 第九條ノ搜索又ハ監督ノ爲行フ當該官吏ノ檢査ヲ拒ミ、之ヲ忌避シ又ハ之ニ支障ヲ加ヘタル者ハ三十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス其ノ刑法ニ正條アルモノハ刑法ニ依ル

第十九條 假置場私設ノ特許ヲ受ケタル者又ハ輸出若ハ輸入ノ業ヲ營ム者ノ代理人又ハ使用人ニシテ其ノ業務ニ關シ第十六條又ハ第十八條ノ規定ニ違反シタルトキハ特許ヲ受ケタル者又ハ營業者ヲ處置ス但シ特許ヲ受ケタル者若ハ營業者カ其ノ代理人又ハ使用人ノ監督ニ付相當ノ注意ヲ爲シタルコトヲ證明スル場合又ハ税關貨物取扱人カ貨物ノ取扱ヲ爲シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二十條 前條ノ場合ニ於テ特許ヲ受ケタル者、營業者又ハ税關貨物取扱人カ未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ其ノ法定代理人ヲ處罰ス但シ業務ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二十一條 本法ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ例ヲ用キス

第二十二條 犯罪事件ノ調査及處分ニ關シテハ關稅法ヲ準用ス

附 則

税關假置場法ニ依リ税關假置場ニ藏置シタル貨物ハ本法ニ依リ假置場ニ藏置シタルモノト看做ス

他ノ法律中税關假置場トアルハ假置場トス

○假置場法施行細則

明治四十五年七月 改 大正元年九月 大正五年四月 大正九年九月
大藏省令第十八號 正 大藏省令第三號 同省令第四號 同省令第三十八號

第一條 假置場法第十一條ニ依リ貨物移入ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ外國貨物ニ付テハ積載船舶ノ名稱、國籍、貨物ノ記號、番號、品名、箇數、數量、價格及藏置ノ目的、内國貨物ニ付テハ貨物ノ記號、番號、品名、箇數、數量、價格及使用ノ目的ヲ記シタル文書ヲ以テ税關ニ申告スヘシ

第二條 外國貨物ト内國貨物トハ區別シテ藏置スルコトヲ要ス

第三條 貨物ノ改装仕分其ノ他ノ手入ヲ爲シ貨物ニ加工シ又ハ貨物ヲ製造ノ原料ニ使用セムトスルトキハ其ノ貨物並其ノ作業ニ使
用スヘキ貨物ノ記號、番號、品名、内外國貨物ノ區別、箇數、數量、作業ノ種類及使用ノ目的ヲ記シタル文書ヲ以テ稅關ニ申告
シ承認ヲ受クヘシ

第四條 前條ノ作業ヲ終リタルトキハ相當期間内ニ其ノ旨ヲ稅關ニ申告シ検査ヲ受クヘシ但シ加工又ハ製造ヲ爲シタル場合ニ於テ
ハ加工又ハ製造シタル物品及副産物ノ品名、數量、價格並加工又ハ製造ノ原料ニ使用シタル貨物ノ品名、内外國貨物ノ區別、數
量及價格ヲ記シタル文書ヲ以テスルコトヲ要ス

第五條 前二條ノ規定ハ内國貨物ノミナリ以テ作業ヲ作ス場合ニ於テ必要ナシト認ムルトキハ稅關長ハ之ヲ適用セサルコトヲ得
第六條 (削除)

第七條 内國貨物ヲ假置場ヨリ移出セムトスルトキハ其ノ貨物ノ記號、番號、品名、箇數、數量及價格ヲ記シタル文書ヲ以テ稅關
ニ申告シ許可ヲ受クヘシ

第七條ノ二 藏置貨物ノ見本ヲ取出サムトスル者ハ貨物ノ記號、番號、品名及移入ノ年月日並取出サムトスル見本ノ數量ヲ記シタ
ル文書ヲ以テ稅關ニ申請シ承認ヲ受クヘシ

第八條 假置場法第六條第一項但書ニ依リ貨物藏置期間ノ延長ヲ申請セムトスル者ハ其ノ貨物ノ記號、番號、品名、箇數、數量、
延長期間及事由ヲ記シタル申請書ヲ稅關ニ提出シ許可ヲ受クヘシ

假置場法第六條第二項ニ依リ稅關長ノ指定シタル藏置期間ノ延長ヲ申請セムトスルトキ亦前項ニ同シ

第九條 官設假置場ヲ使用スル者ハ左ノ使用斜ヲ納付スヘシ
一 重量ニ依リ關稅ヲ賦課セラルヘキ貨物 五十斤迄毎に一月金二錢
一立方尺迄毎に一月金五厘

二 前號以外ノ貨物 一坪迄毎に一月金二圓
三 土地又ハ建物ヲ專用スルトキ 一坪迄毎に一月金二圓

前項使用料ノ徵收上便宜ト認ムルトキハ第一號ノ貨物ヲ第二號ノ定率ニ第二號ノ貨物ヲ第一號ノ定率ニ依ラシムルコトヲ得
假置場ノ狀況其他ノ事情ニ依リ特ニ必要アルトキハ第一項第三號ノ土地使用料ヲ一坪迄毎に一月金二圓以下ニ低減スルコトヲ得

第十條 一月未満ノ使用料ハ十五日迄ハ半月分ヲ十五日ヲ超ユルトキハ一月分ヲ徵收ス
第十一條 第九條第一號及第二號ノ使用料ハ貨物移出ノトキ之ヲ納付シ同條第三號ノ使用料ハ一月毎ニ之ヲ前納スヘシ
第十二條 假置場私設ノ特許ヲ受ケムトスル者ハ其ノ地區ノ位置、面積、建設物ノ構造、棟數、坪數、藏置スヘキ貨物ノ種類、作

業ノ種類及特許年限ヲ記シタル書面ニ地區、建設物及附近ノ圖面ヲ添付シ所轄稅關ヲ經由シテ大藏大臣ニ出願スヘシ但シ出願人
會社ナルトキハ仍定款ノ體本ヲ添附スヘシ

第十二條ノ二 内國貨物ノ加工又ハ之ヲ原料トスル製造ノ認許ヲ受ケムトスル者ハ作業ノ種類及其ノ作業ニ使用スル貨物ノ種類ヲ
記シタル文書ヲ以テ所轄稅關ヲ經由シ大藏大臣ニ出願スヘシ

第十三條 假置場私設ノ特許期限ハ特許ノ日ヨリ二十年以内トス但シ大藏大臣ハ申請ニ依リ之ヲ延長スルコトヲ得

第十四條 假置場私設ノ特許ヲ受ケタル者其ノ地區ノ面積ヲ増減シ又ハ建設物ノ位置、構造若ハ坪數ヲ變更セムトスルトキハ稅關
ノ認許ヲ受クヘシ

第十五條 假置場私設ノ特許ヲ受ケタル者特許期限内ニ廢業セムトスルトキハ其ノ旨ヲ所轄稅關ヲ經由シテ大藏大臣ニ届出ツヘシ

第十六條 假置場私設ノ特許消滅シタルトキハ其業務ヲ引繼カムトスル者ハ第十二條ノ規定ニ準據シ大藏大臣ニ出願スヘシ

第十六條 假置場私設ノ特許ヲ受ケタル者藏置貨物ノ種類又ハ作業ノ種類ヲ變更セムトスルトキハ所轄稅關ヲ經由シテ大藏大臣ノ
認許ヲ受クヘシ

第十七條 内國貨物ノ加工又ハ之ヲ原料トスル製造ノ認許ヲ受ケタル者其ノ作業ノ種類又ハ作業ニ使用スル貨物ノ種類ヲ變更
セムトスルトキハ所轄稅關ヲ經由シ大藏大臣ノ認許ヲ受クヘシ

第十八條 假置場私設ニハ二重鎖鑰ヲ設ケ其ノ鎖一個ハ稅關ノ保管ニ付スヘシ

第十九條 假置場私設ノ特許ヲ受ケタル者ハ其ノ假置場ノ業務ニ從事スル者ノ氏名ヲ稅關ニ届出ツヘシ其ノ變更アルトキ亦同シ

第二十條 假置場私設ノ特許ヲ受ケタル者ハ其ノ雇人及使用スル人夫ニシテ假置場ノ構内ニ出入スル者ニ付相當ノ取締ヲ爲スヘシ

第二十一條 假置場私設ノ特許ヲ受ケタル者ハ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ
一 假置場ニ移入シタル貨物ノ記號、番號、品名、内外國貨物ノ區別、箇數、數量、價格及移入ノ年月日
二 改装仕分其ノ他ノ手入ヲ爲シタル貨物及之ニ使用シタル貨物ノ記號、番號、品名、内外國貨物ノ區別、箇數、數量、價格、
手入ノ種類及検査済ノ年月日
三 加工又ハ製造ノ原料ニ使用シタル貨物ノ記號、番號、品名、内外國貨物ノ區別、箇數及數量
四 加工又ハ製造シタル物品並副産物ノ品名、數量及検査済ノ年月日

五 假置場ヨリ移出シタル貨物ノ記號、番號、品名、内外國貨物ノ區別、箇數、數量、價格、移出ノ目的及移出ノ年月日
第二十二條 假置場私設ノ特許ヲ受ケタル者ハ稅關ノ要求ニ從ヒ其ノ事業ニ關スル諸般ノ報告ヲ爲スヘシ
第二十三條 稅關官吏ハ貨物ノ加工又ハ製造ニ關シ職務上知得シタル事項ヲ他ニ漏洩スルコトヲ得ス

附 則

本令ハ明治四十五年八月十一日ヨリ之ヲ施行ス

右關係法規にも詳かなる如く、本件假置場では、單に外國貨物を藏置するに止まらず、其の必要に應じては、

(一)外國貨物の改装、仕分其の他の手入を爲し若くは之に加工し又は之を原料として製造物品の混合をも製造と看做すを爲すことを得る外、

備考、右の場合に於ては、内國貨物を使用し又は之が爲めに内國貨物を藏置することを得る。

(二)加工又は製造を爲す假置場に於ては、大藏大臣の認許を得て内國貨物に加工し、之を原料として製造物品の混合をも製造と看做すを爲し、尙ほ之が爲めには内國貨物を藏置し又は其の製品を藏置するを得るのである。

備考、右の場合に於ては、外國貨物を使用することを不得る。

而して以上記述せる如く、假置場には亦假置場としての特種の利便があるのであるから、必ず輸入することに豫定せられて居る貨物又は引取に時日を要せぬ貨物は、稅關上屋其の他の普通保稅地域其の藏置期限は七日間であつて、使用料の如

きも假置場に比し遙に高率であるに搬入するも可いが。若し貨物にして引取上手間取るもの、輸入するか、運送するか、積戻すか將た保稅倉庫に庫入するか未定のもの又は改装、仕入其の他の手入を始めとし、之に加工し或は之を原料として製造(混合をも含む)せんとするものは、本件假置場に藏置する方利便なのである。

備考

(一)、稅關假置場法に移入及移出の文字を使用せられ居るは、保稅倉庫の庫入、庫出其の他と區別する爲めであつて、稅關假置場の如きは本船より直ちに陸揚し得るのである。

(二)、假置場の藏置期間は六ヶ月と規定せられ居るも、稅關長に於て必要の事由ありと認めたる場合は、之が延長を許さるゝのである。而して右延長を申請せんとするには其の貨物の記號、番號、品名、箇數、數量、延長期間及事由を記したる申請書を稅關に提出し、之が許可を受けねばならぬ。

第二欸 移入、移出及其の他の手續

第一項 移入手續

假置場に貨物を移入せんとするには、外國貨物に就ては積載船舶の名稱、國籍、貨物の記號、番號、品名、箇數、數量、價格及藏置の目的又内國貨物に就ては貨物の記號、番號、品名、箇數、數量、價格及使用の目的を記したる文書を以て稅關に申告し、之が免許を受けねばならぬ。

第二項 移出手續

假置場に藏置した貨物は輸入、輸出、積戻、運送若くは保税倉庫入の免許を受け又は税關長の許可を受けねばならぬ。而して右輸入乃至保税倉庫入の免許を受けんとするには、前に夫々記述した手續に依り又内國貨物を移出せんとするには、其の貨物の記號、番號、品名、箇數及價格を記したる文書を以て税關に申告し、之が許可を受けねばならぬ。

備考、假置場に藏置した外國貨物を輸入するときは、其の輸入税は、輸入の時の性質及數量に依つて之を課せらるゝのである。

第三項 改装、仕分及其の他の手續

假置場に於て貨物の改装、仕分、其の他の手入を爲し、貨物に加工し又は貨物を製造の原料に使用せんとするときは、其の貨物並に其の作業に使用すべき貨物の記號、番號、品名、内外國貨物の區別、箇數、數量、作業の種類及使用の目的を記したる文書を以て税關に申告し、以て之が承認を受け、且つ右作業を終りたるときは、相當期間内に其の旨を税關に申告して検査を受けねばならぬ。但し加工又は製造を爲したる場合に於ては、加工又は製造を爲したる物品及副産物の品名、數量、價格並に加工

又は製造の原料に使用したる貨物の品名、内外國貨物の區別、數量及價格を記したる文書を以てせねばならぬ。

第三款 藏置期間經過貨物其の他に對する處置

藏置貨物にして、

- (一) 藏置期間を經過したるとき、
 - (二) 假置場の取締又は貨物の整理に關し、税關長より移出を命せられながら、指定期間内に移出せられざるとき、
 - (三) 假置場私設の特許消滅したる爲め、税關長より之が處分を命せられながら、指定期間内に處分せられざるとき。
- は、税關は該貨物を收容、收容に關しては關稅法第三條、第四十七條乃至第五十二條の規定を適用し、且つ右の場合、税關に於ては其の費用及危險を負擔せぬのである。

第四款 假置場使用料

假置場の使用料は、官設假置場に在つては左の如く。

○官設假置場使用料

假置場法施行細則第九條 官設假置場ヲ使用スル者ハ左ノ使用料ヲ納付スベシ

- 一 重量ニ依リ關稅ヲ賦課セラルヘキ貨物
 - 五十斤迄毎ニ一月金二錢
 - 一立方尺迄毎ニ一月金五厘
 - 二 前號以外ノ貨物
 - 三 土地又ハ建物ヲ専用スルトキ
 - 一坪迄毎ニ一月金二圓
- 前項使用料ノ徵收上便宜ト認ムルトキハ第一號ノ貨物ヲ第二號ノ定率ニ第二號ノ貨物ヲ第一號ノ定率ニ依ラシムルコトヲ得
- 假置場ノ狀況其ノ他ノ事情ニ依リ特ニ必要アルトキハ第一項第三號ノ土地使用料ヲ一坪迄毎ニ一月金二圓以下ニ低減スルコトヲ得
- 次に私設假置に在つては、各自主務大臣の認許を受けて定むるものであつて、夫々相異なるのであるから、紙數の都合上茲に之を省略せざるを得ざるを憾む。

第五款 罰則

稅關の免許を受けずして假置場に貨物を移入したる者輸入、輸出、積戻、運送若くは保稅倉庫庫入の免許を受け又は稅關長の許可を受けずして、假置場より藏置貨物を移出したる者又は假置場内に於て貨物の改装、仕分、加工、製造、藏置其の他の規定に違反したる行爲を爲したる者は、百圓以下の罰金又は科料に處せらるゝのである。

(其の他略)。

第六款 假置場移出入貨物價額表

尙ほ參考の爲め假置場移出入貨物價額表を掲ぐれば左の如し。

○假置場移出入貨物價額表 (大正八年分) (大藏省調査に據る)

(甲) 假置場法第三條(外國貨物の改装仕分其の他の手入を爲し若は之に加工し又は之を原料として製造を爲すもの)該當のもの

官設 私設 計	移 入		移 出			
	外國貨物	內國貨物	積 戻	輸 入	運 送	引 取
計	四三、五八二、一六三	六七、五九〇	二九、七七、六六二	六七八、八六〇	二、五三、一七二	一、三六、八五五
官設	一三三、四〇〇、〇三六	三三、五九、九一〇	六五、八九八、五九五	三七、六四〇、七三三	一、四、八八、九六〇	一〇、七八、三七七
私設	一六五、〇五六、一九一	三二、五七四、四九九	六五、六六六、五五七	四四、四二〇、三九九	一七、一八九、一三二	二二、八八、四八〇
計	二九八、四五六、二二七	六六、一七四、四〇九	一三一、五六五、二一九	一〇二、〇六〇、一〇六	二、五五、一〇四	一三、二五、三三五

(乙) 假置場法第四條(内國貨物に加工し、之を原料として製造を爲すもの)該當のもの

私官 計	移		入	移		出
	製造の爲	加工の爲		輸移出	内地引取	
設	三三、九九 ^四	一五、六〇 ^三	三三、九九 ^四	二四、九九 ^六	三〇、八四 ^五	三〇、八四 ^五
設	三〇、五四、一七 ^四	一五、六〇 ^三	三〇、五四、七六	二四、九九 ^六	三六、四七、〇六 ^八	三六、四七、〇六 ^八
計	三〇、八六、〇九 ^三	一五、六〇 ^三	三〇、八七、六九 ^五	二四、九九 ^六	三六、七九、九二 ^三	三七、〇五、六〇 ^九

第十節 異議及訴願

關稅法に規定せられた異議及訴願は、共に税關長の處分に依り權利又は利益を害せられた場合に、其の處分の取消又は變更を求むる手段であるが、只異議は關稅の賦課に關する處分に對してのみ之を爲すことを得るに對し、訴願は如何なる處分に對しても之を爲すことを得るの差があると、今一つ異議は處分を爲した税關長に之を爲し、訴願は之を大藏大臣に爲すの差があるのである。

第一款 異議

輸入者が自ら信じた稅率と異つた稅率を適用され若は申告價格よりも高價な

鑑定價格を附せられた爲めに、豫想よりも多額の關稅を賦課せられたか或は其他の理由に依つて税關の課稅處分に不服があるときは、税關長に對して異議の申立を爲すことが出来るのである。

第一項 異議申立の手續

異議の申立は、處分を受けた日即ち納稅告知書の日附より二十日以内且つ貨物の引取前に、文書を何て之を爲すを要するものであつて、該申告書には不服の要領、理由、要求及處分を受けたる年月日を記載し、之を税關長官房に提出するのである。

第一項 異議の判定

前項異議の申立があつたときは、税關長は事務官、鑑査官多數の意見を參酌して判定を下すものであつて、該判定書には異議者の住所又は居所、氏名、異議申立の要領、判定の理由及判定主文を記載し、右をば使丁の送達書留郵便を以ても爲すことを得に依つて交付した上、受領證を徴するのである。

第三項 貨物の買上若は評價

然し従價税を賦課せらるべき貨物の課税價格に關して異議の申立を爲し税關長に於て其申立を不當と認むるときは、税關長は前項の判定を交付することなく申告價格に其の百分の五を加へた價格を以て其の貨物を買上るか若は評價人をして評價せしむるものであつて、然る場合には其旨異議者に通知するのである。而して右の内買上の場合は至極簡單であるが、評價の場合は聊か説明を要するものがあるから、左に之を略述すると、

評價人の數は都合四人であつて、内二人は税關長が之を命じ、他の二人は、異議者に於て評價の通知を受けたる日より七日以内に之を選定し、其の職業、住所又は居所、氏名を申告して税關長の許可を受けねばならぬことになつて居る。尙ほ、

(一)、身代限の處分を受け債務の辨償を終へざる者及家資分散若は破産の宣告を受け其確定したるときより復権の決定確定するに至る迄の者

(二)、關稅法第七十四條乃至七十六條の處罰を受け滿三年を経過せざる者

(三)、六年以上の懲役若は禁錮に處せられたる者又は舊刑法の重罪の刑に處せ

られ復権を得ざる者

六年未滿の懲役若は禁錮に處せられたる者及舊刑法の禁錮に處せられたる者にして其の刑の執行を終る迄の者又は執行を受くることなきに至る迄の者

(四)、當該事件に利害の關係を有する者

の如きは評價人なることが出來ぬ規定であるから、異議者の選定した評價人は是等に抵觸せぬことを證明せねばならぬのである。

斯くて評價人の附した評價價格を平均したるものを以て課税價格とし、右に依つて課税せらるゝのであるが、若し右評價價格にして申告價格よりも低いときは、申告價格に依つて課税せらるゝのである。

尙ほ異議の申立後判定に至る迄には税關に於て審査上多少の日子を要する儀であるから、若し引取を急ぐ貨物である場合には、輸入の場合に述べた免許前引取の手續に依り、税金相當の金錢を供託して貨物の引取方を願ふが可い。尤も價格に關する異議の場合には、買上若は評價の爲めの必要上免許前引取は全然許されぬ儀であるが。

第二欸 訴願

前記稅關長の判定に對して不服があるときは大藏大臣に訴願することが出来る。

第一項 訴願法

訴願に關しては、關稅法には單に審査に就ての外何等の規定なく、其他の點に就ては左に掲ぐる訴願法の規定に依るべきものとす。

○訴願法 明治二十三年十月 法律第五號

- 第一條 訴願ハ法律勅令ニ別段ノ規定アルモノヲ除ク外左ニ掲ケル事件ニ付之ヲ提起スルコトヲ得
 - 一 租稅及手数料ノ賦課ニ關スル事件
 - 二 租稅滯納處分ニ關スル事件
 - 三 營業免許ノ拒否又ハ取消ニ關スル事件
 - 四 水利及土木ニ關スル事件
 - 五 土地ノ官民有區分ニ關スル事件
 - 六 地方警察ニ關スル事件
- 其他法律勅令ニ於テ特ニ訴願ヲ許シタル事件
- 第二條 訴願セントスル者ハ處分ヲ爲シタル行政廳ヲ經由シテ直接上級行政廳ニ之ヲ提起スベシ 訴願ノ裁決ヲ受ケタル後更ニ上級行政廳ニ訴願スルトキハ其裁決ヲ爲シタル行政廳ヲ經由スベシ

國ノ行政ニ付此法律ニ依リ郡參事會又ハ市參事會ノ處分若クハ裁決ニ對シテ訴願セントスル者ハ其處分若クハ裁決ヲ爲シタル郡參事會又ハ市參事會ヲ經由シテ府縣參事會ニ之ヲ提起スベシ

第三條 各省大臣ノ處分ニ對シテ訴願セントスル者ハ其省ニ之ヲ提起スベシ

第四條 裁判所ノ裁判各省ノ裁決及第二條第三項府縣參事會ノ裁決ヲ經タルモノハ其事件ニ付更ニ訴願スルコトヲ得ズ

第五條 訴願ハ文書ヲ以テ之ヲ提起スヘシ

第六條 訴願書ノ侮辱誹毀ニ涉ルモノハ之ヲ受理セズ

第七條 訴願書ハ其不服ノ要點理由要求及訴願人ノ身分職業住所年齡ヲ記載シ之ニ署名捺印スヘシ 訴願書ニハ證據書類ヲ添ヘ並下級行政廳ノ裁決ヲ經タルモノハ其裁決書ヲ添フヘシ

第八條 多數ノ人員共同シテ訴願セントスルトキハ其訴願書ニ各訴願人ノ身分職業住所年齡ヲ記載シ署名捺印シ其中ヨリ三名以下ノ總代人ヲ選ビ之ニ委任シ總代委任ノ正當ナルコトヲ證明スヘシ

第九條 法律ニ依リ法人ト認メラレタル者ハ其名ヲ以テ訴願ヲ提起スルコトヲ得

第十條 行政處分ヲ受ケタル後六十日ヲ經過シタルトキハ其處分ニ對シテ訴願スルコトヲ得ズ

第十一條 行政廳ニ於テ宥恕スシキ事由アリト認ムルトキハ期限經過後ニ於テモ仍之ヲ受理スルコトヲ得

第十二條 法律勅令ニ依リ訴願ヲ提起スヘカラサルモノナルカ又ハ適法ノ手續ニ違背スルモノナルトキハ之ヲ却下ス

第十三條 訴願書ハ郵便ヲ以テ之ヲ差出スコトヲ得

第十四條 郵便遞送ノ日數ハ第八條ノ訴願期限内ニ之ヲ算入セズ

第十五條 第二條第一項ノ場合ニ於テ訴願書ノ經由ニ當レル行政廳ハ訴願書ヲ受取りタル日ヨリ十日以内ニ辨明書及必要文書ヲ添ヘ上級行政廳ニ之ヲ發送スヘシ

第十六條 第二條第二項ノ場合ニ於テ訴願書ノ經由ニ當レル行政廳ハ訴願書ヲ受取りタル日ヨリ三日以内ニ上級行政廳ニ之ヲ發送スヘシ

第十七條 第二條第三項ノ場合ニ於テ訴願書ヲ發送スルトキ亦則二項ノ例ニ依ルヘシ

第十八條 訴願ハ法律勅令ニ別段ノ規程アルモノヲ除ク外行政處分ノ執行ヲ停止セズ但行政廳ハ其職權ニ依リ又ハ訴願人ノ願ニ依リ必要ナリト認ムルトキハ其執行ヲ停止スルコトヲ得

第十三條 訴願ハ口頭審問ヲ爲サス其文書ニ就キ之ヲ裁決ス但行政廳ニ於テ必要ナリト認ムルトキハ口頭審問ヲ爲スコトヲ得

第十四條 訴願ノ裁決ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ其理由ヲ付スヘシ訴願ヲ却下スルトキ亦同シ

第十五條 訴願ノ裁決書ハ其處分ヲ爲シタル行政廳ヲ經由シテ之ヲ訴願人ニ交付スヘシ

訴願書ヲ却下スルトキ亦同シ

第十六條 上級行政廳ニ於テ爲シタル裁決ハ下級行政廳ヲ覆束ス

第十七條 訴願ノ手續ニ關シ他ノ法律勅令ニ別段ノ規定アルモノハ各其規程ニ依ル

第二項 訴願提起の手續

訴願を提起せんとするには、税關長の處分を受けたる日(異議の申立を爲し判定を受けたるときは判定の日)より六十日以内に大藏大臣に宛てた訴願書を税關長官房に提出(郵便を以てしても差支はない)すべきものであつて、該訴願書には、

(一)不服の要點

(二)理由

(三)要求

(四)訴願人の身分、職業、住所及年齢(日本の法律に於て法人と認められたる會社ならば、會社の名を以て訴願することが出来る。従つて此場合には上記の身分及年齢の必要かない譯である)

を記載して之に署名捺印し、尙ほ必要なる書類又は物件例令は仕入書、税關長の判定書及係争品の標本等を添付すべく、而して其の文句は侮辱誹毀に涉ることを慎まねばならぬ。奈何となれば若し侮辱誹毀に涉る文句があるときは却下せらるゝからである。

第三項 訴願書の進達

税關長が前記訴願書を受理したるときは、十日以内に辨明書を添へて大藏大臣に進達せねはならぬ。

第四項 訴願の審査

大藏省に於ては、右訴願を審査する爲めに關稅訴願審査委員會が設けられてあつて、同委員會の規則は左の如く、

○關稅願審査委員會規則

明治三十二年六月
勅令第二百四十九號

第一條 關稅法第六十九條ニ依ル委員會ハ關稅訴願審査委員會ト稱シ會長一人委員九人ヲ以テ組織ス

第二條 會長ハ大藏次官委員ハ大藏省高等官三人帝國大學教授三人農商務省高等官二人司法省高等官一人ヲ以テ之ニ充ツ

第三條 特別ノ必要アル場合ニ於テハ前條定員ノ外臨時委員ヲ命スルコトヲ得

- 第四條 委員ハ大藏大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス
- 第五條 會長事故アルトキハ其指名シタル委員ヲシテ事務ヲ代理セシム
- 第六條 關稅訴訟審査委員會ニ幹事一人ヲ置キ大藏省高等官ヲ以テ之ニ充ツ
- 幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス
- 第七條 關稅訴訟審査委員會ニ書記二人ヲ置キ大藏屬ヲ以テ之ニ充ツ
- 書記ハ會長及幹事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス
- 第八條 書記ニハ事務ノ繁閑ニ應ジ相當ノ手當ヲ給スルコトヲ得

即ち右委員會は會長一人(大藏次官)委員九人(大藏省高等官三人、帝國大學教授三人、農商務省高等官二人、司法省高等官一人)を以て組織せられ、出席委員過半数出席するに非ざれば決議を爲すことを得ず、の過半数可否同數なるときは會長の決する所に依るに依つて決議を爲し、其の結果を大藏大臣に具申すべきものとす。

第五項 訴訟の裁決

訴訟の裁決は、大藏大臣に依つて文書を以てせられ、該文書には理由を付せらるゝこととなつて居る。尙ほ裁決書は稅關長を経由して訴訟人に交付せらるゝのである。

第十一節 稅關貨物取扱人

以上に於て記述した通り、貨物の輸出入其他に關する稅關の手續は、一般官廳の手續と餘程趣を異にして居る上、仲々繁雜なものである所から、貨主に代つて是等の手續を爲すを業とする者、即ち稅關貨物取扱人と稱する者が存在し、其の數も左に示す如く仲々尠からぬのである。

○稅關貨物取扱人表 (大正八年七月一日現在) (大藏省調査に據る)

稅關名	營業者	從事者	稅關者	營業者	從事者
横濱	五一	四六七	門司	二〇	二二七
神戶	六三	九一九	兩關	二	二二七
大阪	四一	八五九	計	一八一	二、四九二
長崎	四	一一			

而して是等は孰れも左に掲ぐる稅關貨物取扱人法の規定の下に所轄稅關長の許可を受けて爲すものであるから、稅關手續に通曉せざる者或は開港以外に店舗を有する者等は、右取扱人に委託するを便宜と思考する。尤も前記の如く取扱人の數も尠からぬことであるから、就中稅關手續に通達し、且つ懇切を旨とする者を選択するの有利なるは勿論のことである。

○稅關貨物取扱人法

明治三十四年四月
法律第二十八號

- 第一條 本法ニ於テ稅關貨物取扱人ト稱スルハ貨主ノ爲メニ自己又ハ其ノ貨主ノ名ヲ以テ稅關ニ對シ貨物ニ關スル手續ノ取扱ヲ爲スヲ業トスル者ヲ謂フ
- 第二條 稅關貨物取扱人タラムト欲スル者ハ其ノ業務ニ從事セムトスル地ヲ管轄スル稅關長ノ免許ヲ受クヘシ
前項ノ免許ヲ受クルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ免許料ヲ納ムヘシ
- 第三條 左ニ掲クル者ハ稅關貨物取扱人タルコトヲ得ス
第一 剝奪公權者ハ停止公權者
第二 身代限ノ處分ヲ受ケ債務ノ辨償ヲ終ヘサル者及家資分産若ハ破産ノ宣告ヲ受ケ其ノ確定シタルトキヨリ復權ノ決定確定スルニ至ル迄ノ者
- 第三 國稅滯納處分ヲ受ケ滿一箇年ヲ經過セサル者
- 第四 重禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者及關稅法第七十四條乃至第七十六條ノ規定ニ違反シ處罰ヲ受ケ滿三箇年ヲ經過セサル者
- 第四條 稅關貨物取扱人ハ其ノ業務ニ關シテ所轄稅關長ノ監督ヲ受ク
- 第五條 稅關貨物取扱人ハ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ身元保證トシテ金錢又ハ有價證券ヲ提供スルコトヲ要ス但シ身元保證金額ハ五千圓以上トス
- 稅關貨物取扱人ハ前項ノ身元保證物ヲ提供シタル後ニ非サレハ其ノ業務ヲ行フコトヲ得ス
- 第六條 稅關貨物取扱人稅關ニ納付スヘキ金錢ヲ納付セサルトキハ稅關ハ身元保證ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得
- 稅關貨物取扱人ノ業務上ノ過失ニ依リ損害ヲ受ケタル貨主ハ其ノ債權ニ付他ノ債權者ニ先チ身元保證物ニ依リ辨濟ヲ受クルノ權利ヲ有ス
- 第七條 稅關貨物取扱人ハ貨物受取、引渡、保管及運送ニ關シ注意ヲ怠ラザリシコトヲ證明スルニ非サレハ其ノ貨物ノ取扱料ヲ請求スルコトヲ得ス
- 第八條 稅關貨物受取人ハ取扱貨物ニ關シ受取ルヘキ取扱料、税金其ノ他委託者ノ爲ニ爲シタル立替ニ付テノミ其ノ貨物ヲ留置スルコトヲ得
- 第九條 稅關貨物取扱人ハ取扱料ノ最高額ヲ定メ所轄稅關長ノ認可ヲ受クヘシ其ノ之ヲ變更スルコトキ亦同シ

- 第十條 稅關貨物取扱人其ノ業務ニ關スル法令ニ違反シ又ハ稅關長ノ職權ニ基ケル命令ニ違反シタルトキハ稅關長ハ其ノ營業ヲ停止シ若ハ其ノ營業ノ免許ヲ取消コストナ得但シ營業停止ノ期間ハ三月以内トス
- 第十一條 前條ノ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服ナルトキハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得
- 前項ノ處分ニ因リテ違法ニ權利ヲ侵害セラレタルトキハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得
- 第十二條 免許ヲ受ケスシテ稅關貨物取扱人ノ業務ヲ行ヒタル者又ハ第五條第二項ニ違反シタル者又ハ第九條ノ認可ヲ受ケス若ハ認可ニ違反シテ取扱料ヲ取得シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス
- 第十三條 稅關貨物取扱人ノ代理人、雇人其ノ他ノ從業者カ其ノ業務ニ關シ本法ニ違反シタル行爲ハ稅關貨物取扱人ノ行爲ト看做ス

明治三十三年法律第五十二號ハ本法ニ之ヲ準用ス

附 則

本法ハ明治三十四年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

○稅關貨物取扱人法施行細則

明治三十四年五月
大藏省令第八號

- 第一條 稅關貨物取扱人ノ業務ニ從事セムトスル者ハ營業所ヲ定メ管轄區域毎ニ所轄稅關長ニ出願スヘシ但會社又ハ外國會社ノ支店ニ在テハ定款ノ謄本ヲ添フヘシ
- 第二條 稅關長ハ免許ヲ與ヘントスルトキハ本人ニ告知シ免許料ヲ納付センメ免許狀ヲ交付スヘシ
- 第三條 免許料ハ貳拾圓トス收入印紙ヲ以テ納付スルコトヲ得
- 第四條 稅關貨物取扱人ハ免許狀ヲ受ケタル日ヨリ二週間以内ニ身元保證トシテ五千圓又ハ之ニ相當スル價格ヲ有スル有價證券ヲ提供スヘシ
- 第五條 稅關貨物取扱人カ身元保證トシテ提供シタル有價證券ノ價格減少シタルトキ又ハ稅關貨物取扱人法第六條ノ適用ニヨリ身元保證金額減少シタルトキハ稅關長ハ本人ニ告知シ一箇月以内ニ其ノ不足額ニ相當スル金錢又ハ有價證券ヲ提供セシムヘシ
- 第六條 稅關貨物取扱人カ身元保證トシテ提供スル金錢又ハ有價證券ハ之ヲ世託シ供託受領證ヲ所轄稅關ニ提供スヘシ
- 第七條 稅關貨物取扱人支店又ハ代理店ヲ設クルトキハ擔當人ヲ定メ其ノ所在地ノ稅關又ハ稅關支署ニ届出ツヘシ
營業所又ハ代理店ヲ閉鎖シ若ハ移轉シ又ハ擔當人ヲ變更シタルトキ亦同シ

第八條 稅關貨物取扱人又ハ擔當人ハ其ノ從事者ノ氏名ヲ届出ツヘシ其ノ變更アルトキ亦同シ

附 則

本令ハ明治三十四年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十二節 關稅法、關稅定率法等の臺灣、樺太及朝鮮に於ける施行

本邦内地に於て施行せらるゝ關稅法及關稅定率法は

- (一)臺灣 に於ては關稅定率法は明治三十一年九月勅令第二百十三號に依り明治三十二年一月一日より、又關稅法は左記勅令に依り明治四十二年四月一日より施行せられ

○關稅法ヲ臺灣ニ施行スル件

明治四十二年三月 改 明治四十四年六月 勅令第五十六號 正 勅令第四百八十五號

第一條 關稅法ハ船舶ノ出入及貨物ノ輸出ニ關スル規定ヲ除クノ外之ヲ臺灣ニ施行ス

前項ニ依ル關稅法ノ施行ニ關スル事務ハ臺灣總督府稅關ヲシテ之ヲ行ハシム

第二條 關稅法第三十九條ノ二ノ通路並第九十九條ニ依り開港ト爲スヘキ場所及其ノ開港ニ於テ輸入スヘキ貨物ノ種類ハ臺灣ニ於テハ臺灣總督之ヲ定ム

附 則

本令ハ明治四十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

- (二)樺太 に於ては、關稅法及關稅定率の外噸稅法共明治四十二年三月勅令第二十三號に依り同年四月一日より施行せられ、

- (三)朝鮮 に於ては、大正九年八月勅令第三百六號に依り關稅法及關稅定率法の外、明治三十三年法律第八十六號外國より輸入する鹹魚、煙製魚及魚粕に關する件、保稅倉庫法及假置場法共左記特例を除くの外大正九年八月二十九日より夫々施行せられ居るのである。

○關稅法、關稅定率法、保稅倉庫法及假置場法ノ朝鮮に於ける特例に關する件(大正九年八月法律第五十三號)

第一條 朝鮮ニ輸入スル物品ニシテ別表ニ掲ケルモノニハ別表ニ依り輸入稅ヲ課ス

第二條 朝鮮ニ輸入スル左ノ物品ニハ輸入稅ヲ免除ス

- 一 國、道、府、而其ノ他ノ公共團體又ハ朝鮮總督ノ指定スル産業ニ關スル法人ノ輸入スル播種用ノ種子
- 二 朝鮮ニ於ケル金、銀、銅ノ掘採、採取又ハ製鍊ノ事業ニ必要ナル器具、機械、爆發藥、溶解劑トシテ使用スル鹽基性鐵物又ハ化學藥料ニシテ自己ノ使用ニ供スル爲鐵業者又ハ製鍊者ノ輸入スルモノ但シ稅關力相當ト認メタルモノニ限ル
- 三 朝鮮ニ於ケル鐵、石炭ノ掘採ノ事業ニ必要ナル器具、機械、爆發藥又ハ化學藥料ニシテ自己ノ使用ニ供スル爲鐵業者ノ輸入スルモノ但シ稅關力相當ト認メタルモノニ限ル

四 旅客又ハ貨物ヲ運搬スル爲國境ヲ出入スル車輛其ノ他ノ運搬具及其ノ備品、附屬品

五 前號ノ車輛内ニ於テ消費スル食料品、燃料其ノ他ノ消耗品但シ稅關力相當ト認メタルモノニ限ル

六 朝鮮ニ於テ從來關稅免除ノ特許ヲ受ケタル者ノ輸入スル免稅品

第三條 朝鮮ニ於ケル製鐵業者一ノ場所ニ於テ一年三萬五千噸以上ノ製鐵能力若ハ製鋼能力ヲ増加スル設備ヲ爲ス爲又ハ一ノ場所ニ於テ一年三萬五千噸以上ノ製鐵能力若ハ製鋼能力ヲ増加スル設備ヲ爲ス爲必要ナル器具、機械其ノ他ノ材料ヲ朝鮮ニ輸入スルトキハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依り輸入稅ヲ免除ス

前項ノ設備ヲ爲ス者朝鮮總督ノ指定シタル副生物製造ノ設備ヲ爲ス爲必要ナル器具、機械其ノ他ノ材料ヲ朝鮮ニ輸入スルトキ亦

第二章 現行關稅

第十二節 關稅法、關稅定率法の臺灣、樺太、朝鮮に於る施行

第二章 現行關稅

第十二節 關稅法、關稅定率法の臺灣、樺太、朝鮮に於る施行

三〇四

前項ニ同シ

第四條 朝鮮總督ハ因作其ノ他已ムコトヲ得サル事由アルトキハ期間ヲ指定シ朝鮮ニ輸入スル米、糧、大麥、小麥、小麥粉、粟、高粱、大豆、小豆、玉蜀黍及稗ノ輸入稅ヲ低減又ハ免除スルコトヲ得

第五條 平安北道新羅州停車場ヨリ咸鏡北道豆滿江口ニ至ル陸接國境ニ於テハ朝鮮總督ノ指ルスル地點ニ由ルノ外貨物ノ輸出又ハ輸入ヲ爲スコトヲ得ス

前項ノ陸接國境ニ於ケル貨物ノ輸出入、積戻又ハ運送ニ關スル手續ハ朝鮮總督ノ指定スル場合ヲ除クノ外最初ノ到着地ニ於テ之ヲ爲スヘシ

第六條 左ニ掲クル物品ハ平安北道嶺州郡水口鎮ヨリ咸鏡北道豆滿江口ニ至ル陸接國境ニ於テハ前條ノ規定ニ拘ラス之カ輸出又ハ輸入ヲ爲スコトヲ得但シ朝鮮總督ニ於テ別段ノ定メタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

一 鐵道旅客以外ノ旅客ノ用品及職業上必要ナル器具

二 朝鮮總督ノ定ムル陸接國境隣接地域内ノ住民力其ノ地域内ニ於テ收穫又ハ生産シタル物品ニシテ自ラ輸出又ハ輸入スルモノ

三 前條ノ住民力前條ノ地域内ニ於テ爲ス作業ニ必要ナル物品ニシテ自ラ輸出又ハ輸入スルモノ

第七條 前條ノ規定ニ依リ輸出又ハ輸入スル物品ニ付テハ關稅法ヲ適用セス

第八條 朝鮮ニ於テハ關稅法、保稅倉庫法又ハ假置場法中大藏大臣又ハ主務大臣トアルハ朝鮮總督、市町村役場トアルハ府廳又ハ面事務所、市町村吏員トアルハ府ノ官吏若ハ吏員又ハ面ノ吏員、國稅徵收法トアルハ國稅徵收令トス

第九條 從來ノ開港ノ外開港ト爲スヘキ場所及開港ニ於テ輸出若ハ輸入スヘキ貨物ノ種類ハ朝鮮ニ於テハ朝鮮總督之ヲ定ム

附 則

第十條 本法ハ大正九年八月二十九日ヨリ之ヲ施行ス

第十一條 本法施行前朝鮮ニ於ケル保稅倉庫ニ庫入シタル外國貨物ニハ仍從前ノ輸入稅ヲ課ス

第十二條 本法施行前朝鮮關稅令、朝鮮保稅倉庫令又ハ朝鮮陸接國境關稅令ニ依リ爲シタル處分、手續其ノ他ノ行爲ハ關稅法、保稅倉庫法又ハ本法ニ依リ之ヲ爲シタルモノト看做ス

本法施行前朝鮮關稅定率令第三條第十六號、第四條、第四條ノ二及第八條ノ規定ニ依リ輸入稅又ハ移入稅ノ免除ヲ受ケタル物品ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

(別表)

品 名	輸 入 稅 表	單 位	稅 率
馬(生活力ヲ有スルモノ)		每百斤	無稅
綿羊(生活力ヲ有スルモノ)		同	無稅
鹽		同	同
天日鹽(碎カサルモノ)		從 每百斤	〇・一〇割
其ノ他		同	三割
煙 草		同	二割
葉煙草		同	四割
葉卷煙草、紙卷煙草及刻煙草		同	〇・二五割
咀嚼煙草		同	〇・五八割
喫煙草		同	四割
其ノ他		同	〇・一九割
礦油(關稅定率法別表輸入稅表第一一二號ニ乙ニ該當スルモノ)		從 每十ガロン	無稅
木材(關稅定率法別表輸入稅表第六一二號一ノ已及癸ニ該當スルモノ)		同	無稅

備考 從量稅率ノ單位ハ圖トス

第二章 現行關稅

第十二節 關稅法、關稅定率法の臺灣、樺太、朝鮮に於る施行

三〇五

第三章 本邦外國貿易の沿革

關稅と貿易との密接の關係を有することは、今更言を俟たざる所であるから、自分は關稅の沿革を記述する前に、先づ本邦外國貿易沿革に就て聊か記述を試み度いと思ふ。

第一節 開港以前の貿易

古來三韓との貿易は、椀置き、降つて平氏時代に於ては、少額ながらも宋との間に貿易が行はれ、次で足利時代に於ては、元明との貿易を始めとし、天文十二年葡萄牙船が初めて薩摩の種子島に來航して以來は、同國との貿易亦開始せられ、更に西班牙船の肥前平戸に來航するに逢つて、同國との貿易亦開始せらるゝに至つた。而して此時代に於ける我邦の對外貿易は、何方かといへば自由貿易に屬するものであつて、其處には開港と不開港との別があるてはなく、尤も地勢其の他の關係上、平戸港及長崎港の發達特に顯著なるものがあつたが、又居留地と禁制地との別があるてもなく、更に品種並に貿易額上の制限があるてもなく、頗る自由を極めたもの

なのであつた。進んで織田氏時代に至つては、同氏が天主教徒に接近した關係上、葡萄牙及西班牙との貿易所謂南蠻貿易の發達倍々顯著なるものがあつたが、一度豊臣氏時代となるや、秀吉が天主教徒の勢力餘りに盛んにして官憲をも憚らざるの風あるを惡み、之等に對して大に窘迫を加へた爲めに、外國貿易も亦從つて影響を免れなかつたのは無論であるが、然し天主教徒を惡むこと甚しかつた秀吉も、流石に葡萄牙商人に對しては、若し彼等にして宗教を宣傳するが如きことあらば直ちに其の船舶並に物貨を沒收すべしとの條件の下に、從來通り其の商業を營むことを許したので、外國人に依る貿易は兎も角持續せられた上、我邦人にして自ら南亞細亞及南洋諸島に出掛け、貿易其の他に於て大に發展し得たことを多とせねばならぬ。

更に徳川時代に入るや、家康は内心天主教徒を嫌忌しながらも唯貿易の利益を思ふて之を放任してゐた位であるから、慶長五年支那船が來つて通商の公許を乞ふや之を許し、倭寇以來中絶してゐた支那との貿易が回復せられた上、慶長十二年天主教國を敵とすと稱する和蘭の船艦が平戸に來り、家康に謁見して國書を呈し通商貿易を請ふや家康喜んで之を許し、和蘭商館を平戸に設けしめた斗りてなく、

何れの浦に於ても故障なく、往來し、毫も隔意あるべからざる旨を保證した御朱印さへも與へ、尙ほ慶長十八年英國艦船が我皇帝に送るべき書簡を携へて平戸に來つたので、英國人に依る外國貿易主として暹羅との開始をも見るに至つたのであるが、菅平戸には既に和蘭商人があつて相當勢力を占めてゐたので、同國人との競争に堪へずして敗退したのは遺憾であつた。

斯くの如く、家康も始めは葡西兩國を始めとし、支那、和蘭、英吉利等の諸國に對し貿易を許してゐたのであるが、其後葡西兩國の商民等が我官民を侮蔑して法令を守らず、往々にして人民を辱しむるものあるに至つたので、慶長十年家康はマニラ總督ロドリゴに書を送り、西班牙商船に通商は許可するが、其日本の海灣に出入するものは、日本官廳の許可なくして自由に出帆することは違法であること、其の他を宣言するに至り、次て秀忠が職に就くや、徒らに切支丹を禁ずるも、其の背後にある南蠻商人との貿易を禁ずるにあらずんば其效なきを見、先づ南蠻人の一支なる西班牙人との貿易を禁じ、西班牙商人は日本に止まることが出來ず、又新たに日本に來てはならぬとの令を下し、若し犯す者があれば嚴罰に處することゝした上、次て葡萄牙人に對しても、長崎の西方出島を以て居留地と定め、更に久しからずして葡

牙との貿易も亦全く禁止して了つたので、以後日歐貿易は全く和蘭の一手に擅有せられ、日本に來たる外船としては唯和蘭及支那の二國のみに限らるゝことゝなつたのである。

而して日歐貿易の擅有者たる和蘭人の根據地は、前記の如く平戸であつたので、既に葡西兩國の商人及宣教師を驅逐せられた長崎の凋落著しきものあり。茲に於てか、寛永十八年に至り幕府は長崎商民の愁訴を容れ、和蘭人をして平戸より出島に移り以て葡萄牙商民に代らしめ、同時に一切の外國貿易は長崎を以て唯一の輸出入港となし、且つ右輸出入は單に和蘭船及唐船のみ其事に與かることゝなり、爾後安政六年に至る迄二百十九年の永き間、和蘭は全く日歐貿易の利を擅有したのである。

但し前記和蘭及支那の二國に對しては、初め貿易額上の制限とはなかつたのであるが、其後輸入超過其の他の虞れから、貞享二年には和蘭貿易を一年銀三千貫以内、唐貿易を同銀六千貫以内と定め、且つ右總額中蘭船、唐船共に三分の一は白絲、三分の一は藥種、三分の一は端物商賣と制限し、次て元祿十一年には、外國貿易は一切長崎會所を経て之を行はねばならぬことゝし、且つ其金額も蘭船は一年金五萬

兩唐船は一年銀八千貫目と制限し更に正徳五年には蘭人の商賣を船數二艘、銀高三千貫目に限り、其内銅百五十萬斤を渡すこと、又唐船の商賣を船數三十艘、銀高六千貫目に限り、其内銅三百萬斤を渡すこと、制限し、且つ唐船は日本政府の信牌を受けなければ來航してはならぬこと、假令來航するも信牌のないものは商賣を許さぬこと等を規定したのである。但し長崎會所をして一切其貿易を專有せしめ、全然自由貿易を許さなかつたことは、前に記した元祿の制と變りはなく、爾後其金額の上には多少の變遷はあつたが、大體に於て同様制度の下に明治維新迄繼續せられたのである。

第二節 本邦開港顛末

前節に於て記述した如く、徳川時代の初期に於ては、我邦の對外貿易も、葡西兩國を始めとし、和蘭、英吉利、支那等の諸國の間に行はれたものが、其後和蘭及支那の兩國のみに限らるゝこととなり、爾來二百有餘年間、我對外國關係は頗る單調無事なるを得たのであるが、徳川も末期に近き家齊の世に至り、英佛露米等歐米に於ける新興國の勢力漸次東方に延びんとするに及び、我邦も亦其影響を免るゝことが

出来なくなつたことは、是亦自然の趨勢とも言はうか、而して我邦開港の直接原因は無論米使ベリーの渡來であるが、然しそれ以前に於ても外國との接觸が頻々として起りつゝあつたことを忘れてはならぬ。即ち左に其概要を記述すると、

第一款 米使ベリー渡來以前に於ける

各國との關係

先づ露國との關係から記述すれば、寛政四年露將アダムス、ラックスマンが時の女帝カザリン二世の命を受け、先に(天明二年)オホーツク海に於て難風に遭ひ、露人の救助するところとなつた伊勢の漁民幸太夫、磯吉の二人を伴ひ、カザリン號を艦して根室に來り、通信互市を求むるの意を通じたところ、右に對し幕府は、石川將監及村上大學義禮の二人を松前に遣はし、露將ラックスマンを同地に招き、我の外人を待つ常法を説き、速に歸り去つて再び長崎以外の海港に來航せざることを求め、而して送還し來つた漂民に關しては、其好意は感謝するところなるも、我は必ずしも彼等の殘留を欲せぬから、伴ひ還ると否とは任意にせられたしといひ、尙ほ互市の件に至つては、長崎に來つて改めて乞ふ様にと、信牌を與へ且つ物品をも給して慰勞したので、ラックスマンも已むを得ずして空しく歸還した。尤も此以前に於て

も露國人の我北邊に達したのは一再ならぬのであつたが、露國政府より公然我に使聘を通じたのは、之を以て始めとなすのである。ところが、前記ラツクスマンが我信牌を得て歸つてから十二年を経た、文化元年九月六日に、今度はレザノフが、露國政府の特使として、クルーセンスタルンの指揮した一艦に乘じ、先に(寛政八年)アレウト諸島へ漂着した邦人四名の送還を口實として長崎に來り、先にラツクスマンの得た信牌と共に、露帝よりの贈物をも提出して互市を乞ふた所、幕府に於ては、六箇月を経過した後漸くにして幕使遠山金四郎景晋をして右に對する拒絶の返答を齎らしめたので、レザノフは、帝王よりの贈物は受納せられずして却つて信牌は取上げられ、何等使命を完ふることが出來ずして、翌文化二年三月二十日空しく長崎を去つたのであるが、其腹癒せとして彼は、翌文化三年唐太占住の我漁場を襲ふて邦人四名を捕へ、更に同四年には擇捉を襲ふて始めて兩國民の間に流血を見るに至つたのである。而して右レザノフの派遣失敗後嘉永六年即ち米使ベリ一の渡來迄は、露國は再び公然我門戸を叩くことがなかつたのである。

次に英國との關係を見ると、前にも記した通り元和元年平戸に在つた英人が、和蘭商人との競争に堪へずして退去してから五十年延寶元年同國の東印度會社が、

我邦との通商關係を復舊せん爲め、一船舶レターンをして長崎に入港せしめたが、當時の幕府の政策は、和蘭及清國との貿易にさへも一層の制限を加へた年なると、和蘭人の妨害との爲めに何等得る所なくして歸帆し、其後一世紀を経た寛政三、四年の頃北亞米利加で毛皮の貿易に従事した一英船アルゴナウトが、本邦の一港に來つて海上貿易を試みんとし、多くの番船に包圍せられ、僅に薪水を得て歸去つたのを始めとし、

享和三年には英國商船フレデリックが、印度カルカッタより貨物を積載し來り、本邦の一港に入らんとして峻拒せられ、

文化五年英國水師提督ドルリーが一艦隊を率ゐて東洋の海面を游弋せる際、同提督の命に依り部下のベリユーが、フライゲート、フェートン號に座し、和蘭商船を日本近海に搜索したが得なかつたので、右は既に長崎に到着したものならんと考へ、且つ薪水の缺乏をも感じた爲め、和蘭國旗を掲げて長崎港外に現はれ、和蘭商館の甲比丹^{カビダン}及長崎奉行との間に紛擾を來し、其結果奉行松平圖書頭は責を引いて屠腹するに至り、

文化十年英船二隻亦も和蘭國旗を掲げて長崎に入港したが、此時は甲比丹の深

慮に依つて幸に事なきを得た。

等のことがあり、其後英船の長崎に来ること暫く絶へたが、其商船若くは捕鯨船の我太平洋岸に出没したことは尠からず、就中文政七年薩摩の寶島に来つた捕鯨船の如きは、牛を得んとして島人との間に亂闘を生じたことすらあるが、要するに従來に於ける英船の渡來は、東印度會社に屬する商船の私に来つて商利を得んとしたものが、若くは捕鯨船の薪水食糧を得んとして上陸を試みた類であつて、未だ英國政府の東亞に對する政策の發動と認むべきものがなかつたのであるが、弘化二年に至り、英國軍艦サラマン號が本邦沿海測量の目的を以て長崎に来り、次で嘉永二年に同國測量船マリナーが、マゼラン提督に率ゐられて浦賀に来り、無論上陸は拒絶されたが、近海の測量を終つて歸航したのは、即ち其前提とも認むべく、然し未だ公然開國の要求を試むるに及ばずして、米國の先んずる所となつた次第である。更に米國との關係を見るに、寛政十年蘭領バタビヤに住む米人スチュワルトが蘭人として長崎に来り、其貨物を賣却したのを始めとし、享和三年には一米船が長崎に来り、海産物を得んとして許されず、次で澳門なる一米商館が、新に我邦と通商を開く機會を得んものと、天保七年モリソン船に我漂民七人を乗せて浦賀へ來ら

しめたところ、異船打拂令に依つて發砲を受け、漂民を送還することすら叶はずして去り、歸路鹿兒島に立寄つたが、此處でも同様峻拒せらるゝ所となつて空しく澳門に歸り、其後米國政府は、東亞に來住する國民の利益擁護の爲め、有力なる一艦隊を支那に淤弋せしむることゝなつたが、其際同艦隊のピットル提督の受けた、米國政府の訓令の一條は、我日本の港灣の外船に開放せらるゝの望あるや否やを確むるにあつたので、同提督は右の目的を果さん爲め、嘉永元年コロンブス及ピンセンの二船を率ひて浦賀に來つたが、是亦見事に峻拒せられ、次で翌年に至り、グリーン提督の率うるプレブル號は、難破捕鯨船員受取の爲め長崎に來つたが、是は通商に關しては何等求むるところとはなく、管漂民を得て歸つたのである。而して次で來るものは即ちペリー提督の渡來である。

以上ペリー提督渡來以前に於ける、露、英、米三國との關係を略述したから、次款に於てはペリー提督の渡來に就て記述を試み度いと思ふ。

第二款 米使ペリーの渡來

僅に新蘭二國に對する以外、頑強なる鎖國主義を墨守してゐた我邦も、歐米に於

ける新興國の勢力漸次東洋に延びんとするに及び、自然其の影響を餘儀なくせられつゝあつた事情は、先に記述した通りであるが、偶々生じた米使ペリーの渡來は、徳川幕府二百數十年來の鎖國主義の上に一大變動を來す導火線と爲つたのである。

米國が我邦との交通を希望し、右達成の見込あるや否やを確めん爲め、先にピットル提督が浦賀に渡來し、見事に峻拒せられたことは、既に前款に於て記述した通りであるが、米國は僅に一二回の蹉跌に依つて其目的を斷念するものでは無論なく、更に同國の支那艦隊の新提督ペリーをして、大統領より我將軍に致すの書及びペリーの信任狀を齎らして我邦に來らしむることとなつたのであつて、其節ペリーの受けた訓令の大意は、

- 一、日本近海にあつて難破し又は風濤の難を其海港に避けた米人の生命財産を保護する爲め、永久的なる和親條約を締結すること。
- 二、米船の薪水食糧の供給を得又は破船の節之を修理せん爲め、入津し得る一港を選定すること。尙ほ望むらくは、日本の近海に散在する無人の小嶼になりと、貯炭所設置の許可を得ること。

三、通商貿易の爲め、二港の開放を求むること。

而して右使命を達すべき手段は平和的なるを要すと雖も、只適當なる武威を示すは不可なきのみならず、寧ろ之に依頼すべきものと爲したのであるが、右適當なる武威云々は、先にピットル提督が徹頭徹尾平和手段に出で、失敗した事例に鑑み、適當なる武威に依るに非ざれば其目的達成の望みなきことを覺つたからである。斯くてペリーは、諸般の準備の爲め約三箇年を費した後、嘉永五年十二月を以てノルフオークを出發、途中支那を経て我琉球に渡來、序に小笠原島をも探險の上愈愈浦賀灣頭に現はれたのは、嘉永六年六月三日であつて、其率うる船艦は、旗艦シユスクエハンナ(蒸汽軍艦)を初めとして、ミシシッピ(同上)、サラトガ(帆船)及プライマウス(同上)の四隻であつた。

而して右ペリーの渡來に就ては、米國政府の依頼に依り豫め蘭國政府より我幕府に忠告するところがあつたので、幕府に於ても無論之を豫期してゐたのであるが、然し例の成行主義で豫め之が對抗策を講じ置く餘裕の如きは皆無といつても可かつたのである。

然る所、今や其實現に會した幕府並に一般國民の驚愕と狼狽は一方ならず、加ふ

るに先のピットル提督に反しベリー提督の態度は徹頭徹尾強硬に出て、若し其要求にして容れられざるに於ては、敢て戦闘をも辭せざるの覺悟を示したので、右の情報を耳にしたものは、今にも戦闘が開始せらるゝものゝ如く、一層驚愕狼狽を極めたのである。

ベリーの我に對する最初の要求は、先づ浦賀奉行自ら來つて、米國大統領より將軍への書翰の寫を受取るべしといふにあり、右に對し奉行よりは部下の吏をして、國禁の故を以て浦賀にては國書を受取り難きに付、去つて長崎に赴くべき旨を説かしめたが、無論一言の下に拒絶するところとなり。今や主客顛倒の有様を現出するに至つたのである。

斯くて幕府に於ては、國書の受理奈何に付熟議を重ねた結果、不得已に府浦賀奉行井戸石見守をして浦賀に赴き、戸田浦賀奉行と共に之を受取らしむることとなり、六月九日久里濱の會見場に於て之が受理を了したので、ベリーも、兎も角國書の受領を得て第一着の成功と考へたらしく、明春四五月(洋曆)の再渡來を聲明の上一旦浦賀を退去することとしたが、去るに臨んで、船を更に神奈川沖に進め、且つ水深の測量をすら敢てしたことは、幕府並に江戸市民をして一層慄然たらしめたのである。

るが、幸に日ならずして琉球に向つたので、世間も始めて一息ついた次第であつた。然し一度米艦の江戸灣進入に遭遇して以來は、幕府財政の窮乏並に防備の薄弱を感ずること痛切なるものあり、國論爲めに漸く喧擾たらんとするの端緒とはなつたのである。

第三款 露使ブーチャチンの渡來

米使が浦賀を去つて後僅に一箇月餘、露使ブーチャチンが亦軍艦四隻を率ゐて長崎に來つたが、其の態度は米使とは反對に極めて慇懃を装ひ、他港を避け特に長崎に來りたるが如きも、専ら我が國法を重するが故なるを説き以て我が當局者の歡心を買ひ、其の齎らせる同國外務大臣より、我老中に宛てたる書翰をして、比較的好感情の下に之を愛領せしめたのであるが、右書翰の主旨たるや、一には將來の爭隙を避けん爲め兩帝國の境界を定め、二には交易の爲め我が一二港を開かしめんとするにあつて、右に對し幕府に於ては種々凝議の末、留守居筒井肥前守及勘定奉行川路左衛門尉の二人をして返翰を齎らしむることとなつたが、二人の未だ長崎に到着せざる内ブーチャチンは、返翰到着の遅きこと並に長崎奉行の所行が露國

全權を待つゝの道に非ざる所以を口實(其の實恰も英佛との間に切迫しつゝありし國交にして破烈するが如きことあらんか、印度支那海に游弋中の英佛艦隊に脅威せらるゝの恐ありし爲なるべし)として十月二十二日一旦長崎を去り、十二月五日に至つて再渡したので、同月中旬より翌安政元年正月上旬に掛けて、肥前守並に左衛門尉と露使との間に屢次折衝談判を重ねた結果、一、國境の議に就ては右議定の準備として現今より直ちに唐太視察の吏を派すること、二、開港の議に就ては我邦にして若し他國に通商を許すに於ては露國を以て初とすべきことに豫約が成つたので、露使も正月八日を以て遂に長崎を去つたのである。

第四款 和親條約の締結

斯くて露使の退去を得て一安心したるも眞の數日に過ぎずして、正月十六日には既に米使ペリーの再渡に喫驚せざるを得なかつたのである。然も彼の再渡は前年の豫告に先つこと數箇月なりし上夫には露使の渡來も與つて力ありしことなるべし、其の艦船數亦先に倍加し、加ふるに浦賀を避けて特に江戸灣深くに進入し、近く神奈川の前面に碇泊したのであるから、上下を舉げて狼狽驚愕を重ねしめ

たのも亦無理からぬことである。て、我が有司に於ては一再ならず浦賀に引退方を要求したのであるが、彼は無論應諾せざるのみならず更に江戸にも行き兼ねなかつたので、幕府に於ても不得已神奈川を應接の地と定め、且つ儒者林大學頭、町奉行井戸對馬守、目付鶴殿民部少輔、儒者松崎滿太郎及浦賀奉行伊澤美作守の五人を應接係と爲し、二月十日以來屢次折衝談判を重ねた末、三月三日遂に十二箇條より成る和親條約を締結し、下田並に函館の開港を約した爲めに、幕吏と諸候との間に一大議論起り、老中等が前年の全米使再來すとも事に託して決答を遷延し、和親通商の願意聽許の有無を告げずして退去せしめ、若し兵端開かるゝに及ばば、一同奮發して毫髪も國體を汚さざる様上下舉つて心力を盡すべし云々の令に反し、軟弱外交を行へるを非難する者多く、就中水戸齊昭の如き其の主戰論の容れられざるを憤ること甚しく、右條約の締結に與れる林大學頭等をして切腹せしむべしとさへ極論するに至つたのである。

既にして閏七月十五日(米艦退去後三月)英國水師提督ゼームス、スタールリングの率うる四隻の英艦長崎に來り、一書を長崎奉行に送つて來意を述べたが、其の主旨は、英佛二國は露國の歐洲併吞を制せん爲め、目下之と交戦中であつて今後英佛兩

國艦船の時々日本諸港に寄泊するにあらうから、豫め日本政府の認諾を求めたしといふにあり、右に對し長崎奉行は直ちに幕府の指令を仰ぎたる上、目付永井岩之丞と共に屢次スターリングに應接の結果、目下の戦争を外にして長崎函館の兩港に入港するの約を結ぶこととなし、八月二十三日遂に七箇條より成れる協約書（大體に於て米國和親條約を基礎とせる）に調印を了したのであつた。

然るに翌九月には露使ブーチャチンが再び函館に來り、我老中に宛て、英佛との不和の爲め日本海岸を離れざるを得なかつたが、今は既に其事を果したから、是から直に大阪に赴くべく、若し江戸にて應接を望まるゝに於ては、其旨大阪に告示あり度旨の一書を殘したる儘、露艦フライゲートヂアナに乗じて大阪に廻航、同地安治川沖に到着（九月十八日）して大阪及京都の上下をして戦々恟々たらしめたが、大阪城代土屋采女正其他の勸めに依つて更に下田に廻航、十月十五日を以て到着したので、幕府に於ては筒井肥前守以下五人をして之に應接せしむることとなり、十一月朔日初めて露使と會見、以來屢次談判を重ねた末、十二月二十一日に至り條約九ヶ條及同附録四條に調印、下田、函館の兩港を開く外、長崎をも許すこととなり、繼いて和蘭にも亦同一の特典を與ふる等、幕府の施設が一步ノ一開國に傾いて行つたので、天下紛々一層幕府の軟弱外交を難するに至つたのである。

第五款 通商條約の締結

幕府は嚮に諸國との間に和親條約の締結を爲したものの、通商に就ては一も許容する所がなかつたのであるが、諸國究極の目的は互市に外ならぬのであるから、何時迄も通商を度外視したる和親條約に満足する譯はなく、果して兩三年を出てずして、通商條約の要求を見るに至つたのである。即ち左に其の大要を述べれば、安政三年七月、米人タウセンド、ハリスが總領事に任せられて下田に來り、外國使臣の特權として江戸に出て、將軍に謁し、且つ閣老にも面會せんことを求むるや、幕府は諸般の事情を危惧して容易に之を許さなかつたが、偶々和蘭人が上書して、支那が自尊徒大を以て英國に臨むだ結果、兩國の間に兵端が開かれ、英人側が連戦連勝、厦門を取り、廣東を焼き、東方の形勢方に一變せんとする旨を告げたので、幕府も自ら省る所あり、安政四年八月を以て遂にハリスの入京を許し、翌々十月を以て滞りなく將軍に謁見の禮を終ふるや、更に大事を閣老に告ぐる所あらんことを乞ふたので、堀田備中守乃ちハリスを其の邸に招くと、彼は最初に、合衆國は東方諸國

の領土に就て毫も野心を有せざる旨を言明して我が不安の念を除くに努め、次に五十年以來西洋の文明殊に交通の發達は、世界を打て一團となすの傾あるを説き、而して此の世界的同盟に支障を與へんとするものあらば、之を排除するに躊躇せずとて、暗に我が鎖國主義墨守の危険を諷示し、進んで本目的達成の爲め日本に向つても一、外國使節の都下在留、二、勝手貿易の許容を要求せざるを得ず、而して右は單に米國のみの希望に非ずして列國の等しく必須とする所なりといひ、更に近く日本の頭上に落下せんとしつゝある危険は、英國及び其の他の歐洲諸國より來るものなりと公言し、尙も滔々數千言大に論述する所があつたので、幕府も大體に於てハリスの要求を容るゝに決し、當時敏腕の聞があつた下田奉行井上信濃守及目付岩瀬肥後守の二人を拔擢してハリスと應接せしむることとなり、兩人は十二月十一日より約一ヶ月間に於てハリスと蕃所調所に於て會見を重ねること十三回、遂に十四箇條より成る通商條約を議了したのであるが、右には江戸及大阪の開市、兵庫、新潟、神奈川、長崎及函館の開港、其他の重要事を規定せられてあるので、國論の沸騰倍々激しきものあり、殊には勅許を得ること容易ならざりし爲め、條約の調印も亦遷延に遷延を重ねるのみであつたが、偶々英佛兩國が天津條約締結の餘威を

藉つて我邦に通商を迫らすとするあり。夫のブーチャチンを將とする露艦一隻亦下田に渡來したので、ハリスは我を促して速に調印せしむるの好機至れりと爲し、六月十七日自國船に乗じて下田より神奈川に至り、幕府より、派遣せられたる岩瀬井上の兩人に會見の上極力調印を迫つて、幕府も今更之を否むの辭なきに至り、六月二十日遂に勅允をも俟たず之が調印を了したのである。然るに之が爲めに幕府遠勅の非難倍々熱化し、果は戊午の大獄並に櫻田門外の變をも生ずるに至つたのである。

右米國との通商條約に調印後、露將ブーチャチン亦下田より神奈川に來り、更に品川に來つて芝真福寺に館し、七月八日以後外國奉行井上信濃守の邸に於て、我全權永井玄蕃頭以下五人と應接したる上、十一日に至り十七ヶ條より成る通商條約及六條の貿易章程に調印(本書の交換は翌安政六年七月十日江戸に於て)を了し。先是使節エルデン卿の座乗せる英艦三隻も亦相率ひて下田に來り、更に進んで品川沖に投錨、通商條約の締結を求めたので、七月十八日我が全權水野筑後守以下六人とエルデン卿とは、二十四條の通商條約及七條の貿易章程に調印(批准書の交換は翌年六月十二日江戸に於て)を了し。

和蘭との通商條約(總て十八條)亦七月十日を以て我全權永井以下三人と和蘭領事クルチウスとの間に調印(本書の交換は萬延元年二月九日)を了し、

更に佛國使節グロームは、八月十三日に至り船艦三隻率ゐて品川に來つたので九月三日我が全權水野以下六人との間に二十二條の條約及七條の貿易章程に調印(本書の交換は翌年八月二十六日)を了したのである。

第六款 開港

通商條約も既に締結せられ、開港の準備も略々成つたので、幕府は、條約の明約に従ひ安政六年五月二十八日を以て横濱(元神奈川の約であつたが、幕府は横濱も亦神奈川なる一灣の中にありとの口實の下に強て横濱に變じたのである)、長崎及函館の開港を令し、且つ米露英佛蘭五國人と交易買賣を許す旨を一般商民に布告したので、多年間の一大問題であつた本邦外國貿易も遂に開始を見るに至つたのである。

而して、殘餘の江戸及大阪の開市並に兵庫及新潟の開港は、其後條約上の期限を經過するも、遷延亦遷延容易に其の運びに至らなかつたのであるが、右の内兵庫は

慶應三年十月に至り、又新潟は、同年十二月に至りて漸く開港を見、茲に於て始めて長崎、横濱、函館、兵庫及新潟の開港整ひ、世は明治の聖代とは改つたのである。

第三節 開港以後の貿易

前述の如く我邦の開港は、新潟の慶應三年十二月即ち幕府倒潰の末期を最後として漸く整ひ、明治聖代の開始と共に我對外貿易の形體亦整備を見るに至りたるを以て、以下明治元年以來の貿易狀況に就て聊か記述を試み、先づ順序として同年以來の貿易額を掲ぐれば左表の如く。

本邦對外輸出入貿易額表 (大藏省編纂外國貿易年表に依る)

年次	輸出額	輸入額	輸出入總額	輸出入超過額
明治元年	一五、五三三、四七三	一〇、六九五、七七一	二六、一九六、二五〇	四、八〇〇、四〇〇
同 二 年	二二、九八、九七八	二〇、七八一、六三三	三三、六九二、六一一	七、九一〇、九七八
同 三 年	一四、五三三、〇三三	三三、七四一、六三七	四八、二八四、六五〇	一九、九六六、四〇〇
同 四 年	一七、六六八、六〇九	二二、九二六、七三八	三九、八九五、三三七	三、九四八、一九
同 五 年	一七、〇二六、六四七	三六、一七四、八二五	四三、二〇一、四七二	九、一四八、一六八
同 六 年	二二、六三三、四四一	三八、一〇七、三九〇	四九、七四〇、八三三	六、四七一、九四九
同 七 年	一九、三七七、三〇六	三三、四六一、八二四	四三、七七八、一三〇	四、一四四、五〇八
同 八 年	一八、六二二、二二二	二九、九七五、六二八	四八、五九七、八五〇	二、三三四、五二七

額一千五百五十五萬圓、輸入額一千〇六十九萬圓、輸出入總額二千六百二十四萬圓に過ぎなかつたものが、以來逐年顯著なる發達を遂げ、昨大正九年には實に輸出額十九億四千八百三十九萬圓、輸入額二十三億三千六百十七萬圓、輸出入總額四十二億八千四百五十六萬圓と云ふ巨額に達し、僅々五十三年間に於て、輸出額に於て百二十五倍、輸入額に於て二百十八倍、輸出入總額に於て百六十三倍とはなつたのである。殊に吾人の痛快に堪へざるは、開港當時の我對外貿易が、殆ど外人の手に依つて行はれたものが、漸次我邦人の手に移り來つたことであつて、試みに明治七年より同三十三年間に至る内外商別貿易額を見るに左表の如く、

内外商別貿易額

年	内 商		外 商	
	輸 出 額	輸 入 額	輸 出 額	輸 入 額
明治七年	一〇五、八八八	七四、五三三	一八、七九六、〇八三	三三、二八一、一五〇
同八年	九〇、九五四	四九、一八八	一七、七二〇、四七七	二六、三三八、九六〇
同九年	一〇一、三九六	三三、五八八	二六、七〇八、二二二	三三、八六六、三九二
同十年	八四三、二四三	四四五、五八三	三三、〇五九、九〇四	一六、二八四、四六二
同十一年	二、七九五、六五二	七三五、〇九三	三三、六八九、〇九五	三二、六六三、〇九一
同十二年	二、一〇一、八八九	一、〇三二、一七九	三三、七四二、五六八	三二、四九三、四九三
計				
輸出額	一〇五、八八八	七四、五三三	一八、七九六、〇八三	三三、二八一、一五〇
輸入額	九〇、九五四	四九、一八八	一七、七二〇、四七七	二六、三三八、九六〇
計	一九六、八三二	一二三、七二一	三六、五一六、四八〇	六〇、一五〇、一五〇

年	輸出額	輸入額	計	輸出額	輸入額	計
同十三年	三、七四、〇一五	九六、五六八	四、七〇、五八三	三三、九七四、九七七	三〇、九一七、六九七	六四、八九二、六七四
同十四年	四、七七、七七七	六八、六八九	五、四六、四六六	二五、五七、一〇四	二九、九〇三、八四九	五五、五八一、九五三
同十五年	四、〇九、五八〇	九〇、四四四	五、〇〇、〇二四	三三、七六九、〇〇〇	二七、九九九、四六九	六一、七六八、四六九
同十六年	五、一四九、〇七九	一、五三三、一〇一	六、六八二、一八〇	三〇、一五三、二二四	二六、八五五、五九〇	五七、〇〇八、八一四
同十七年	五、一五二、一六〇	二、二二二、九二四	七、三七五、〇八四	二七、五七、九五六	二五、〇〇三、〇三三	五二、五八〇、九八八
同十八年	三、三九四、三九八	二、三四四、九八八	五、七三九、三八四	三三、三九八、三五四	二五、七五五、二四七	五九、一五三、六〇一
同十九年	五、七三三、一五二	二、五六、一五〇	八、二九四、三〇二	三三、三三三、七四三	二八、三三三、八〇〇	六一、六六七、五四三
同二十年	六、五五五、四〇六	五、〇〇三、一三三	一一、五五八、五三九	四三、九六六、〇八七	三七、三六五、七〇三	八一、三三二、七九〇
同二十一年	七、〇八一、三三三	八、四九七、七八九	一五、五八一、一一二	五六、五九八、二八九	五三、八二〇、二四七	一一〇、四一八、五三六
同二十二年	六、七八一、五八八	九、六四五、七三二	一六、四三七、三二〇	六一、六四一、四四三	五四、三四九、二四九	一一六、九九〇、六九二
同二十三年	六、一三三、九六二	一九、五二一、六五五	二五、六五五、六一七	四八、七六七、六三六	六一、〇三三、一一〇	九〇、八〇〇、七四六
同二十四年	八、七七〇、七六五	一四、二七八、五八〇	二三、〇〇九、三四五	六九、一四四、八六二	四七、六六三、八〇三	一一六、八〇八、六六五
同二十五年	一一、三九五、二二一	一三、八二二、六三三	二五、一七七、八五四	七二、九四三、九二四	五八、二六三、七〇八	一三〇、二〇七、六三二
同二十六年	一三、六五四、九八五	一六、六三三、九三三	三〇、二八九、九一八	七四、〇八五、八〇九	七〇、九三三、一五三	一四五、〇一九、〇〇二
同二十七年	二〇、四五一、九七九	三三、九四七、五九六	五四、三九八、五七五	九〇、八四六、七二〇	八二、三三六、四五四	一七三、一八三、一七四
同二十八年	二六、三三八、八二六	三八、八二九、三三八	六五、二一八、一五四	一〇七、一八八、一七〇	八八、四三三、五〇六	一九五、六二一、六七六
同二十九年	二九、五五五、四八七	五一、二二一、〇三六	八〇、七七六、五二三	八五、〇五〇、三九七	一〇八、六七〇、七八九	一九三、七二一、〇八六
同三十年	四四、三七七、一三一	七九、五五〇、九三〇	一二三、九二八、〇六一	一二五、〇二四、二九四	一三三、八七九、六八八	二五八、九〇三、九八二
同三十一年	五五、〇〇〇、五九九	九〇、四七三、一五九	一四五、四七三、七五八	一〇七、七三六、〇九三	一〇四、一七、〇〇一	二一〇、九〇三、〇九四
同三十二年	七五、一四八、九五一	八九、三三三、六七七	一六四、四八二、六二八	一三六、六四六、三八三	一二九、八七七、〇〇〇	二六六、五二三、六八三
同三十三年	七三、三八一、六三四	一一、七七七、〇三三	一八五、一五八、六六七	一三六、六八一、九二二	一七三、四三三、八八三	三〇九、五九二、八〇五

備考 本表中には船用品の輸出額及官省の輸入品價格を含まず。尙ほ明治六年以前及同三十四年以降の統計不詳なり。

即ち明治七年には、外國商人の取扱高に比し内國商人の取扱高は僅に五厘七毛に過ぎなかつたのが、其の後順次内國商人の取扱高を増加し、明治十年には一分五厘五毛に、同二十年には一割四分九厘に、同三十年には三割八分六厘に、更に同三十年には五割四分八厘即ち過半を占むるに至り、而して其の後の統計は生憎不詳なるも、略々同一趨勢を以て進みたるは敢て想像に難からざる所であつて、就中這次歐洲戰亂に伴ふ外國商船の打撃以來は、我外國貿易の大部分は、殆ど我商人の手に歸したりと稱するを得べく、其の他我貿易品の運送の如きも、舊條約時代には主として外國船舶に依つたものが、其の後我航運業の發達と共に是亦殆ど我船舶に依るに至りたる等、我對外貿易の發達は實に特筆に値すべきものが存するのである。

要之、外國貿易の發達は主として國權の發揚に伴ふものであつて、我對外貿易の如きも、舊條約時代には未だ外國商館貿易即ち居留地貿易の域を脱しなかつたものが、其の後條約の改正、日清、日露兩役に於ける大勝等に因り、我國權の發揚顯著なるに伴ひ、我外國貿易の發達亦顯著なるに至れるものなるべく、邦家の爲め誠に慶賀に堪へざる所である。

第四章 本邦關稅の沿革

第一節 開港以前の關稅

或は足利時代に於て周防の大内氏が、將軍の朝貢船及び之に關聯した内裏船の類を除き、其他の商賣船にして下關を通過するものから、一種の關稅を徵收し、或は同時代に於て肥前平戸の領主が輸出入共に商品の一割を租稅として徵收し、或は長崎貿易時代に於て、冥加金、運上金等種々の名目の下に、清蘭商人から關稅に似た一種の貿易稅を徵收したる等、開港以前に於ても多少關稅に類似したものが無いでもなかつたのであるが、然し眞の關稅の實施は漸く開港以後に屬するのである。

第一節 關稅思想の注入

鎖國政策を以て變改すべからざる租法と爲し、外國との通商貿易を嫌忌すると甚だしく、從つて關稅に關する智識の如きは、未だ殆ど皆無であつた舊幕時代に於て、初めて其の思想を注入したのは、嘉永五年六月新たに出島の和蘭甲比丹に任せられた、ドンクル、グルチウスであつて、外國との通商貿易に關し同人より我幕府へ提出した懇切なる忠告書中に、

(前略)

第三、日本國へ往古より敵對不仕國々之者、若通信相願候はゞ、長崎港に渡海御免被爲成、左之箇條御立被爲候様奉存候、

第一、通普之儀は長崎港に限候事、

第二、通普御免之國は、同國之重役相詰候事、

第三、通普御免之國人に、同所へ住居御手當相成候事、

附、此三箇條相立候得ば、日本之内外場所へ罷出候患有之間敷候

第四、外國人と交易之儀は、江戸京大阪堺長崎之商人に限候事、

附、此箇條日本御國法にて、外國人と私の交易御停止之趣、和蘭國王傳承罷在候、依之此趣に候得ば、御國法に相背候儀有之間敷候、

第五、御法御立、御交易趣向御定、長崎港に御番所御立候事、

附、此箇條は船々出入、荷物積卸之御改方に付、御規定相立可申奉存候、

第六、交易引取之儀は、双方長崎會所或は大阪會所之手形にて相辨候事

附、此箇條は、日本之御法は金銀外國へ御渡御停止之由、且又外國之金銀も日本にて通用不仕由、依之右之趣向に仕候得は、御國法に相背中間敷候、

第七、諸物運上等之御規定程能御立之事、

附、此箇條は外國人共運上差出候様相成、且過分之荷物持渡不申様之防に可相成候、尤運上格別に相増候はゞ、苦情申立候様に相成べく、依之程能と申上候儀に御座候、

第八、交易之儀に付、外國人共取合出來候節は、長崎御奉行と、外國重役と御扱相成候事、

(後略)

とあり。即ち右の内第五は、現在の所謂關稅法の制定並に稅關の設置を、又第七は關稅定率法の制定を勸奨したものであつて、右に依つて我邦人就中幕府當局者の關稅思想を啓發せる所尠からざるべく、次に、米使ペリーが安政元年神奈川に再

渡來し、幕府の應接係と應接の際、同使より差出した書翰の内には、

(上略)

一、亞美理加合衆國より日本に來り交易する民人共より相納る出荷物入荷物の運上は、何も兼而定る所の規定書面を見合せ、他の國々より多分に取立つべからず、其外何に不寄仕くせにて出方多きは港で停止すべし、若海關の番役など貪り求る事あらば、日本國にて法令之通り罪に行はるべし、此後日本國にてもし運上の取立方等を改めんとせらるゝ事あらば、合衆國よりの領事官等と相談を調ふべし、且何事によらず他の國々迄も利益ある事出で來らば、合衆國の民人にも他の國々と同じく其利益を得せしめて、偏頗の取計らひ無き事を明白にすべき事、

(中略)

一、合衆國の交易の船港に入りたる後牌を受取荷を揚る時に臨みて早速に船運上を濟すべし、入荷物の運上は荷揚の節々不殘收め、出荷物の運上は荷積の節々殘らず收め濟たる後に海關より紅單を差遣し、領事役人は改之最初に指出せし船牌を渡し、其船の港を發し歸國する事を許さるべし、

(下略)

とあり。是亦船舶の入出港手續を始めとし、船稅、關稅、徵稅法等に關する提言を爲したものであつて、前記の和蘭甲比丹の忠言と共に、我邦人に對し關稅思想を注入したる所尠からざるを認めねばならぬ。

第三節 蘭露兩國との追加條約上に

規定されたる關稅

前章本邦對外貿易の沿革に就て記述した通り、嘉永七年我邦と米英露の諸國との間に和親條約を締結したが、右は僅かに外國人の待遇、商船の寄航、難破漂流民の

取扱及空漠たる最惠國條款等を規定したるに止まり、一に通商に就て許容せる所なく、從つて未だ關稅問題に及ぶ所とはなかつたのであるが、安政四年八月二十九日調印に係る、和蘭國との追加條約に於て始めて稅率に關する規定を見るに至つたことは、大に注意を要することと思ふ。即ち同追加條約第六條に

商船持渡ノ品入札拂並相對拂ノ分トモ、荷物總代銀ノ内ヨリ三割五分差出スヘシ、尤會所ニテ直組買上ケノ品ハ此限リニアラサル事。

但輸入輸出ノ荷物其外貨物轉輸ノ稅等雙方談判ノ上追テ取極ル迄ハ本文ノ振合ヲ以テ可取計事。

とあつて、從價三制五分稅を規定せられ、次て同年九月七日調印に係る露國との追加條約第九條にも亦、

公賣或ハ私賣ニテ賣タル荷物ノ運上ハ、新ニ運上規則ヲ取極候迄ハ是迄ノ通り三分五厘(三割五分ノ事)ノ運上ヲ相收メ可申事。

右ノ爲領事官或ハ商船ノ船長ハ、魯西亞人ノ賣タル荷物ノ金高ヲ運上所ニ請合可申事。

運上所ニテ買取候荷物ハ、運上相拂可申事。

荷物ノ開展並ニ公賣ハ、何箇度ニテモ魯西亞商人ノ望ミニ任セ、又運上所ニテ此公賣ニ出ル日本商人ノ員數ヲ限り申間敷事。

とあつて、日蘭追加條約同様從價三割五分稅を規定せられて居るのである。但し、右蘭露兩國との追加條約は、間もなく廢棄せられたのであるが、條約上始めて關稅に關する規定を見たるものとして、多大の興味を感ぜざるを得ないのである。

第四節 安政五箇國條約上に規定されたる關稅

前節安政四年の蘭露兩國との追加條約面協定の關稅は、我邦最初の試み丈に極めて簡單なるものに過ぎなかつたのであるが、翌安政五年に締結せられた、米蘭露英佛五箇國との通商條約、所謂安政五箇國條約に於ては、關稅に關する協定稍詳細なるに至つた。今試みに右五箇國條約中比較的秩序の整つた、日英條約に就て其大要を窺知せん。

第三條は開港市及外人住居範圍(居留地制度)、第十條流通貨幣の事及貨幣輸出可能の事、第十一條貌利太尼亞海軍の爲用意の品は、神奈川、長崎、函館の内に陸揚し庫内に納め貌利太尼亞番人守護する者は運上の沙汰に及ばず、若其品を賣拂ふ時は、買得る人より規定の運上を日本役所に納むべし(一種の免稅規定)、第十四條開港場に於ける賣買の自由、二重課稅をせざる事及軍用の諸物日本役所の外へ賣るべからざる事(長崎追加條約第十三條)、其他賣買に關する事二則、第十五條日本の運上所にて荷主申立の價を好ありと察する時は、運上役より相當の價を以て直に買上ぐべき事、第十六條納稅物國中輸送自由の事、第十七條納稅品輸送自由の事、第十八條

密商を防ぐ規則を日本に於て定むる事、第十九條過料取上物の額は都て日本役所に屬する事、第二十二條兩國にて條約の實地を驗し改革せん事を求むる時は、其一年前に通達して再驗を爲すべく、其事は今より凡十四年の後にあるべき事、第二十三條最惠國約款の事、次に貿易章程七則は、第一則入津手續及違反の罰則、第二則監視人、夜中陸揚、密商其他の罰則、第三則陸揚規定、運送中損傷品入札競賣、輸出手續、第四則船舶出港手續、第六則出入港手續料、免狀、健固狀其他各書手續料、第七則稅率規定であつて、右の内稅率規定の全文は左の如し。

總て日本開港ノ場所へ陸揚スル物品ニハ左ノ運上目録ニ從ヒ其地ノ運上役所ニ租稅ヲ納ムヘシ。

第一類 貨幣ニ造リタル並ニ造ラサル金銀、當用ノ衣服、家材並ニ商賣ノ爲メニセサル書籍（日本居留ノ爲メ來ル者ノ所持品ニ限ル）右ノ品々ハ運上ナシ。

第二類 凡テ船ノ造立網具修復或ハ船裝ノ爲ニ用ル品々、鯨漁具ノ類、漁具ノ類、鹽漬食物ノ諸類、パン並ニパンノ粉、生タ

ル鳥獸類、石炭、家ノ造ル爲ノ木材、米穀、蒸氣器械、木綿羊毛ノ織物、トタン鉛、錫、生絹、右ノ品々ハ五分ノ運上ヲ納ムヘシ。

第三類 都テ蒸溜或ハ釀シ種々ノ製法ニテ造リタル一切ノ酒類、右ハ三割五分ノ運上ヲ納ムヘシ。

第四類 凡テ前條ニ舉ケサル品々ハ何ニ依ラス二割ノ運上ヲ納ムヘシ、金銀貨幣掉刺ノ外部テ日本ニ産シ積荷トシテ輸出スル品物ニハ五分ノ運上納ムヘシ。

米並ニ麥ハ、日本逗留ノ親利太人並ニ船々乗込タル者及船中旅客食料ノ爲メノ用意ハ與フ共積荷トシテ輸出スルヲ許サ

ス、親利太尼亞船ニテ開港ニ持渡リシ外國ノ穀物若シ陸揚セサル時ハ故障ナク再ヒ輸出スヘシ。

日本ニ産スル所ノ銅ハ、日本需用ノ餘分アレハ其時々公ケノ入札ニテ賣渡スヘシ。

神奈川ヲ開港ノ後五年ニ至リ、日本或ハ親利太尼亞政府ノ望ミニテ出港、入港ノ稅則ノ再議スヘシ。

而して、以上稅則を通觀するに、稅率は無稅、從價五分稅、同二割稅及三割五分稅の四種であつて、原料品及日用必需品に輕く、奢侈品に重く爲したる所、當時協定せられた稅率としては寧ろ上出來と稱するを得べく、其他の米並に麥即ち本邦主要食料品の輸出を禁止し、及是亦本邦必需品たる銅の輸出を制限したるが如き、我當路者苦心の存する所を多とせねばならぬ。

以上日英同條約並に貿易章程の大意を記述したが、其他の四箇國即ち米、蘭、露、佛との分を始めとし、其後萬延元年に締結せられた葡萄牙並に獨逸との分及文久三年十二月に締結せられた瑞西との分も亦、前記英國との夫に大差なく、之を要するに、以上各國との條約並に貿易章程にして其儘勵行せられたらんか、後に記述するが如き、一率從價五分といふ低稅率に甘んずるの愚を見ざりしことなるべく、返すくも遺憾の次第でなければならぬ。

第五節 倫敦覺書に依る稅率の改正

余は後節改稅約書に規定せられたる一率從價五分稅に就て記述する前に、本節に於て倫敦覺書に依る稅率の改正に就て聊か記述を試み度いと思ふ。

外でもなく、安政五年に於ける五箇國條約の締結前後に於ける我國論の沸騰實に激烈なるものあり、爲めに曩に約定したる開港開市の到底實行し難き事情に立至りたる結果、幕府に於ても不得已文久元年兵庫、新潟、江戸及大阪の開放を五箇年間延期方外國政府に要求したる所外國政府に於ては、之に應ずる代價として貿易上諸制限の撤廢並に關稅に關する讓歩を迫り、遂に倫敦覺書を見るに至つた次第であつて、右覺書の大要は、前記兵庫、新潟、江戸及大阪の開放延期に應ずる代價として、長崎、函館及神奈川の各港に於ける條約中の取扱勵行、外國人排斥の古法廢止就中貨物の賣買、雇傭契約、役人の態度、相互の交際等に關する制限を撤廢するを始めとし、外國交易の爲め別に對馬の港を開く事、酒類の輸入税を輕減する事、玻璃器を從價五分稅品目の中に加ふる事及横濱及長崎に貨物を藏置すべき納屋の建設方を要求するにあつたのであつて、次て起つたのは、即ち余の次節に於て述べんとする改稅約書の締結である。

第六節 改稅約書に規定されたる關稅

前節に於て記述せる、倫敦覺書の調印後我邦に於ては國論彌が上にも熱烈を加ふるのみであつて、外國人の殺傷事件を始めとし、英國公使館の燒打事件、赤間關の

外艦砲撃事件等相次て起り、國交愈々困難を加ふるに乘じ、各國の開港を迫る事倍倍急なるものがあつたので、幕府も遂に英佛、米、蘭四箇國の代表者との間に曩安政五年に右四箇國と締結せる條約添附の貿易章程第七則中に規定せる、神奈川開港後五年に至り出港入港の稅則を再議すべしとの約定に基き、右稅則の改正方然も輸出入の諸品都て從價五分を基本とせる低稅率に改正方を約定し、翌二年之が調印を了した次第であつて、右改正約書の内容は、大要左の如く、即ち

第一條 は、新運上目錄を以て舊運上目錄に代へ、神奈川に於ては慶應二年五月十日より、又長崎及函館に於ては同年六月十日より之を行ふ事。

第二條 は、此度の運上目錄は調印の日より日本と右四箇國との間に締結した條約の内に併せたから、日本壬申年中(明治五年)に至つて改むべきが、茶及生絲の運上の分は此度の約書の調印より二箇年の後、双方の内何れの方なりとも六箇月前に告知し、前三箇年中平均相場五分に基き之が改正方を求むべく、又木材の運上は此度の約書調印より六箇月後に告知して、時相場に従ひ運上を納むる事を改め、品物に従ひ運上高を定むる事を得べき事。

第三條 は、免狀料の廢止。

第四條 は、保稅倉庫の規定。

第五條 は、納稅濟貨物運送自由の事。

第六條 は、通貨に關する條項改正の件。

第七條 は、雇傭契約及陸揚船積の便を計る事。

第八條 は、外國船買入の自由及登記料に關する件。

第九條 は、日本人の外國に於ける交易自由たる事。

第十條 は、日本人所有船、傭外國船の海外行及積荷の自由たる事。

第十一條 は、燈明燈、浮木、瀬印木等を備付くべき事。

第十二條 は、此約書は慶應二年五月十九日より取行ふ事。

てあつて、改正運上目録は、

第一 輸入品運上目録

第一種 有稅品中從量稅を課するもの——胡椒種子、鹹魚、砂糖、氷砂糖、牛皮及水牛皮、皮革類(屠草を除く)、翡翠、孔雀毛類、象牙、大黃、阿膠、明礬、亞麻子油、罐入又は樽入のもの、ペイント、綿織絲、毛絲、金巾、天竺布、羅紗及セルヂス、石膏、塊條竿鐵等の八十九種、

第二種 無稅品——食物料又は荷物運送に用ふる諸獸類以下金銀、穀類、油類、鹽、硝石等の十八種、

第三種 禁制品——阿片、

第四種 元代に從ひ、從價五分の稅を納むべき品——軍用品、沓、時計、刃物、藥種、家具、材木、酒等奢侈品、貴重品二十四種及其他目録に掲げざる諸物品。

第二 輸出品運上目録

輸出品運上目録亦右同様四種に分ち

禁制品 には米、粳、小麥、大麥並其粉、硝石、

無稅品 には金銀貨幣、金銀銅(但し公の入札にて唯政府より賣渡すべしとせり)

從價五分課稅品 には竹器、銅器、木炭、藥品、材木八種等其他目録に掲げざる物品、

從量稅品 には前掲以外の五十三種、

以上

てあつて、以上改稅約書に依る稅率の改正に就て、吾人の特に附記せざるべからざる事は、僅少の物品を除くの外殆ど一切の物品に對し、僅々從價五分といふ低稅率を片務的に協定せられたる斗りてなく、從價五分と雖も輸入稅の如きは、現實從

價五分のものではなく、所謂元代に従ふ五分稅即ち輸出港の市價を標準としたものであるから、之を輸入港での市價を標準とするもの（之が其當時でも、米國を除き世界一般の課稅價格算定法であつた）に比すると、實際は從價五分以下の稅率となる上、當時の我國人は官民を問はず、外國の事情に不案内な關係上、輸出港に於ける市價として記載せられた、仕入書面價格の眞偽を鑑別するの能力なく、假令之を鑑別し得たとしても、當時の外國人からは兎角無理を強へられ勝てあつて、萬事泣寢入の外なき状態であつたのであるから、中には從價一分すらも當らぬものすら生じたとの事である。加之課稅價格に於て斯くの如き缺陷の存した以上、之を基礎として換算せられた從量稅にも亦同様缺陷あるを免れざるは勿論の事、市價の變動に應じて課稅價格を改算するといふ、改算時期の約定を忘れた爲めに、不絶騰貴の趨勢にあつた當時の物價に對し、稅率は日に月に益々低率となるのみであつたのである。次に輸出稅に就て之を見るに、僅少の物品に對する賦課ならんには別の事、其品目六十種の多きに及べるが如きは、取不直鎖國主義の目的に供せんといたる弊に外ならざるべし。

而して右改稅約書の調印後、白耳義（同年六月）、伊太利（同年七月）及丁抹（同年十二月）

との間に新に條約締結して右運上目錄の効力を生せしめ、遂に締結せる葡萄牙（二年七月）及瑞西（三年三月）とは改稅約書に同意をなし、露西亞（同年十一月）とは新約定書十二條を締結して是亦同様の取計をなし、更に維新後に於て締結せられた、瑞典（諾威）元年九月、西瑞（同年九月）、獨逸（二年正月）及奧地利（同年九月）との條約の如きも亦略々同様の主義に出て、爾來三十有餘年間、我邦は右改稅約書の爲めに尠からざる苦痛を嘗められたのである。

第七節 條約改正と稅權の恢復

前にも既述した通り、幕末に於て締結せられた條約は、當時の事情の認むべきものが無いではないが、要するに失敗たるは免れず。て、維新早々の御勅詔（明治元年正月十日）にも、是迄幕府に於て取結候條約の中、弊害有之件々利害得失公議の上御改革可被爲在候とあり。於茲明治二年十二月には、澤外務卿より、次て翌三年四月には、寺島外務卿より、列國公使に對し條約改正の要求を爲したが、敢て之に應ずる者なく、然し安政條約の改正期並に改正約書中の運上目錄の改正期は共に明治五年であつたので、其前年たる明治四年十月に、岩倉公を特命全權大使として歐米

諸國に派遣し、條約改正の下相談に當らしめたのであるが、米國以外の諸國は孰れも我提案を顧みなかつたので、公も何等目的を達することなくして空しく歸朝した次第であるが、我邦に於ける條約改正運動は、之が爲めに衰ふることなく、官民を問はず之が論議年一年と盛を加ふるのみであつて、松方租稅頭の如きは大隈大藏卿に對し再應之が建議を爲した状態であつたが、偶々臺灣政伐に次いで支那との葛藤をも惹起し更に西南戰爭をすらに見るに至つたので、政府に於ても遂に條約改正の議を顧みるの遑なく、荏苒歲月を経過するのみであつたが、是等の事件も幸に順次落着を告げたので、明治十一年以後は再び復活を見るに至り、爾來寺島、井上、大隈、青木、榎本等歴代の外相は、常に本問題に對し、最善の努力を惜まず、其結果目的の達成を見んとしたことも一再ではなかつたのであるが、其度に内外何れかの反對を被つて、蹉跎亦蹉跎を繰返しつゝあつた次第であつた。然るに偶々陸奥外相の就任を見るに及んで機漸く熟し、廿六年七月改正條約の原案を議會に提案して多少の修正を経たる上、先づ英國に向つて、之が談判を開始し、其間幾多の障害はありながら、二十七年七月十六日に至り兎も角も日英條約の調印を爲すに至り、明治三十年十二月五日の日澳條約の調印を最後として、茲に條約改正事業の終結を

告げ、而して新條約の一部は明治三十二年七月十七日より、他は同年八月四日より實施せらるゝに至つたのであつて、其結果無論比較的ではあるが、我稅權の擴張を爲し得たること、實に尠少ではなかつたのである。

第八節 舊條約時代に於ける關稅上の改正

新條約改正後の關稅に就て記述する前に、舊條約時代に於ける關稅上の改正に就て聊か記述して置き度いと思ふ。今其の主要なるものを擧ぐれば、

一、輸出禁止の解除 前にも述べた通り、改稅約書附屬運上目録中には、米、麥以下の輸出禁止品があつたが、是等は何れも舊條約時代の内に全部解禁せられた。

二、輸出稅の廢止 又同運上目録中從價又は從量の輸出稅を賦課せらるべき物品は尠くなかつたが、是等も漸次廢止せらるゝに至り、尙ほ殘つた分は改正條約の實施と共に全部廢止せられて了つた。

三、輸入稅の免除 是は僅に棉花及羊毛の二種のみであつたが、我邦に於ける綿紡績及毛織物の發達に伴ひ、之が原料たる右兩品の輸入稅を免除する必要起り、明治二十九年の法律第五十七號及同五十八號を以て之が輸入稅を免除

せらるゝことゝはなつた。

以上の外尙ほ附記の要あるは、明治二十三年法律第八十號を以て税關法を發布し、勅令第二百三號を以て税關規則を定め同年十一月一日より實施するに至つたが、當時は猶ほ治外法權が存した爲めに毫も外國人を支配する能はずして、殆ど有名無實たるに終つたことである。

第九節 第一次改正條約の得失

第一次改正條約の舊條約に比して進歩尠からざるものありしは論を俟たざる所にして、通商の自由、領事裁判の撤去、最惠國條款の相互的設定等、我邦をして對等的地位に進めたる上、輸入稅率の如きも、協定稅率の改訂に加へて新に國定稅率が制定せられた爲めに、從來は從價五分とはいへ、其實從價三分六毛乃至同五分に過ぎなかつたものが、改正後一躍九分七厘一毛となり、次て明治三十九年に於ける國定稅率の改正の爲めに一割四分六厘強より一割六分弱に迄進んだ次第であつた。然し、舊條約時代に於ける極端なる束縛の情勢上、缺點も亦尠からざりしことを認めねばならぬ。試みに其の主なるものを擧ぐれば、條約上永代借地權、移民に關

する束縛、相手國が殖民地を除外したるが如き、猶ほ不對等の規約を存せるのみならず、關稅上に於ても亦不利と認むべきものが尠かつたのである。即ち

一、偏務的協定稅率の存續 日英、日獨、日佛諸條約の議定書に附屬し、是等諸國より我邦に輸入せらるゝ重要貨物に對し、稅率を從價五分乃至一割五分に協定したるに拘らず、對手國の稅率に對しては、我邦より何等束縛尤も單り、塊句國に對してのみは、双務的協定稅則を成立せしめたのであるが、對手國の我邦に許與したものは、既に他の諸國にも之を許與して居たものであつて、従つて我邦に於て最惠國條款を有する以上、當然之に均霑し得べきものであるが故に、事實に於ては是亦偏務的協定に過ぎぬのである。之を加へなかつた上、是等の協定稅則は最惠國條款を有する多數の締盟國も亦、盡く之に均霑し得るのみならず、米國の如き條件附最惠國條款を交換したる國に對してすら、無條件に之に均霑せしめたことである。尙ほ參考の爲め我邦が各國に許與したる協定稅目を擧ぐれば、通計百二十九目の多數に及んだのである。

二、從量稅の不公平 我邦が各國と協定した稅率は何れも從價稅であるところ、議定書の一條項に於て之を從量稅に換算すべきことを約定し、而して其換算

の基礎には議定書の日附より前六箇月日佛條約の議定書に於ては千八百九十四年上半期に於ける我邦稅關の平均價格に原產地より陸揚港に至る保險料、運賃、手数料等を加算したるものを以てすべしとなし、然も我邦に於て之を改算するの權利を保留しなかつた爲めに、實際の稅金額は、物價の騰貴と共に漸次低率となるのみであつて、其爲め不利を蒙ること尠くなかつたのである。尤も我邦に於ても此場合を豫想し、日英追加條約には其第二條第一項に於て本條約を以て定めたる從量稅は三箇年毎に之を改定すべきものとすとの規定を設けたのは可かつたが、同條約第二條第三項に於て、本規定は日本國が現に約定稅目を商議中の他の國に於て、同様の取極を承諾するを待て實行せらるべきものと知るべしと規定し、而して日佛並に日獨の追加條約に於ては、改算に關し何等規定する所がなかつた爲めに、結局日英追加條約に於ける可惜規定も、其實一片の空文に過ぎなくなつて了つたのである。

三、國定稅則施行に對する條約上の束縛 更に弊害として認むべきは國定稅則施行に對する條約上の束縛であつて、日獨條約議定書第三、第六項に於て、附屬稅目に掲げざる物品に對しては、日本國普通國定稅則を適用すべし、但し右國

定稅則並に將來之に改正を加ふる場合あるとき、其改正を獨逸國より日本國への輸入品に適用するには、六箇月以前に公布すべきものとすと規定し、日獨條約議定書第四、第二項にも亦同様の規定をなした爲めに、我國定稅則の權威を失墜せること尠からざる上、見越輸入の弊害を惹起するに至り、爲めに我邦の經濟又は財政上蒙りたる不利益實に尠くなかつたのである。

以上第一次改正條約の得失大要を記述したが、尙ほ右條約改正に伴ふ、我邦關稅上の新施設並に第二次條約改正に至る迄の變遷を概設すれば、

(一)關稅定率法及關稅法の制定 前記條約の改正と共に稅權次第に我に歸するに至りたる結果として、明治三十年三月には、法律第十四號を以て初て關稅定率法を制定(明治三十二年一月一日より實施)せられ、次て翌三十三年三月十三日には、法律第六十一號を以て關稅法の發布(同年八月四日より實施)を見るに至り、茲に於てか我邦に於ける所謂「國定協定稅則」の基を開き得たる次第である。

二、關稅定率法の改正 前記關稅定率法は、其後稅表上數次の改正行はれ、殊に日露戰爭中、非常特別稅法に依り二回の増徴を見、且つ三十三年には該法本文中

に加工輸入に關する擔保付免稅に關する規定を追加する等、變遷相當尠くはなかつたのであるが、更に三十九年に至り之が大改正を行はるゝに至つたのであつて、右大改正には我産業の勃興並に國權の發揚に伴ひ、保護貿易主義の色彩漸く濃厚ならんとするの傾向を認め得らるゝのである。

第十節 第二次改正條約と關稅

前記の如く我關稅定率法は、明治三十九年に於て一大改正を實行せられたとはいへ、夥多なる協定稅率の存する爲め稅率任々權衡を失するものあつた上、我邦經濟狀態の變動並に各種産業の發達は、之が改正を急とするものがあつたので、明治四十四年七八月の交、各國との條約期限滿つると共に、協定稅率も亦消滅するを機とし、同年四月十四日を以て更に定率法の改革を行ひ、同年七月十七日より之を實施するに至りたるもの即ち現行關稅定率法其後部分的改正數次行はれたが、てあつて、從來重要輸入品の大部分が協定稅目に屬してゐたのに反し、大部分は國定稅率を通用することとなり、我邦の關稅も茲に面目を一新することとなつたのである。

第十一節 本邦關稅改正と關稅收入

尙ほ參考の爲め、明治元年以來最近に至る本邦關稅收入額表を掲ぐれば左の如

關稅收入額表 (大藏省編纂外國貿易年表に依る)

年次	收稅額	輸出稅	輸入稅	收稅額歩合		合計
				輸入總額に對す	有稅品價に對す	
明治元年	四六六、九九一	三六八、一七三	三七五、六三三	三・五	三・七	八四二、六八三
二年	四二八、三二七	四二八、三二七	四五六、六三五	二・〇	三・〇	八五四、〇〇〇
三年	六四七、〇三五	六三二、八八四	六三二、八八四	一・八	三・六	一、〇六〇、一八二
四年	六二七、一五八	六七四、六七九	六七四、六七九	三・〇	三・四	一、三〇一、七二七
五年	六八一、九五〇	九四〇、四一四	九四〇、四一四	三・五	三・六	一、五五七、五七二
六年	六七六、三三六	一、〇〇九、九七九	一、〇〇九、九七九	三・九	三・八	一、六八九、八八〇
七年	七三三、一九九	九〇八、五三四	九〇八、五三四	三・八	四・二	一、五八四、八八〇
八年	八七〇、一五九	一、〇七三、三七八	一、〇七三、三七八	三・六	四・二	一、八二〇、五七七
九年	八七四、〇〇六	一、〇九五、一五八	一、〇九五、一五八	四・〇	四・三	一、九二五、三二七
十年	八七六、七三六	一、一三七、〇六七	一、一三七、〇六七	四・一	四・三	二、〇〇一、〇三三
十一年	九八八、九三三	一、四七一、五三一	一、四七一、五三一	四・四	四・六	二、三二八、二六七
十二年	九八八、九三三	一、五二四、五六五	一、五二四、五六五	四・六	四・八	二、五二三、五〇〇
十三年	九〇四、七三二	一、六八八、一九二	一、六八八、一九二	四・六	四・八	二、五九三、九〇三
合計				三・五	三・五	三五三

第四章 本邦關稅の沿革

第十一節 本邦關稅改正と關稅收入

二次改正に於ては前年の三千四百萬圓が當年には四千一百萬圓、翌年には四千七百萬圓と相續ひて激増し、更に四十四年の第三次改革に於ては前年の三千六百萬圓が當年には四千二百萬圓、翌大正元年には五千八百萬圓と相續ひて激増した次第である。

我國の關稅 終

商 業 用 略 語 及 記 號

A	Accepted.	引受けたり又は落 手せり
Abs. Sta.	Abstract Statement.	摘要書
Acc. or Acct.	Account.	計算又は勘定
A/c. or A/c C.	Account current.	交互計算書又は受 取計算書
Ad Val.	Ad Valorem (namely ac- cording to value).	従價
Ad Val. Duty.	Ad Valorem Duty.	従價税
Ad.	Advertisement.	廣告
Agt.	Agent.	代理人
Amt.	Amount.	合計又は總額
Aus.	Answer.	應答
App.	Appendix.	附録
A. R.	All risks.	凡ての危険
A/s. or Acc/s.	Account sale.	賣上又は賣上勘定 書
Arr.	Arrived.	到着したる
Art.	Article.	物品
Asst.	Assistant.	手代
@	At; To.	替 又は に付

Att. or Atty.	Attorney.	代辦人
Auct.	Auction.	競賣
A/V or av.	Average.	平均又は海損
Avoir.	Avoirdupois.	常量
B/. or Bag.	Bag.	囊
Bls. or ß	Bales.	俵、包又は捆
Bal.	Balance.	殘高又は差額
Bank.	Banking.	金子取扱
Bbl., bl. or brl.	Barrel.	樽又は量目
B/D	Bank draft.	銀行爲替
B. B.	Bill book.	手形帳
Bdl. or B'dle.	Bundle.	把又は束
B/E. or Bs/E.	Bill of exchange.	爲替手形
B/F. or Bt. fwd.	Brought forward.	前葉より繰越
Bght. or Bo't	Bought.	買入れたり
Bk.	Bank; Book.	銀行又は書籍
Bkt.	Basket.	籠
B/L.	Bill of lading.	船荷證券
= B/N.	Bank note.	銀行紙幣
Bot.	Bottle	罇
B/P.	Bill of parcel.	小荷物賣上狀
B. P.	Bill payable.	支拂手形

Brkge.	Brokerage.	仲買人口錢
B. Rec.	Bill Receivable.	受取手形
Bross. Co.	Brothers Company.	兄弟商會
B/S.	Bill of sale.	賣渡證
Bsh.	Bushel.	英の量目
B/T. or Brot.	Brought.	持越したり又は前 期繰越
Bxs.	Boxes.	箱
e. or ¢.	Cent.	米國の貨幣
C. C/ or ¢	Case.	函
C. A. D.	Cash against document.	證券引換拂
Cap.	Capital.	資本
Cash.	Cashier.	現金出納係
Cat.	Catalogue.	目錄
Capt.	Captain.	船長
C. B.	Cash Book.	現金出納簿
C., Cent. or Ct.	(Centum.) Hundred.	百
C. C.	Two hundred.	二百
Cd. fwd. or C. F.	Carried forward.	次葉へ繰越
Cert.	Certificate.	證明書
C & F. or C. F.	Cost and freight.	運貨賣手持
C. H.	Custom House.	税關

Ch. F.	Charges forward.	諸掛先拂
Ch. Pd.	Charges prepaid.	諸掛拂済
Ch.	Chest.	櫃又は函
C. G.	Consul General.	總領事
C. I. F.	Cost Insurance & Freight.	運賃保険料賣手持
Ck.	Cask.	樽
Cl.	Clerk.	書記
Co.	Company.	會社又は商會
c/o	Care of	何某方又は氣付
C. O. D.	Cash on Delivery.	物品引換拂
Com, or Com ^{on}	Commission.	手数料
Const.	Consignment.	委托販賣、委托品 及積送品
Cr.	Credit; Creditor.	掛、貸方又は債主
Cos.	Consul.	領事
Cwt.	Hundred weight.	百十二封度(量目)
D.	(Donarii) Penny; Five hundred.	片(英の貨幣)又は 數の五百
四 Dlk.	Drawback.	戻税
Dec.	Six hundred.	六百
Dec.	Seven hundred.	七百
D. B.	Day book.	日記帳

D/D	Days after date.	日附後幾日
D/D or D/Dft.	Demand draft.	請求拂爲替手形
D/D	Documentary draft.	荷爲替手形
D. F.	Dead freight.	不足積荷運賃
Dft.	Draft.	爲替手形
Diam.	Diameter.	直徑
Disc't. or Dis.	Discount.	割引
Div.	Dividend.	配當金
Do.	Ditto.	(同上)と云ふ意
Doz.	Dczen.	打(十二個)
Dr.	Debtor.	借方又は負債主
D/S.	Day after Sight.	一覽後……日拂
Dupl.	Duplicate.	寫し又は副本
ea.	Each.	各又は毎
E.E.	Errors excepted.	誤は此限りに非ず
E.O.E. or F.&O.E.	Errors and Omission ex- cepted.	誤謬脱落は此限り に非ず
eq.	Equal.	同
etc.	(Excetra) or so forth.	等
Ex.	Example; Exception.	例又は例外
Ex. or Exch.	Exchange.	兩替
Exp.	Expense.	費用

F. A. A.	Free of all average.	海損不擔保
F. A. S.	Free alongside.	船側渡
F. C & S.	Free of Capture and seizure.	捕獲の場合には擔保せず
F. g. a.	Foreign general average.	外國にて取結びたる保險
f. e.	For example.	例へば
Fl.	Florin.	貨幣の名
F. O.	For orders.	注文に依り
Fo.	Folio.	丁數
F. O. B.	Free on Board.	本船渡し
Fr.	Franc.	法(佛國の貨幣)
Frt.	Freight.	運賃
Fthm.	Fathom.	尋(英の尺度)
ft. or (').	Foot; or Feet.	呎
F. P. A.	Free of Particular Average.	單獨海損を擔保せず
F'wd	Forward.	繰越又は送附
六 G. A.	General Average.	共同海損
Gal.	Gallon.	ガロン 瓦
Galv.	Galvanization.	電氣鍍金
grm.	Gramme.	佛の重量

Gr.	Grain.	英の重量
Gr.	Gross.	グロス 哥(十二打)又は總體
Gro. wt.	Gross weight.	總目方
Hdkf.	Handkerchief.	手巾
Hf.	Half.	半分
Hhd.	Hogshead.	升目の名
H.K. Tl.	Haikwan Tael.	海關兩(支那稅關用)
I. B.	Invoice book.	仕入書控帳
i. e.	(id est) That is.	即ち
Imp.	Import; Imports.	輸入又は輸入品
In. or (").	Inch.	英の尺度
Inst.	Instant.	今月
Ins. or Insur.	Insurance.	保險又は保險料
Int.	Interest.	利息
Inv.	Invoice.	送り狀又は仕入書
Invt.	Inventory.	財産目錄
I. O. U.	I owe you.	借財
J/A.	Joint account.	共同計算
Jl.	Journal.	仕譯帳
Kilos.	Kilogrammes.	佛の重量

£	Libra-pound sterling.	英貨
lb.	Libra-pound weight.	英の重量
L.	Letter; or Libre.	手紙又は佛の重量
L'd. or Ltd.	Limited.	有限
Ledg.	Ledger.	元帳
Liq.	Liquor; Liqueur.	液體又は利休酒
M.	Mark, Mile or Metre.	馬克(獨貨)、哩又 は米突(佛の尺度)
Mm.	Two thousand.	二千
M/d.	Months after date.	日附後幾月
Mdse.	Merchandise.	商品
Memo.	Memorandum.	覺書
Messrs.	Messieurs.	何々社御中と云ふ が如き名宛の下 に書す
M. I. P.	Marine Insurance Policy.	海上保險證券
m.m.	Milli metre.	佛の尺度
M. O.	Money order.	郵便爲替
Ms.	Manuscript.	寫本又は文書
八 m/s.	Months after sight.	一覽後幾月
N. B.	(Nota bene) Take notice.	注意せよ
Nil.	Nothing.	無し
No. or #	Number	番號*

N. P.	Net. proceeds.	正味手取金
N. Wt.	Net Weight.	純重量
O/.	Order.	注文
O/a.	On account.	掛にて
o/a.	Open charter.	豫定備船契約
O/d.	On demand.	參着(爲替)
%	Per cent.	百に付又は分
‰	Per mille. (Thousand).	千に付
O. P.	Open policy.	豫定保險證券
O/l	Order No. 1	注文第一號
Oz, or 匁	Ounce.	オンス(量目の名)
P.	Per; Page.	...毎に; 又は頁
pr.	Per; By.	...毎に; 又はにて
P.A.	Power of attorney.	委任狀
P. A.	Particular average.	單獨海損
Pat.	Pattern; Patent.	見本又は專賣特許
Paymt.	Payment.	支拂
p. a.	Per annum (by the year).	毎一年にて
Per ct.	Per centum.	每百に付
Pcl.	Picul.	擔(量目)
Pe. or Pes.	Piece.	個
Pd.	Paid.	拂濟

Pkge.	Package.	包
P/N.	Promissory note.	約束手形
P/P.	Please pay.	御支拂被下度候
p. p.	Per procuracy.	代理にて
P. O. O.	Post office order.	郵便爲替
pr.	Pair.	一組
Pros.	(Proximo) Next month.	來月
P S.	Postscript.	追伸又は二伸
Pt.	Pint.	升目の名
P. T. O.	Please turn over.	裏面を見よ
Qt.	Quart; Quantity.	升目の名又は分量
Rcpt.	Receipt.	請取證
Rec't payt.	Received payment.	代金正に受取申候
Reg.	Register	登記
Regs Ton.	Registered tonnage.	登簿噸數
Reved.	Received.	領收せり
Rs.	Rupees; Roubles.	ルピー (英領印度貨幣) 又はルブル (露貨)
10 S. or Sh.	Shilling.	シリング志 (英貨)
\$	Doller.	弗 (米貨)
S. B.	Sales book.	賣上帳
S. c.	Secretary.	書記

Sh.	Ship.	船
Ship't.	Shipment.	船積
Sk.	Sack.	袋
sq. ft.	Square foot.	平方尺
S/O.	Shipping order.	船積指圖書
S. S. or S/S	Steam ship.	汽船
Stg.	Sterling.	英貨
Stor.	Storage.	庫敷料
Str.	Steamer.	汽船
Sunds	Sundries.	諸口
T.	Ton, or Tare.	噸又は風袋
T. L.	Total Loss.	全損
Tls.	Taels.	兩 (支那貨)
T. O.	Turn over.	裏面を見よ
Tonn.	Tonnage.	噸數
T. T.	Telegraphic transfer.	電信爲替
Ult.	Ultimo (Last month)	先月
V.	Value.	價格
Via.	Through; By way of.	經て
Viz.	Videlicet; Namely.	即
v. a.	With average.	海損擔保
W'g.	Weighing.	重さ

Wt.	Weight.	重量
¥	Yen.	圓
Yd.	Yard.	ヤード 碼(英尺度)
∧	Caret,	文字を略すに用ゆ
∨	Check mark.	止印
:—	Namely.	即
井	Number.	番號
%	Percent.	百分率

貨物包装名稱

箱	Case (C, Ca, c/, ☉)	
函	Box (Bx)	
枠箱	Skeleton case, C	
櫃	Chest	
樽	Cask (C, C'sk), Barrel (B'rl)	
大樽	Butt	
小樽	Keg	
桶	Tub	
大桶	Puncheon	
小桶	Keg	
圓筒形罐	Cylinder, Tube	(瓦斯體物或は水銀等の包装に使用せらるゝもの)
樽形大罐	Drum	(グリセリン苛性曹達等の包装に使用せらるゝもの)

同 小罐	Keg	(鐵釘、ペーント等の包装に使用せらるゝもの)
普通小罐	Can, Tin	
鐵槽	Iron tunk	
樹枝製籃	Crate	
大籃	Hamper	
籠、籃	Basket (B'kt)	
デミジョン	Demijohn	(醋酸、クロロホルム、フォルマリン等の包装に使用せらるゝもの)
甕、瓶、壺	Jar	
囊、袋	Bag (B'g), Sack (Sk)	
皮囊	Ceroon	(西印度産天然藍の包装に使用せらるゝもの)
束、把	Bundle (Bdl, B'dle)	
桶、包	Bale (Bls, B/, β), Package (P'k'g)	
俵	Bale	
小包	Parcel	
捲	Coil	
卷	Roll	
罇	Bottle (Bot)	
本	Bar	
個	Piece (P'ce)	
枚	Sheet, Leaf	
頭	Head	
嵩	Lot	

堆、嵩 Pile

内外度量衡比較表 (農商務省中央度量衡検定所調査)

(一) 「メートル」法 (Metric)

現今「メートル」法専用國ハ獨逸、奧地利、匈牙利、白耳議及「コンゴ」、伯刺西爾、勃爾瓦利、智利、古倫比亞、古西多利加、玖和蘭瑪、丁抹、西班牙、佛蘭西及突尼斯其他殖民地、「グワテマラ」、及其他殖民地、「ホンチユラス」、伊太利、歷山堡、墨西哥、諾威、「ニカラグワ」、白露、葡萄牙及其の殖民地、亞爾然丁、羅馬尼、「サルツアドル」、塞爾維、暹羅、瑞典、瑞西、「ウルグエー」の三十一箇國にして、其の併用國は「ボリツイア」、加奈陀、埃及、北米合衆國、英國、希臘、日本、「バラグエー」、露西亞、「ヴェネズイラ」、支那の十一箇國なり。

(イ)、度

「ミリメートル」(Millimetre) (MM. 耗)(千分の一米)	$\frac{1}{1000}$ 3.30000
「センチメートル」(Centimetre) (CM. 厘)(百分ノ一米)	$\frac{1}{100}$ 3.30000
「デシメートル」(Decimetre) (DM. 分)(十分の一米)	$\frac{1}{10}$ 3.30000
「メートル」(Metre) (m. 米)	3.30000
「デカメートル」(Decametre) (十米)	33.00000
「ヘクトメートル」(Hectometre) (百米)	330.00000
「キロメートル」(Kilometre) (KM.)(千米)	3300.00000

(ロ) 量

「センチリットル」(Centilitre) (CL. 厘)(百分の一立)	$\frac{1}{100}$ 0.55435
--------------------------------------	-------------------------

内外度量衡比較表

「デシリットル」(Decilitre) (DL. 鈞)(十分の一立)	$\frac{1}{10}$ 0.55435
「リットル」(Litre) (L. 立)	0.55435
「デカリットル」(Decalitre) (十立)	5.5435
「ヘクトリットル」(Hectolitre) (百立)	55.435

(ハ) 衡

「ミリグラム」(Milligramme) (MG. 厘)(千分の一瓦)	$\frac{1}{1000}$ 0.26667
「センチグラム」(Centigramme) (CG. 厘)(百分の一瓦)	$\frac{1}{100}$ 2.66667
「デシグラム」(Decigramme) (DG. 毫)(十分の一瓦)	$\frac{1}{10}$ 2.66667
「グラム」(Gramme) (G. 瓦)	2.66667
「デカグラム」(Decigramme) (十瓦)	26.6667
「ヘクトグラム」(Hectogramme) (百瓦)	266.667
「キログラム」(Kilogramme) (KG. 鈞)(千瓦)	2666.7

(ニ) 英吉利

(イ) 度

「インチ」(Inch) (in. 吋)(碼ノ卅六分の一)	$\frac{1}{36}$ 0.83820
「フート」(Foot) (ft. 呎)(十二吋)	1.00584
「ヤード」(Yard) (yd. 碼)(三呎)	3.01752
「ファゾム」(Fathom) (二碼)	6.03503
「ポール」(Pole) (五碼半)	16.5963
「チェーン」(Chain) (四「ポール」)	66.3854
「ファーロング」(Furlong) (十「チェーン」)	663.854
「マイル」(Mile) (八「ファーロング」)	5310.83
	(0.40979)

内外度量衡比較表

一五